

平成25年第376回定例会

矢吹町議会会議録

平成25年9月13日 開会

平成25年9月25日 閉会

矢吹町議会

平成25年第376回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月13日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	7
会期外付託案件調査報告	7
町政報告	10
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案の上程、説明(議案第59号～議案第66号、認定第1号～認定第8号)	15
散会の宣告	20

第 2 号 (9月17日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
職務のため出席した者の職氏名	22
開議の宣告	23
一般質問	23
角 田 秀 明 君	23
青 山 英 樹 君	32
鈴 木 隆 司 君	45

藤井精七君	58
安井敬博君	65
熊田宏君	76
散会の宣告	83

第 3 号 (9月18日)

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣告	87
一般質問	87
薄葉好弘君	87
大木義正君	96
総括質疑	103
議案・請願・陳情の付託	103
散会の宣告	104

第 4 号 (9月25日)

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	106
欠席議員	106
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	106
職務のため出席した者の職氏名	106
開議の宣告	107
議事日程の報告	107
議案第59号、議案第60号、陳情第7号、陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	107
議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決	110
請願第2号～請願第4号、陳情第5号、陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	111
議案第62号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	113
議案第63号～議案第66号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	118
日程の追加	123

同意第3号の上程、説明、採決	123
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
閉会中の継続調査の申し出について	136
議員の派遣について	137
閉会の宣告	137
署名議員	139

平成 2 5 年 9 月 1 3 日 (金曜日)

(第 1 号)

平成25年第376回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年9月13日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて(専決第12号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 7 議案の上程
議案第59号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
(町長議案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画経営課長	藤田忠晴君	総務課長	水戸邦夫君
税務課長	佐久間一幸君	町民生活課長	会田光一君
保健福祉課長	阿部正人君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君
都市建設課長	藤田豊君	上下水道課長	円谷清茂君
教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君	会計管理者兼 出納室長	井戸沼寿量君
生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主任主査兼 次長	松谷誠
--------	------	-------------	-----

◎開会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第376回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、熊田君よりおくれる旨の連絡がありましたので、ご報告をいたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

15番 吉田 伸 君

1番 安井 敬博 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 皆さん、おはようございます。

第376回定例矢吹町議会定例会が、本日9月13日に招集になりましたので、それに先立ちまして、9月11日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日9月13日から9月25日までの13日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は18件であります。そのうち承認2件は全体審議とし、条例改正等の議案3件、請願3件、陳情4件は、それぞれの所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたしました。

また、5件の補正予算案及び8件の決算認定については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算決算特別委員会及び第2予算決算特別委員会を設置するとともに、委員を構成して審議をすることにいたしました。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、承認2件は全体審議として採決いたし、日程第7で議案第59号から第66号、認定第1号から第8号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の9月14日、第3日目の15日、第4日目の16日は、土曜日、日曜日、祝祭日のため休会といたします。

第5日目の17日火曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第6日目の18日水曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、請願、陳情、議案の付託をいたします。午後1時から各常任委員会を開催いたします。

第7日目の19日木曜日は、午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第8日目の20日金曜日は、前日に引き続き、午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第9日目の21日、第10日目の22日、第11日目の23日は、土曜日、日曜日、祝祭日のため休会といたします。

第12日目の24日火曜日は、各委員会審議結果報告書作成のため休会といたします。

第13日目の25日水曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行った後、今定例会は終了となります。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

なお、今定例会は恒例により最終日、本会議終了後午後6時からホテルニュー日活において、町管理職との懇親会を開催いたしますので、ご参加をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日9月13日から9月25日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月13日から9月25日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る7月23日に開催されました東西白河地方町村議会議員研修会の席上、自治功労者として、17年以上の在職で藤井精七議員及び、9年以上の在職で大木義正議員、鈴木一夫議員が表彰されましたので、ご報告いたします。

それでは、表彰されました方々への伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びいたしますので、演壇前にお進みください。なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影をいたしますので、しばらくお待ちください。

事務局長。

〔表彰状伝達〕

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査結果等報告書、請願書及び陳情文書表、議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月14日開会の定例会において決議されました、国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき、3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書を、内閣総理大臣及び復興大臣に、また、日本維新の会、西田譲議員の国会発言に断固抗議し撤回を求める抗議文を、衆議院議員西田譲議員ほか日本維新の会役員に、それぞれ6月24日に送付いたしましたので、報告いたします。

◎監査報告

○議長（栗崎千代松君） これより、例月出納検査結果及び財政的支援団体等の監査結果、並びに平成24年度一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化等の審査意見について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果、並びに平成24年度決算審査と、その決算審査にあわせて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成24年度及び平成25年度5月分を6月25日に、平成25年度6月分を7月24日に、平成25年度7月分を8月23日に、それぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成25年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月25日に行いました。検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から、関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として、町の指定管理施設、矢吹町保健福祉センター、健康センター、コミュニティプラザ及び町営駐車場、公園施設、文化センター、ふるさとの森芸術村、図書館、そして体育施設及び勤労体育施設を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督について、平成25年7月8日、10日、11日、12日の4日間において実施しました。

今回の監査結果では、一部の受託団体において会計の経理に不備が見られましたが、これを除き、管理受託団体による受託業務については、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

なお、詳細については、報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成24年度矢吹町各種会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査の日ですが、平成25年8月1日、2日、5日、6日、7日、8日の6日間で行いました。

審査の結果ですが、平成24年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書14ページに記載のとおり、平成24年度の一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、関係書類も整備され、各会計管理は適正であります。

総体的には、東日本大震災からの本格的な復興に向けた取り組みとして、国の動向や厳しい社会経済情勢を踏まえ、限られた財源の中で、平成24年度政策大綱に基づき事務事業を実施され、町民生活の回復に向けた諸種の事業を展開し、住民福祉サービスの向上と財政健全化を両立しながら第5次まちづくり総合計画と復興計画に位置づけられた事業がおおむね執行され、大変苦しい中で各会計の財政運営に尽力されたことは、評価いたします。

一方、歳入においては、景気低迷、雇用の不安定、固定資産税の評価替えによる下落などがあり、自主財源である町税が前年比2.1%増にとどまっており、今後とも、行政基盤の安定性及び行政活動の自立性の視点において累積する収入未済額の解消については、自主財源の確保及び負担公平の観点から、全庁挙げて取り組まれることを望むものです。

また、我が国の経済は緩やかに持ち直し傾向が続くことが期待されていますが、本町にあつては、東日本大震災からの復旧・復興及び今後、公共施設の老朽化による大規模な改修と耐震化が想定されます。

さらに、少子高齢社会の進行、地域コミュニティの衰退を考慮し、若者定住のための魅力ある地域づくりに取り組まなければならないと思慮します。

今後も、さらなる一般財源の確保に努力するとともに、職員相互の創意工夫によって引き続き経常経費の削減を図り、まちづくり総合計画と復興計画に基づいた事業執行と管理によって、限られた財源を効率的に活用され、町政の発展と住民福祉の向上に努力されることを望みます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されないものの、実質公債費比率は16.9%、将来負担比率155.0%と、財政の早期健全化または再生計画による基準数値からは下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認めるが、引き続き判断比率の低下に向けた方策に努められたい。

なお、公共下水道事業、農業集落排水事業特別会計においては、いずれも資金不足がなく、経営はいずれも良好な状態にあると認めるが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に努め、安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成24年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

審査の日ですが、平成25年8月7日に行いました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算書は法令に準じて作成され、

財政状況及び経営成績表は明確に示されており、計数に違算はなく、決算は適正であると認めました。

また、24年度決算では、給水収益が東日本大震災以前の推移に回復基調にあります。他会計繰入金など営業外収益もわずかながら増額となり、加えて、前年同様の人件費抑制、企業債の償還など経営の安定化を図りながら、3,372万9,000円の純利益となりました。

今後の経営に当たっては、健全な経営と安全で良質な水道水の安定供給を目指し、給水収益の向上策を図るとともに、使用者の負担の公平性等からも未納者に対する徴収強化等、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営が求められます。

あわせて、審査に付された水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、また実質的な資金不足はなく、良好な経営状態にあると認められます。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査報告並びに平成24年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（栗崎千代松君） 次に、去る8月9日に開催されました平成25年度第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について、報告いたします。

定例議会での議案についてであります。白河地方市町村圏整備組合火災予防条例の一部を改正する条例1件、動産の取得に関する議案3件、決算認定（水道用水供給事業会計）に関する議案1件、平成25年度一般会計補正予算及び水道用水供給事業会計補正予算に関する議案2件、白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任同意1件の議案及び水道用水供給事業会計資金不足比率についての報告1件が、組合管理者より提出され、議案第15号一般会計補正予算については、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決され、それ以外の議案については、全員異議なく原案のとおり可決されました。

議案等の内容については、皆様に配付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、私からの平成25年度第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会の報告は終わります。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（栗崎千代松君） これより、会期外に行われました各委員会の調査報告を求めます。

総務常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。報告をさせていただきます。

総務常任委員会調査報告。閉会中の所管事務調査結果報告について、第375回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

総務常任委員会所管事務調査報告書、1番から5番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

す。

6番、調査経過。長岡市は、オンリーワン長岡モデルとして独自の施策を展開し、米百俵の心を受け継ぐひとづくり、市民協働の伝統に根差した市民力と個性豊かな合併11地域の地域力を生かしたまちづくりを進めています。

長岡市では、長岡震災アーカイブセンター「きおくみらい」及び指定管理業務のモニタリングと業務評価について視察、研修を実施しました。

長岡震災アーカイブセンター「きおくみらい」であります。平成16年10月23日に発生した新潟県中越大地震について、地震の被害から復興の軌跡までの膨大な情報が集められた施設となっており、災害の体験を未来に語り継ぎ、世界に発信するとともに、災害・復興の研究・学習や交流活動の場として、長岡市と小千谷市に4つの施設と3つの公園を中越メモリアル回廊として整備されております。

さらには、地域にある既存の施設や住民活動などとも連携して情報発信、人材育成、交流活動等を行い、エリア全体の広域連携や魅力向上を図っているとのことでした。

本町でも、東日本大震災の記録、災害現場に残る過去の教訓や知見を次世代に伝え、減災社会の実現に寄与するための施策及び防災教育などのあり方について参考になるものでした。

次に、指定管理業務のモニタリングと業務評価ですが、市民満足の向上を最大の目的に、行政サービスの改革として導入され、結果として経費の削減が図られたとのことでした。

現在、指定管理者制度を導入する139の施設を安全・安心に管理し、施設サービスの向上を目指して、指定管理者や業務に対するモニタリング及び指定管理業務に対する評価などを適正に管理が行われるよう、事業計画策定、業務実施、モニタリング、見直しといったマネジメントサイクルを指定管理業務に取り入れています。

このマネジメントサイクルの中で、外部評価の役割として、指定管理者及び市で行われた評価等について、客観性を確保するため、第三者の視点から実施されております。また、それぞれの施設の性質に応じた4つの選定委員会が設置されております。委員構成については、学識経験者、財務精通者等により構成されているとのことでした。

評価方法については、今年度から以前より厳しくする方針であるとのことでありました。

なお、総合評価の結果と意見をホームページで公表されているとのことでした。

本町では、指定管理者制度を導入した施設について、指定期間中に管理運営状況を内部による検証を平成25年7月より進めておりますが、町民サービスの向上を図る上で、町民の意見や第三者の視点から施策の評価を行う外部評価は有効であると認識するものです。

次に、燕市では、窓口業務人材派遣委託事業について視察研修を実施しました。

窓口業務人材派遣委託事業について、行政コスト削減、定員適正化の確実な推進、民間活力の導入による一層の市民サービス向上の観点から、窓口業務の人材派遣の導入を進めてきました。導入方法については、公募型のプロポーザル方式による提案募集によって、市職員で構成される審査委員会において業者を選定したとのことでありました。導入のメリットとして、接客業などの民間企業経験者を派遣してもらうことで、接遇マナーの向上と市職員への波及効果や職員の削減が挙げられます。

今後の課題としては、派遣される人員の交代時におけるスキルの維持や労働者派遣法改正の動きを注視しな

がら人材派遣から業務委託に運用を変更することを検討しているとのことでありました。

窓口業務の人材派遣委託事業については、制度上の課題は残るものの、燕市は、本町と類似する行政課題を民間活力の導入によって解決をしており、行政サービスの向上や財政の健全化に取り組む新たな一つの事例であると考えられます。

今回の視察では、地域主権が進み基礎的自治体である市町村の果たす役割がますます重要となる中、行政は従来の執行機関から独自の政策の立案や政策提言を行う政策集団へ変革しつつある長岡市と燕市について、2日間にわたり先進的に取り組んでいる事例を研修することができ、大変有意義なものでありました。

以上、報告をいたします。

○議長（栗崎千代松君） 次に、議会活性化等調査特別委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 第375回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議会活性化等調査特別委員会調査報告書。1番から6番までは記載のとおりですので、省略いたします。

7、調査経過。都留市は山梨県の東部に位置し、日本新・花の百名山に選ばれた三ツ峠山、二十六夜山など、それぞれ個性ある山々に囲まれた、豊かな緑と清らかな水のあふれる自然環境に恵まれた城下町の面影を残す都市です。

また、リニアモーターカー実験線の拠点基地があることで知られるとともに、人口3万5,000人規模の都市では全国唯一といえる公立大学法人都留文科大学を擁しています。都留市では基本構想で、スマートシティ都留としてたゆまぬ行財政改革の断行をしながら、量的な成長から質的な向上への転換を目指した都市づくりを行っています。

本施設は、都留市の豊かな水資源を利用し、市役所庁舎前を流れる家中川に小水力発電施設、下掛け水車1号、上掛け水車の2号、らせん水車の3号が設置されており、これらの新技術の導入例は全国発で、建設資金の一部は市民参加型ミニ公債（つるの恩返し債）が活用されています。発電した電気は常時、市庁舎の電力とするほか、休日と夜間は売電を行い、庁舎使用の電気量削減と地球環境への貢献をしております。当町における太陽光以外の再生可能エネルギーの活用の一つの方法として、大いに参考になるものでありました。

次に、昭和町は甲府盆地の中心に位置し、南北4.84キロメートル、東西4キロメートル、面積9.14平方キロメートルの平坦な土地柄で、地理的な条件に恵まれ、中央自動車道甲府昭和インターチェンジや工業団地の立地、区画整理事業の展開により飛躍的な発展を遂げ、現在も人口が増加しています。

昭和町では基本構想の中で、協働のまちづくりの推進による住民主役の町構想を基本理念に、地域資源を生かした活力あるまちづくりと、住民の満足度の高い町を目指す施策を積極的に展開しています。議会改革のトッピリーダーである昭和町議会では、議会改革の道りとして、①議会活性化について、②議会基本条例について、③議会モニターについて、視察研修を実施してきました。平成19年4月以降の取り組みとして、学ぶ議会、行動する議会、改革・変革する議会の3つのスローガンに、より住みやすい町を目指し、首長と議会という二元代表制の中で、町執行機関とともに切磋琢磨しながら積極的に議会改革に取り組んでいます。

学ぶ議会として、平成19年より山梨学院大学との提携を結んでおり、教授との研修会のほか、学生とのワー

クシヨップを定期的に開催し、議員の意識高揚にもつながっているようにうかがえました。

行動する議会として、平成19年に区長会と議会との意見交換会の実施を皮切りに、平成20年には井戸端会議と銘打った議会報告を兼ねた区民との意見交換を実施し、同年10月には、任意で議会運営委員会メンバーによる議会改革会議を立ち上げ、具体的な改革について検討を始めました。

改革・変革する議会として、平成22年9月には議会のあり方や議員の責務や活動原則を定めた、議会基本条例を制定されました。この条例は、議員として守らなければならないことなど、当たり前のことを条文としてあらわし、従来から内規、慣行、申し入れ事項として行っていた事柄などを改革することで、議員としての心構えを改めて確認するための条例となっております。

制定には、昭和町にふさわしい条例制定を目指すこと、条例制定は十分な調査研究が必要、議員全員の合意形成が欠かせないことなどの検討が必要であるとの理由から、1年をかけて制定されたとのことでした。全員協議会等での協議・検討のほか、各区で開催している井戸端会議でも概略を説明し、その意見を踏まえ作成されたとのことでした。昭和町議会の基本条例の特色として、第24条議員の政治倫理であると思われます。1点目は、飲食を伴う地域行事等の参加については、実費相当額を負担する。2点目として、原則として、区の代表、補助金交付団体（受益団体）等の代表には就任しないことなどが挙げられています。理由として、町と協働して地域づくりを推進する立場であり、区長は行政協力員であること。補助金交付団体も同様に、議会、議員は行政の監視、チェック機関であり、補助金を受ける団体の長と議員が同一であることはあり得ないとの考えで規定されたとのことでした。

また、議員報酬については、昭和町議会でも議論の最中で、今後の課題として検討されているようでした。

なお、議会改革と議会広報誌改革は連動していることは言うまでもありませんが、山梨県内で議会広報誌が毎年優勝している実績がありながら、現状に満足せず、よいことは積極的に取り入れている姿勢に共感を受けました。

説明を受けたあとの質疑応答では、各委員から活発な質問や意見が出され、説明は、萩原議長、三井議会運営委員長が行い、出席された昭和町議会の各委員さんからも応答していただき、大変有意義なものでありました。

今回の昭和町議会視察で、まず強く感じたことは、議会活性化をする上で、議員が本気で取り組まなければならないということであり、昭和町議会の説明者・質疑に対する答弁は全て議員であったことも、活性化という視点でも注目すべきだと思います。成果として、本町議会が目指す議会活性化への大きな一助になったものであると感じており、議会活性化を実施する思いがさらに強くなりました。

以上で報告を終わります。

◎町政報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

町政報告の前に、先ほど長年のご功績に対し受賞されました、藤井精七議員、大木義正議員、鈴木一夫議員に対し、私からもお祝いを申し上げたいと思います。

このたびの受賞、まことにおめでとうございます。今後、町政発展のためにさらなるご尽力をいただきますよう、よろしくお祝い申し上げ、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

さて、改めて町政報告をさせていただきます。

第376回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、栗崎議長初め、議員の皆様には感謝申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第376回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

初めに、報告書1ページ中段をごらんください。

第2回矢吹復興まちづくり車座会議の開催についてであります。本町のまちづくりを考える場として、本年2月17日の第1回に引き続き、第2回復興まちづくり車座会議を7月28日に開催いたしました。

本会議は、大正9年に建てられた屋形医院、通称大正ロマンの館の今後を考える場として、歴史的にも価値のあるこの建物を町の未来に役立てるため、大正ロマンの館に新しい息吹を、をテーマとし、小学生からお年寄りまで幅広い年代の方々約50名の参加のもと、活発な意見が飛び交い、今後のまちづくりや復興へ向け、大変意義深い会議となりました。

次に、1ページ下段をごらんください。

中長期的な災害派遣職員についてであります。本年度も引き続き、多くの自治体のご協力により職員の皆様を派遣いただいております。7月1日からは、三鷹市より前任者の保科直巳氏にかわり、大和田俊和氏が都市建設課道路整備係で、道路の災害復旧業務にご尽力いただいているところであります。職員の派遣をいただいている関係自治体のご支援に対し、感謝申し上げます。

次に、2ページ上段をごらんください。

ホールボディカウンターによる内部被曝検査についてであります。本年4月26日から5月10日までの期間、妊婦、4歳児及び22歳から32歳までの方を対象にホールボディカウンター車による検査を実施し、605名が受診いたしました。

また、7月1日から白河厚生病院で内部被曝検査を開始し、9月1日現在で135名の方が受診しております。このほかにも、7月1日からは、ひらた中央病院に併設されております震災復興支援放射能対策研究所において、4歳以上を対象に、内部被曝検査と甲状腺検査を同時に開始し、9月1日現在で23名の方が検査を受けております。

さらに、この研究所におきましては、8月1日から対象年齢が2歳以上となり、子供を持つ親の不安解消につながっております。

次に、2ページ中段をごらんください。

除染事業についてであります。昨年7月に策定した、矢吹町除染実施計画に基づき、柿之内・田内両地区の除染作業に着手し、鋭意事業の推進を図っております。

柿之内地区につきましては、8月末現在、対象戸数89戸のうち82戸の除染作業が完了し、順次仮置き場に除

染土壌等を安全に保管しております。また、柿之内地区集会施設の除染作業も6月に発注し、9月末までに作業が完了する予定となっております。

田内地区につきましては、7月から本格的に除染作業に着手し、8月末現在、対象戸数52戸のうち、22戸の除染作業が完了しております。汚染土壌等については、地域内に設置した仮置き場に順次一時保管を行っているところであり、仮置き場造成工事の進捗状況を見ながら随時、搬入を開始しております。

なお、田内地区集会施設につきましても、同地区の面的除染とあわせて除染を実施し、作業が完了しております。

今年度から新たに実施する地区につきましては、五本松、大和久、井戸尻地区の仮置き場候補地の説明会を、6月11日に大和久公民館、12日に井戸尻公民館で開催し、7月30日には仮置き場に関する理解を深めていただくため、桑折町仮置き場視察会をあわせて開催し、地域の方々に仮置き場の安全性について説明をいたしました。

また、今後実施予定の比較的放射線量が低い地域のホットスポット除染、あるいは現在保育園、幼稚園、小中学校等に現場保管となっている汚染土壌等の安全な保管を目的とした旧総合運動公園への仮置き場設置計画に関する説明会を、7月17日に寺内行政区、7月26日に文京行政区、7月28日に鍋内行政区でそれぞれ開催するとともに、8月24日には、これら3行政区を対象とした桑折町仮置き場視察会を開催するなど、仮置き場に対する理解を深めていただいたところでもあります。

次に、5ページ下段をごらんください。

消防団活動についてであります。消火活動に必要な不可欠な機械操作、ホース展長、管槍操作、伝達等の諸技術、また式典における規律等の習得を図るため、平成14年以来約10年ぶりに、第30回矢吹町消防団消防操法競技会を、7月7日矢吹小学校校庭で開催いたしました。大会には6チームが出場し、小型ポンプの部では第1分団第7部、柿之内地区、ポンプ自動車の部では第3分団第1部、三城目地区が優勝しましたが、出場チームそれぞれが日ごろの訓練の成果を十分に発揮し、的確かつ見事な操法技術を披露いたしました。今後も団員の消防技術向上を図るべく、各種講習や訓練のさらなる充実化を図ってまいります。

次に、8ページ上段をごらんください。

第30回中畑清旗争奪ソフトボール大会についてであります。今年度は県内のスポーツ少年団と、昨年度優勝チームの計64チーム及び中学女子10チーム、さらにスポーツ少年団女子4チームの合計78チームの参加により、矢吹球場をメイン会場とし、8月10日、11日の両日に開催いたしました。開会式では、特別ゲストとして北京オリンピック女子ソフトボール優勝バッテリーの上野由岐子投手、峰幸代捕手の投球デモンストラーションが行われました。本町から参加した4つのスポーツ少年団はそれぞれ健闘し、初日で中畑、三神スポーツ少年団が敗退したものの、矢吹スポーツ少年団はベスト8、善郷スポーツ少年団は見事優勝の栄冠を勝ち取りました。また、矢吹中学女子チームは第3位と健闘いたしました。

日ごろ、スポーツ少年団にご支援いただいている指導者の皆様、さらに中学校部活指導の先生方に感謝を申し上げますとともに、ご協力いただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

ここまで、東日本大震災、原子力災害等に関する項目から4点、災害関連以外の項目から2点について報告

申し上げました。矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの18項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第376回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

全町放射線マップについて。

災害公営住宅の建設について。

都市計画マスタープラン見直し事業について。

公共施設等の災害復旧事業について。

行政区活動支援事業について。

東京やぶき会について。

第30回矢吹町統計グラフコンクールについて。

新矢吹方式による交通安全活動について。

西山墓園拡張事業について。

河川クリーンアップ作戦について。

町道整備事業について。

学力向上対策事業について。

小学6年生・中学1年生の外国語活動について。

第22回真夏の夜の鼓動について。

三鷹市・矢吹町子供交流会について。

第6回矢吹町少年の主張大会について。

以上であります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で町政報告は終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時53分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時08分)

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第12号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億721万円を追加し、総額を96億5,342万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2,940万円、国庫支出金2,969万4,000円、繰入金2,161万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、衛生費が風疹予防ワクチン接種助成金により540万円の増額、農林水産業費が阿由里川移設補償工事繰入金により2,500万円の増額、土木費が公園遊具整備事業により3,026万円の増額、教育費が小学校遊具整備事業により2,905万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第13号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,500万円を追加し、総額を

2億8,924万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金2,500万円を増額するものであります。

歳出の内容は、阿由里川堤体嵩上げ工事に伴う三城目地区農業集落排水の下水管及び中継ポンプ施設の移設工事を行うため、維持管理費2,500万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第59号～議案第66号、認定第1号～認定第8号）

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより議案の上程を行います。

議案第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明します。

初めに、議案第59号 矢吹町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、

矢吹町税条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、平成26年度から平成35年度までの10年間において、臨時の措置として町県民税均等割の標準税率の引き上げが行われるものであります。

この標準税率の引き上げは、東日本大震災からの復興を図るため、全国的に緊急的に行われるものであり、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源の確保を目的としております。

内訳としましては、県民税の均等割が年額500円、町民税の均等割が年額500円の合計1,000円が引き上げとなります。

復旧・復興のための臨時的な税制上の措置として、引き上げの趣旨について十分な説明、PR等を行い、町民の皆様のご理解をいただきながら適正な課税に努めてまいります。

次に、議案第60号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、金融、証券税制が改正されたことから、矢吹町国民健康保険税条例について、字句の修正、引用条項の調整等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、矢吹町図書館の休館日について利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、1点目に祝日閉館から開館に変更するものであります。現行では、祝日を閉館としておりますが、近隣図書館の状況や祝日に想定される利用者数の見込み等を考慮し、変更するものであります。

2点目には、館内整理日による閉館日の変更であります。現行では、毎月の末日を館内整理日として閉館しておりますが、毎月の末日が利用者の多い土曜日、日曜日となるケースがあり、これらを考慮し毎月最終金曜日に変更するものであります。

最後に、図書特別整理期間における閉館日の変更であります。現行では4月上旬から中旬までの10日以内の期間としておりますが、春休みや新学期初めの利用者数が多く見込まれる時期と重なるため、5月中旬から6月中旬までの10日以内の期間に変更するものであります。

次に、議案第62号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,081万6,000円を追加し、総額を97億9,424万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、県支出金2,581万3,000円、財産収入3,031万5,000円、繰越金8,000万円、町債1,410万円をそれぞれ増額し、国庫支出金802万6,000円、繰入金1,961万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、衛生費が西山墓園施設整備事業により3,090万円、農林水産業費が矢吹産農産物PR事業等により2,106万4,000円、災害復旧費が農業施設災害復旧事業等により6,737万1,000円の増額、土木費が道路交付金路線調査事業等により2,076万5,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、県営農道整備事業債を180万円増額し540万円、農業施設災害復旧事業債を2,340万円増額し4,940万円、災害廃棄物処理事業債を360万円増額し2,720万円にするとともに、地方道路等整備事業債を1,470万円減額し6,530万円とするものであります。

次に、議案第63号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,519万円を追加し、総額を22億6,290万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、前期高齢者交付金179万8,000円、繰越金2億2,339万2,000円を増額し、基金繰入金6,000万円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費9,646万2,000円、前期高齢者給付金等11万5,000円、共同事業拠出金1,404万1,000円、諸支出金5,629万7,000円を増額し、後期高齢者支援金等111万9,000円、介護納付金60万6,000円を減額するものであります。

次に、議案第64号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ703万7,000円を追加し、総額を6億5,334万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金703万7,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費444万8,000円、災害復旧費258万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第65号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ423万1,000円を追加し、総額を1億8,075万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、平成24年度繰越金423万1,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、高額介護サービス費273万1,000円、高額医療合算サービス費150万円をそれぞれ増額するものであります。

失礼しました。訂正させていただきます。既定の歳入歳出予算にそれぞれ423万1,000円を追加し、総額を1億と申しましたが、正しくは10億8,075万6,000円とするものでございますので、訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

次に、議案第66号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては既定の額に154万4,000円を増額し、支出予算総額4億6,644万4,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、修繕費154万4,000円を増額するものであります。

次に、認定第1号 平成24年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成24年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要や政策の発現等により、回復に向けた動きが見られましたが、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり底割れが懸念される状況となりました。しかし、政府は日本経済再生に向けた緊急経済対策を策定し、本政策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、緩やかに回復していくと見込まれております。

こうした状況の中、平成24年度は復旧・復興へ向け、第5次まちづくり総合計画の6本の柱に、復旧・復興枠として、復旧・復興のためにを加えた7本の柱で取り組みを行うとともに、復興計画の最重点課題として位置づけた、農地部門を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回、中心市街地復興、まちづくり推進事業、防災体制の再構築に力点

を置いた行政運営に努めてまいりました。

歳入面におきましては、町税が扶養控除等による税制改正により2.1%の増、国庫支出金が災害廃棄物処理事業国庫補助金、東日本大震災復興交付金、農業施設災害復旧事業国庫補助金等により8.4%の増、県支出金が県南、会津、南会津地域給付事業交付金、除染交付金、ブランドイメージ回復支援市町村交付金、再生可能エネルギー導入推進市町村支援事業補助金、地域医療再生臨時特例基金事業補助金等により47.2%の増、地方交付税が震災復興特別交付税により38.9%の減、繰入金が財政調整基金繰入金等により35.9%の減、町債が学校教育施設整備事業債等により44.7%の減となりました。

歳出面におきましては、総務費が県南、会津、南会津地域給付金事業により9.7%の増、民生費が災害等廃棄物処理事業等により8.8%の増、衛生費が放射線対策事業等により21.4%の増、消防費が耐震性貯水槽設置事業等により36.2%の増、農林水産業費が農業集落排水事業繰入金等により44.2%の減、土木費が公共下水道事業繰入金等により24.4%の減、教育費が中学校改築事業等により48.3%の減、災害復旧費が東日本大震災による復旧事業により21.8%の減となりました。

なお、平成24年度の一般会計総額の決算収支は、歳入97億6,455万4,000円、歳出93億2,708万3,000円、差し引き4億3,747万1,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や厳しい社会情勢を踏まえ、第5次まちづくり総合計画と復興計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成24年度における決算額は、前年対比で歳入9.4%、歳出8.2%の増加となりました。また、国保被保険者の主な医療費については、前年対比で0.8%増加し、高額療養費については前年対比で22.1%減少となりました。

国保事業としては、予防医療としての人間ドックや医療費通知、広報誌、パンフレットによる啓発活動のほか、予防に重点をおいた特定健診の結果、生活習慣病予備軍と判定された方に対する特定保健指導を実施し、早期介入により医療費の抑制に努め、さらに特定健診の未受診者訪問や特定保健指導該当者の家庭訪問を実施し、受診率向上に取り組みました。

東日本大震災による住宅半壊以上の被災者に対し、保険税については880世帯、5,052万2,400円の減免を行い、また一部負担金では免除証明書発行件数2,018名、医療費など1億6,130万2,916円の減免を行いました。

また、国保財政の安定運営のため、国民健康保険給付金支払準備基金積み立てを行い、基金保有額を2億322万6,925円としました。

なお、平成24年度の決算収支は、歳入26億115万円、歳出23億7,775万6,000円、差し引き2億2,339万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を図りました。

平成24年度は平成23年度より繰越事業とした東日本大震災における災害復旧工事を優先し、延長9,991.62メートルの管路復旧工事を着手しました。2工区、3工区、5工区、6工区の復旧工事は平成25年度に事故繰越工事とし、本年8月末で完成しております。平成24年度末現在、3,733世帯の水洗化可能世帯のうち2,962世帯が排水設備工事を行い、前年より57戸の接続世帯が増加し、下水道区域内の水洗化率は0.6%伸びて79.3%となりました。

なお、平成24年度の決算収支は、歳入7億5,909万5,000円、歳出5億6,666万1,000円、差し引き1億9,243万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成24年度土地造成事業特別会計は、一本木第二宅地分譲地内の未販売区画1区画について、販売促進のため広報誌やホームページに詳細を掲載しながらPRし、販売いたしました。

なお、平成24年度の決算収支は、歳入749万5,000円、歳出692万7,000円、差し引き56万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質の改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めてまいりました。

平成24年度は、平成23年度より繰越事業とした東日本大震災における災害復旧工事、管路延長4,303.8メートルの復旧工事を着手しました。大和久地区、寺内地区は平成25年度に事故繰越工事として、本年7月末で完成しております。

平成24年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の747世帯の水洗化可能世帯のうち、549世帯が排水設備工事を行い、前年より8戸の接続世帯が増加し、農業集落排水整備区域内の水洗化率は1.1%伸びて73.8%となりました。

なお、平成24年度の決算収支は、歳入5億578万9,000円、歳出2億7,930万2,000円、差し引き2億2,648万7,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成24年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

第5期介護保険事業計画の初年度としての事業運営を行いました。保険料については基準年額4万7,100円とし、収納率は98.9%となりました。

保険給付については、給付費総額が前年度より8.6%の伸びとなりました。給付費総額の内訳として、居宅サービス給付費47.2%、地域密着型サービス給付費8.5%、施設サービス給付費38.6%、その他5.7%となり、居宅サービス給付費及び地域密着型サービス給付費の割合が増加してきております。要介護認定状況については、高齢者の約15.1%が認定を受けており、介護保険制度に対する理解が深まってきたものと思われま。東日本大震災の被災者に対し、介護保険料については半壊以上の方を対象に、1,527名、1,846万3,000円の減免

を行いました。また、サービス利用料の一部負担金については全壊の方を対象に、35名、251万1,673円の減免を行いました。

なお、平成24年度の決算収支は、歳入11億6,796万2,000円、歳出11億6,373万1,000円、差し引き423万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福島県内全ての市町村で構成する、福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をしております。75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入し、原則として保険料は県内で同じ保険料率が適用され、個人ごとに算定し年金からの差し引きによる特別徴収となります。医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっております。

東日本大震災による住宅半壊以上の被災者に対し、保険料については、820人、988万900円の減免を行い、964名の一部負担金免除証明書を発行いたしました。

なお、平成24年度の決算収支は、歳入1億2,344万8,000円、歳出1億2,252万4,000円、差し引き92万4,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成24年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。平成24年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,425戸、給水人口は1万6,641人で、区域内人口1万7,827人に対する普及率は93.3%となっております。

水道利用状況は、配水量が178万4,329立方メートル、有収水量は152万9,232立方メートルでありました。

収益的収支につきましては、震災に伴う給水水量の減少傾向から回復に転じたことによる営業収益の増加及び水道施設の復旧の進展による維持管理経費の減少により、収入が4億8,094万9,000円に対し、支出が4億4,711万6,000円となり、3,383万3,000円の純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、収入が9,783万6,000円に対し、支出が2億5,116万9,000円となり、不足額1億5,333万3,000円が生じましたが、これは当年度消費税調整額371万9,000円、過年度損益留保資金1億4,923万9,000円及び当年度損益留保資金37万5,000円で補填いたしました。

なお、水道事業につきましては、震災にかかる公共下水道及び農業集落排水の災害復旧工事に関連した水道施設の移設工事を実施するなど、効率的な整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりました。

以上で、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。本日はご苦労さまでした。

（午前11時41分）

平成25年9月17日（火曜日）

（第 2 号）

平成25年第376回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年9月17日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君

会計管理者兼
出納室長 井戸 沼 寿 量 君

生涯学習課長
兼中央公民館
近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太

主任主査兼
次 長 松 谷 誠

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（栗崎千代松君） 通告1番、11番、角田秀明君の一般質問を許します。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 議場の皆さん、おはようございます。

通告に従いまして順次質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

しばらくぶりの質問でありますので、町長に対して失礼があるかと思っておりますが、その点はお許しいただきます。

それでは、通告に従いまして順次質問をいたしたいと思っております。

まず初めに、通告しました県の工業団地第2苗畑（営林署）関係の進捗状況についてお伺いをします。

震災前に、県が矢吹町にある第2苗畑を県の工業団地にする考えがマスコミによって我々も知り、林野庁も二十数町歩の苗畑をびっくりするような安い5,000万程度の価格で譲り渡すことをマスコミによって知りました。

しかし、あれから何年過ぎていきますでしょうか。我が町でも震災当時は堰の上の工業団地から舘沢田内線へのアクセス道路の測量を当初予算に上げて進めていく考えでいたことは私もわかっております。しかし、震災という誰もが考えていなかった状況に、当時は私もやむを得ないことと考えておりました。

しかし、今回、9月議会に災害と廃棄物処理事業に国の予算2分の1が認められ、テクノパークと第2苗畑合わせて734万4,000円の補正予算がつけられた、このことを知り、私は今回はよいチャンスになればと思い質問をいたしました。

今回の震災でも、この第2苗畑が林野庁によるご理解がなければ、矢吹町の解体工事が進まなかったことは皆さんもご承知のとおりだと思います。隣接の市町村のこの状況を見ても、集落の公民館の前や野球場やサッカー場に一時置く、こういった光景が見られたわけでありまして。それ一つを考えても、大変ありがたく思っております。今回は補正により仮置き場の整地がなされた後は、この第2苗畑を買い求め、県の工業団地に推進していただくことを希望しながらお伺いしたいと思います。

私も今回質問するに当たり、いろいろな角度で調査をしてみると、寺内の総合運動公園は住民の皆さんから、あの土地22ヘクタール以上の土地を求め、返済するには平成39年度までに元金、利息合わせ約8億5,000万円くらいになると思いますが、私の計算が間違っているとすれば訂正していただきたいと思います。購入してから支払いが終わるまで40年近くもかかるほどの金額に比べたら、大変安い買い物ではないかと思うわけであり、まして県の工業団地として、矢吹町の交通の利便性からしても何ら他町村に引けをとらないし、この苗畑が工業団地となり、地元の雇用が100人ほどあるとすれば、町には町民税として1,000万円くらいになるだろうし、現在、苗畑を購入している企業でさえも3分の1程度の面積で約2,000万円ほどの課税になっております。雇用がなくても、今まで林野庁の苗畑のときにはわずかな交付金で、町には何らメリットがなく、過去に墓地公園で町が購入するときなど、大変苦慮したことも私は覚えております。テレビで今はやっている学習塾の先生ではないんですが、いつ買ったらいいんでしょうかという質問に対して、私は今でしょうと言いたいです。町長の考えを伺いたいと思います。

次に、質問の2番目に入らせていただきます。

田内地区（子八清水地内）の震災による災害工事の進捗状況。

この地区に費やした経費は幾ら、また、矢吹町全体の進捗と総額はということで質問をいたしたいと思いません。

23年3月11日、当時は3月議会の初日、午前中は中学校の体育館の卒業式と絡みましたので、午後の初日ということで始まり、午後の休憩の時間にまさかあのように大きな地震が来るとは誰もが思ってもいかなかったと思います。しかし、現実には、大変痛ましい状況に矢吹町はなりました。いまだに自宅に帰られず、仮設住宅で暮らしている方々を見ますと、大変お気の毒と思っております。しかし、少しずつではありますが復旧が進み、生活環境もよくなりつつあるところであります。

当時、新潟県の山古志村の中越地震のように災害のひどかった田内地区子八清水地域も立派に復旧され、今までのように農作業ができるようになっておりますが、この土地に費やした経費は、また、工事の進捗状況を、そしてまた今回、補正に130数カ所の追加予算も出されているところでありますが、矢吹町全体の進捗状況を、そして費やしている経費の総額は幾らになっているかをお伺いしたいと思います。

次に、3つ目の質問であります。白河地方広域市町村圏整備組合が行っている矢吹町の可燃ごみ収集曜日変更は可能かについてお伺いをいたします。

町長は、白河の市長に次いで副管理者でもありますので、明解な答弁をお願いをしたいと思います。

現在、矢吹町の可燃ごみの収集日は月曜日と木曜日ですが、数年前に国が働く人のためにと土曜、日曜日、月曜日と3連休の休みが多くつくられたわけであり、我が町の収集日は月曜と木曜のために、年に8回もことしは収集しない日があります。かろうじて1日だけ連休が続くために収集日はあるが、7回もの集めに来ないため、1回集めないと1週間、生ごみなど春から秋にかけてはにおいもしますし、袋の中では腐ってくるし大変であります。農村部ではまだよいのですが、町の中の皆さん方は週に一度の収集では大変困っているとの声が多く出ております。休みのときは次の日に収集するか、それとも毎年、矢吹町が月曜、木曜の収集でなく、各市町村交代でやるか、火曜、金曜に収集していただくか、どちらかの選択をしていただき、各市町村平等にするなら、毎年交代で集めることが一番の平等ではないかと思いますが、町長の答弁をお願いを

いたします。

次に、東京電力福島第一原発事故に伴う自治体賠償請求に対して7%にとどまっている、この質問を我が町がADRに申し立てを考えていないという理由はどうなのかという質問をいたします。私は民報の記事を見て、矢吹町は別な形で交付金が入ってくるので、そのまま泣き寝入りをするのかどうかを確かめたく質問をいたしました。

49市町村が賠償を求め出した342億のたった7%だけが支払いで、残りの賠償はと聞かれた市町村の中で、我が矢吹町は「考えがない」の部類に入っている。「考えがある」「検討中」と答えた市町村の中には、白河市も西郷村も泉崎村も紛争解決センターへの申し立てを検討していると、我が町が検討しないのには何か理由があつてのことなのかを伺いたいと思います。

今回、我が町が東電に支払いを要求し、実際に支払われなかった額は幾らか。記事の中身を見て、7%の支払いでは幾らでもないと思っておりますが、マスコミの内容と違っているかもしれませんので、伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

一般質問の答弁の前にお時間をいただき、昨日の台風18号による被害状況を報告させていただきたいと思っております。

大型の台風18号が福島県を通過する予想であったため、早朝より関係各課の職員が待機し、町民からの被害等の連絡に対応いたしました。被害状況は、倒木の連絡が5件程度であり、人命にかかわる大きな被害はないとのことでありました。

各被害箇所は現場確認を行い、また、町内の道路、河川の巡回をし、その日のうちに速やかに対処すべき箇所は全て対応を完了しております。また、心配されました河川の増水については、最も心配されました阿武隈川の水量につきましては、玉城橋に設置されております水位計において、最大で5.19メートルを計測しましたが、氾濫危険水位である6.1メートルに達することなく、また、阿由里川、隈戸川についても氾濫危険水位に達することなく台風が通過しましたので、安心したところであります。

今後も、災害が予想される場合の対応については、初期行動を重視した対応を行い、町民の安全確保に万全を期してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、一般質問の答弁の冒頭にご報告させていただきました。

それでは、11番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、県の工業団地予定地である第2苗畑（営林署）の進捗状況についてのおたがしであります。これまでの経過を簡単に説明しますと、平成20年度から県との協議を進め、ある程度合意が確認された平成22年11月には、県が当該地を購入する内容の新聞記事が掲載されました。

しかし、さまざまな事情により購入には至らず、3月に震災が発生したことから当案件は保留となりました。

平成24年3月には、県が復興工業団地として6カ所選定した候補地の一つとして挙げられたものの、具体的な計画は白紙の状態となっております。

その後も、県に対し地道な要望活動を続けておりましたが、状況に変化がなかったことから、5月15日に県企業局及び企業立地課の担当者と面会し、早急に復興工業団地として正式な位置づけをしていただくことと、当該地への企業立地が早期に実現されるよう要望いたしました。

県としましては現在、浜通りの復興工業団地を着手しているものの、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用できる今を好機と捉え、県東京事務所を中心に企業誘致活動を行っていくとともに、企業からの具体的なオーダーがあれば、すぐにでも着手していただける等、一定の理解が得られたところであります。

当該地の所有者である関東森林管理局では、財務省から早期に土地の売却を指示されている状況にあることから、所管課と県の担当課で、5月31日に関東森林管理局を訪ね、第2苗畑の土地売却を当面待っていただくようお願いし、一定の理解が得られました。

以上の経過から、私もみずから6月に東京方面、7月には大阪方面の企業訪問を行い、トップセールスに努めてきたところであり、今後も継続して販売促進に努力してまいります。

議員おただしのおり、町で取得するという選択肢もあるものの、そもそも当該地は震災前の時点で県が取得し、工業団地として整備する方向で話が進んでいた経過があります。

県は、平たんでもまとまった面積が確保できる数少ない優良物件であると考えており、現在も前向きに検討していただいていると判断されることから、県に取得及び整備の要望を継続することで進めていきたいと考えております。

現在、町民の雇用安定確保と町産業の活性化を目的に県と町が一丸となり、誘致活動を展開しているところであり、一日も早い県の復興工業団地としての位置づけと、優良企業の誘致を実現できるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、田内地区（子八清水地区内）の震災による災害復旧工事の進捗についてのおただしではありますが、当該被災箇所は東日本大震災により、農地ののり面が大きく崩壊し、田畑及び用排水路に大きな被害をもたらしました。被災概要につきましては、施工延長242メートル、のり面及び大型水路の復旧工事で受益面積が約39ヘクタール、受益戸数は53戸であります。

この災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助事業等により、平成23年4月に仮掘り等の応急工事に着手し、約2年1カ月の期間を要して平成25年5月に全ての復旧工事が完了しております。この災害地区に費やした経費は、補助事業費が1億3,510万6,000円、単独事業費が386万4,000円、事業費総額1億3,897万円で、町内でも事業規模が最大の災害復旧工事であります。

道路災害につきましては、道路のり面の崩落により被災した田内子八清水線1路線、延長208メートル、事業費990万円につきましては、平成23年12月に工事を発注し、平成24年4月に復旧工事を完了しております。

次に、本町全体の震災による災害復旧工事の進捗と総額についてのおただしではありますが、災害復旧費の総額につきましては、震災以降の支出総額が31億6,746万3,000円となっております。主な内訳は、農業施設災害復旧費が8億4,720万8,000円、土木施設災害復旧費6億9,652万4,000円、公共下水道及び農業集落排水関連11

億2,579万9,000円となっております。

また、工事の進捗についてであります。農地・農業施設については、補助事業分195カ所、単独事業分390カ所、8月末時点での進捗率は84%であります。残りの16%分についても、年内の工事発注を予定しております。

道路につきましては、補助事業分96路線のうち、94路線が完了しており、10月末までには全て完了いたしております。単独事業分につきましては、工事件数96件のうち、59件が完了しており、施工中の29件を除く残りの8件についても9月に発注しており、12月末までに完了を予定しております。

上水道につきましては、本管200カ所が4月までに復旧を完了しており、配水管移設復旧工事は平成25年7月末に完了しております。

公共下水道につきましては、田町・大池線を中心とした下水道管復旧工事を平成25年8月末に完了しております。

農業集落排水につきましては、大和内地区、寺内地区の復旧工事を平成25年7月に全て完了しております。

残る災害復旧につきましては、年度内完了に向け、全力を傾注しているところでありますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、可燃ごみ収集曜日の変更についてのおたただしですが、ご承知のように、ごみ収集は広域市町村圏整備組合により実施しており、収集曜日は構成市町村との協議により決定してきた経過があります。

可燃ごみの収集曜日の市町村ごとの割り振りは、矢吹町と旧東村を除く白河市は祝日を除く月曜日と木曜日の週2回、西郷村、泉崎村及び中島村は祝日を除く火曜日と金曜日の週2回となっております。

近年、ハッピーマンデー法の施行で祝日の一部が月曜日に移動となったことにより、月曜日の収集が減少したことから、これらに対応するため、組合では平成14年度より年に3回、祝日の特別収集日を設け、7月と9月の第3月曜日が祝日となる日と年末12月の最終月曜日の休日に特別収集を実施しております。

仮に、議員おただしの収集曜日の変更した場合には、組合構成市町村全ての収集日を変更することになり、現状では困難であるとの組合の意見であります。特別収集日をふやす等の対応や、構成市町村ごとの収集曜日変更について、今後、組合と協議を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求についてのおたただしですが、本年8月19日の新聞報道によると、福島県内49市町村からの請求額342億円に対して、支払われた金額は24億円と約7%にとどまっており、自治体への賠償が進んでいないとのことあります。

自治体が損害賠償請求をする方法につきましては、東京電力に対する直接の損害賠償請求方法と原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介の申し立てを行う、いわゆるADRの申し立て及び裁判所に訴訟提起をして裁判を行う3つの方法があります。

議員ご指摘のADR申し立てをすることにつきましては、申し立てにより受理から3カ月程度を目途に解決努力をするというメリットがありますが、デメリットとして、ADR申し立て後の東京電力の対応窓口がこれまでの公共機関担当から東京電力内部のADR担当窓口と変更となり、裁判の手續に準じて、事故との相当因果関係の立証をより厳しく求められることとなります。

本町の損害賠償請求につきましては、平成25年2月4日、西白河町村会として白河市の県合同庁舎において、東京電力株式会社新妻常務執行役に対し、福島第一原子力発電所事故の発生日から平成24年3月31日までの事故に起因する損害についてそれぞれの町村ごとに請求をしており、本町は1,494万7,000円の損害賠償請求書を既に提出しており、これにつきましては、一日も早い支払い協議をし、仮に支払いが長引くようであれば、早急な対等を求める手段として、ADR申し立ても視野に今後考えてまいります。

平成24年度以降につきましても、事故に起因する損害については、引き続き漏れなく賠償請求を求めていくとともに、県及び近隣市町村等のADR申し立ての動向にも注視しながら、町民の利益が第一となるよう進めてまいり考える考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で11番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

11番。

○11番（角田秀明君） 今、町長の答弁を聞きまして、最初の第2苗畑の件については、県にお願いする、一生懸命努力してお願いするということだけで、私が質問している町独自の努力はしていかないというようなことでご理解はいいですね。

それから2つ目、田内・子八清水、矢吹町の工事の進捗状況を聞きまして、私はこういう、関連でありますので質問をしたいと思います。

町長も同僚の議員さんも、もう既におわかりかと思いますが、私に対しての怪文書がお盆あがりに出ました。大変私は怒りをここにぶつけております。内容を読みます。

「私は、西部改良区の天栄村の区員であります、平成23年の東日本大震災の田内地区の復旧工事が平成24年に行われました。今、田内部落内に不思議な話が流れております。田内から出ている現職の議員が、この復旧工事で30アールの田2枚を60アールの田1枚につくり直した」との内容。

当時の建設会社は矢吹町の某、名前は言いません。私も見ております。国の復旧工事で個人の田を、まして議員がやったとしたら大問題です。改良区区員としても明らかにしてもらいたいというふうな怪文書が、私には来ておりません。同僚議員や執行側の町長たちにも来ているかと思いますが、私はここで、この関連の質問に対して今、子八清水地区に対しての工事費は道路を含めて約1億3,890万ということなのですが、この私の、今、怪文書に流れたような内容の状況で、私に対して幾らの金額を町のほうでは出している。私も平成23年3月の震災の後、産業振興課の課長さんといろいろ田内地区の水利組合の問題や西部土地改良区の問題で、奔走して一生懸命頑張ったつもりであります。

しかし、こういった内容で、当時は私は議員なのでこれに対してのいろんな、2年間も休まれるということなのですが、1反歩当たり幾らかかそういう保証金は要らない。とにかく、下流、二十数町歩ある田んぼの人たちに少しでも早く水をかけて、ことしの作付に間に合わせたいというようなことから、私を含め4人の耕作者がいたわけですが、約2町歩の方々の田んぼを掘削していただき、滑川の川が詰まっているというようなことで氾濫し、田んぼが池のようになるというようなことの状況から、私はその4人の方々と一緒に私の田んぼも含め、私も個人的に72アールのうちの40アールを私は犠牲になりながら無償で貸して、そして2年間貸したわけでありまして。田んぼで1反歩あたり米8俵、9俵とればどのくらいの計算になるかも皆さんご承知

のとおりだと思いますが、そういった中でやっことし工事が終わり安堵していたときにですね、お盆あがりにこういう怪文書が流れる。まして、同僚議員の中にこういう嘘のような話が流れているわけであります。

私はどこに怒りをぶつけたらよいのか。たまたま私は議員です。だから、こういった場で自分の潔白を皆さんに説明する機会がありますが、本当に人間でありながらこういう汚い、ましてやね、怪文書の中には私の田んぼまで入っているんですよ。私の田んぼの写真を撮るということは、私の田んぼをわかる人ではないとできないわけですからね。こういう形で私に対しての嫌がらせ、汚いですよ、これは本当に。私も今まで議員活動をしてきましたが、幾ら憎らしいとかなんかといったって、人のことをこんな形で、怪文書を流したり、人をけなしたりということは決してやらないつもりであります。

2年間も自分の田んぼを犠牲にしながらか地域のために一生懸命頑張っ、その後は後ろ足で砂を蹴られるようなこういう、これも政治家としてやむを得ないのかなと思っておりますが、町長、これをどう思いますか。私は怒りがとまりません、この怪文書の実態をわかってからは。こういう形で私に対して、お金を、幾ら工事代金を出したかをはっきり言ってもらいたいと思います。

それから今、広域市町村圏でごみの収集に対してですが、混乱を起こすので矢吹町だけができなということじゃなくて、私はこれは解決策ができるんじゃないかと思えます。1年間に8日も休みが、3日も続いて集めないときがあるのに、年に1回か2回努力していると、こんなもの普通の民間の企業ではないですよ。これは殿様のような商売をしているから、一部組合というのはこういうふうな形でやっているわけですよ。矢吹町の町民全部が8日も、夏のごみのさらされたときに、夏場にごみを家庭内に置くわけですよ。生ごみもあるだろうし、そういった形で、やっぱり普通の企業でしたらね、休みの次に集めてくれるとかっていうのが、これは努力じゃなくて、当たり前前の仕事だと思うんですよ。

前に、今から数年前に私も文教厚生委員のときに、一部組合のごみ処理場のところを調査に行ったときでも、やはり普通の一般の人が考えられないような入札関係とか、そういうことをやって殿様のような仕事で請け負っている。やっぱり、ごみを扱っているというようなことで、皆さん誰もやってもらいたくねえような仕事なもんだから、やはり数十年という組合組織が強くなって、職員よりも強いというような状況を私たちは把握してきたわけであります。

そういった中で、やはり町の町民のためにも、振りかえで次の日にやるとかというような、先ほど町長はやりますというようなことで言うてくれましたけれども、やはり1回2回じゃなくて、次の日に集めるというようなそういう状況をつくっていただきたいと思えます。

それから、4番目の東京電力の原発の関係では、そういうことで紛争にも持っていきたいというようなことで、町長の考えもわかりましたので、これは理解をします。

以上で再質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 11番、角田議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の第2苗畑の町と県とのかかわり方について、県に要望するというだけで町独自の努力をしない

というのではないかというようにおたがいでございますが、そうしたことはございません。

先ほども答弁させていただきましたように、県がそもそも震災の前に取得し、工業団地として整備をするという方向で話を進めていた、このことについては今後も変わりがないということ为先ほど1回目の答弁でさせていただいたところでございます。県はこれだけ優良な物件を今現在持っておりません。矢吹町のこの優良な物件を県としてはできるだけ早い時期に、例えば先ほど話しましたようにオーダーメイドということで、矢吹町の土地に適切なそういう企業を誘致した場合には、第一番として矢吹町を取得して企業誘致を図っていきたいということを約束しておりますので、そうした内容で先ほども答弁させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町としても今後、企業誘致に向けて、苗畑の販売促進に努力していきたいという考へに変わりはございませんので、県と一体となって、今後も企業誘致に向け販売促進に努力してまいる考へでございますので、ご理解をいただきたいというふうにお願ひしております。

2点目の田内地区の災害復旧に絡んで、被災者に角田議員のほうに便宜を図ったのかというようにおたがいでございますが、まずお断りしておくのは、私のところには、そうした角田議員が言われているような怪文書なるものは届いておりません。内容等について、後ほど、誤解を与えると失礼に当たりますので、一般質問についての再質問についての答弁書を用意しましたので、それらの内容について読ませていただきたいと思ひます。

災害復旧時に被災者への便宜を図ったのかという再質問でございますが、町発注の農用地等の災害復旧工事は原形復旧を原則としており、農地及び農業用施設の原形復旧に必要な工事及び従前どおりの作付等に必要な補完工事も含め、必要な工事を実施しております。

当該地区の被災田は、のり面崩落により水路が土砂で完全に閉塞し、さらに隣接田まで土砂が流入し、被災を受けました。このようなことから、下流の水稲作付及び降雨排水処理に備え、速やかに応急工事に着手し、仮用排水路を設置しました。仮用排水路の用地は、被災田の影響範囲内において、地権者のご協力により無償で土地を提供いただき、平成23年5月に設置が完了し、平成23年8月には現地での災害査定を受け、11月に本工事に着手し、平成25年4月に完了しました。

被災田については、平成25年5月に原形復旧に必要な工事である湛水均平工法で、仮用排水路としてお借りしていた影響範囲内の土地を作付可能となるよう補完工事を行いました。

当該地区において実施されたこれらの工事については、復旧に必要な工事であり、町として特定の個人に便宜を図るような工事内容ではないと認識しております。

今後も、これまで同様、関係地権者と連絡調整を密に、できるだけ早期の復旧に向け事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3点目のごみの収集曜日の変更についてでございますが、今後も町として住民の立場に立って、課題解決に向け構成市町村と協議を深めていきたいと、重ねて私のほうから答弁を申し上げ、以上で11番、角田議員の再質問に対する答弁とさせていただきますと思ひます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

11番。

○11番（角田秀明君） 今、第2苗畑の件でも、一生懸命努力し、県のほうでも優良地であるということから、優先順位で上位のほうでやっていただくという声を聞きましたが、私もいつまでも議員をやってもいられません。町長もご承知のとおり、あそこの第2苗畑の道路のところは、雪が降りますと、ヒノキが生い茂っていて、北向きのすごい道路でてかてかになって、周りはずぐ雪が解けても、あそこだけは圧雪されて解けないというような状況で、部落民やあそこを通行する人たちも大変苦慮しております、この第2苗畑が工業団地になってあその道路も拡張し、そしてああいう木の生い茂ったところもなくなるだろうという期待感が相当あります。

そういった形で、私も今、この震災が来る前は一生懸命そういった形で、地域の人たちの声を反映しながらできるのかなという喜びもありましたが、今聞いてみますと、順番でなかなか容易でないということになると、相当これからかかるということは私の議員をやっている時代にはできないのかなという考えが今しております。そういった形で、いつまでもあそこが工業団地にならないとすれば、建設課のほうにお願いをしてあの木の伐採とか、いろんなものを私はこれから申し上げていかなくちやならないのかなと今考えたところであります。

そういった形で私もおりますので、職員の皆さんも、私からそういった声が出るということを考えておいていただきたいと思います。

それから、再度、町長に今質問しますが、私の地域の震災の形では、私に対しては何らお金を出した経緯はないというようなことでありますけれども、再度お聞きして、私は一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 11番、角田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1点目の第2苗畑は期間が相当かかるのではないかと、議員をやっている間にこの開発が進まなければ、今後は道路の整備についてもいろいろと考えていかなければならないというようなおたがしでございますが、この相当というのが非常に微妙でございます。私のほうから、いつまでというようなはっきりとしたものはですね、県のほうとのまだ協議も終わっていないということで、時期については明確にお話しすることはできませんが、県と関東森林局、そして町担当課のほうで、関東森林局のほうにその売買の猶予を待っていただく期間については「相当期間の間」という、相当というような言い方をしております。

この相当がいつの時点かということでございますが、私なりに考えますと、これは1年以内ぐらいでないかなというようなそんな考え方もないわけではなくて、今後そうした目安を持って、町としては県と協議を深めていかなくちやいけないというふうに考えておりますので、前に話したとおり、できるだけ早い時期に県の主導のもとに町と一体となった企業誘致を図って販売促進をしていくということでございますので、そうしたことでご理解をいただければというふうに思っております。

さらに、子八清水地区の災害復旧の件についてでございますが、町としては一部の被災者に便宜を図ったことはない。したがって、お金をそうした形で出したと、一部の者にお金を出したということではないというふうにご理解をいただければというふうに思っております。

以上で角田議員に対する再々質問の答弁とさせていただきます。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で11番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告2番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴にお越しの皆様方、早朝より御苦労さまでございます。心より敬意を表し、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

通告に従いまして、早速質問をさせていただきます。

質問事項としましては4点ほどございます。

まず1番目には、除染業務に関してでございますが、除染業務に関しては着々と柿之内地区、田内地区というふうに進んでいるところでございますが、実際にもう柿之内地区に関しましてはほぼ100%近く終わり、また、田内地区も50%以上を超えているものと思います。残るは大和久、五本松、井戸尻地区、そしてまた、総合運動公園等における仮置き場の問題というふうになってきたところではないかと思っております。

特に、除染に関しまして、一般町民からよく聞かれるところにおきましては、除染自体の線量が下がったかどうかということがよくわからないというような質問がございました。実際に除染業者さん、あるいは町のほうに問い合わせ聞いていますかというふうに聞きますと、いや聞いてはいないと。やっぱり聞かなければ教えてもらえないであろうと言いつつも、なかなかそれがおろそかになってしまって、または町のほうから、あるいは除染業者さんのほうから、数値がこのような結果になりましたというような報告があるのかということで、待っている住民も数多くおります。

また、仮置き場に関しましても、除染と同時、いわゆる平行に進んでおりまして、その作業におきましては、除染が終わった汚染物質等の土壌をフレキシブルコンテナに詰めた後、それを真つすぐと仮置き場に持って行って、すぐ積めるというような状況にはなかなかないのが実情でございます。そういう中、この夏もありまして、天候の問題、ゲリラ豪雨とかたくさんございましたが、そういう水によつての汚染物質等の漏れ、そういったものに対しての不安もまだ払拭できていないというような問題もございます。

そういう中であつて、実際に町民の方々からはもう少し詳しく行政のほうから教えてもらえないかというような声が聞かれているところでございます。そういうところで、町全体としての除染に関する進捗状況並びにそういった町民等の声というものを把握しておられるのか、その状況等についてお聞かせを願いたいと思ひます。

それから、2番目でございますが、子宮頸がんワクチン接種に関しましては、2年前の6月に議会で私が質問いたしました。その際にもある程度明らかになっておりましたが、副作用に関しましてはさまざまな情報が流れておりました。副作用が非常に強いものでございまして、アメリカのサーバリックスというワクチン自体には劇薬という表示があり、なおかつそれによつて100%がんというものが抑えられるというもの、その効能

に関してもそれが全てではないというような表示があるということその議会では申し上げ、なるべくであれば接種者に対してその是非というものの判断するチャンスを促し、最終的には任意であることから、そういう情報を発信することをしていただけないかというお話をした経緯がございます。そういう中で今回、明らかに勧奨、いわゆる喜んで勧めるというほどのものでは子宮頸がんワクチン接種はないということが厚労省のほうからありましたので、その後どのような対応になっているのかをお尋ねしたいというふうに思っております。

それから3番目、平成24年度決算が出されました。気になるのは、いわゆる公債費関係、借金をどれぐらい返しているかということでございますが、一般会計から特別会計等に繰り出している繰出金、水道事業に関しては補助費ということでございますが、それらから各特別会計あるいは上水道事業に関しての借金返済額、いわゆる一般会計からは繰出金という名前でもってお金が回されて、各特別会計ではそれが借金の返済に使われているというような隠れた公債費というようなもの。あるいは人件費というものに関しては、パートさんなり、そういう方々というのは人件費ではなくて、物件費の中の賃金という科目であてがわれるわけでございます。これも隠れた人件費というような範疇に入ってくるのかなと思いますが、そういったものというのはどれぐらいの比率になってくるのかと。それらを含めると、予算に対してどれぐらいの比率で借金返済が賄われているのかということが見えない数値として出てきますので、それらがわかればお示し願いたいというふうに思います。

また、上水道事業会計では前にもお話ししましたが、消費税に関しまして、払わなくてもよい消費税ということで5年間で2,700万円の還付を受けたと。これに関してはもう事前に、ことし3月の一般質問でも説明を受けておりますが、高料金対策としての繰入金補填、その消費税は受水費への充当は適当という答弁をいただいております。いわゆる受水費というものも非常に範疇の広いものでありまして、水を入れるために係る工事、あるいは新しく管を入れるとか、それも水を引くためというふうになれば、受水費の一種だと思います。だから、それに対してあくまでもお金を払うわけですから、それに対して消費税がかからないというのは一般的にちょっと理解できない部分でございます。例えば、帳簿上も借り方、貸し方ございますが、貸し方として恐らく補助費から水道会計としては繰入金が入ると思うんです。その中であって、どうして消費税というものがかからないで還付されるのか。水を買っているわけですから、それは当たり前ですね。

特に、火事場なんかでの水、これは公料金だとするならば、そこに消費税がかからないとするならば、それもちょっとおかしい問題じゃないかと。町としても出資をしながら水企業団というものがあったわけですから、当然、自営業でも、自分の家で売っている商品を自分の子供が買ったからといって消費税を免除するということは、これは会計上ないわけでございます。そういう観点から、どうも消費税というものが還付されたというのがちょっと理解できない部分なんです。

ただ、金額が5年間で2,700万円と大きい。これが堀川ダム以降であれば13年以降ですから、かなりの金額が消えてしまったと。いわゆる5年間という還付期間がございますので、それ以前の13年までさかのぼった分に関しては、やっぱり一つの見方によっては損金であるというふうに考えます。事務事業を行う役場さん、あるいは町長さん、執行側さんからいえば、それは行政としての当たり前な作業というふうに言うかもしれませんが、我々町民からしてみれば、払わなくていいものが要するに5年間分しか戻ってこなかったとなれば、やはり消えた年金と同じように、消えた補助金というふうに見ざるを得ないのかなというふうに思います。一般

の方にもわかるように説明していただければお願いしたいと思うのが1点と。

もう1点は、この事態に関しましては、町として町民の方々に知らせるべきことではないかというふうには思っているんですが、そういうことというのは広報なり、そういうものの実態をお知らせ示した経緯というのがあるか、ないのかも、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

それから、4番目になりますが、今後、決算が出たところで、どのようなコンセプトをもとに町政に取り組んでいくのか。これはもう時系列的に、毎回毎回やはり気になるところでございますけれども、毎回、町長の答弁によりますと、町民に寄り添う政治を行っていくということを申しているわけなんです、どうも物事に関しては事後報告町政でないのかと。

ことしの25年度予算には組み込まれましたが、大正ロマンの館さんあるいは東邦銀行さん等の取得に関しましても、25年度予算には取り込まれているんですが、これをしますよというような、そういう事前の報告というものはなくて、事後報告で終わってしまうのではないかというような、そういう町政かというような批判を私自身もよく受けるところでございます。

そういうのがありまして、町民の皆さんとの町執行部との考え、取り組みについて差異というものがちょっとあるのではないのかというふうには私は思っているところでございます。そういうものをもとに考えていきますと、町民一人一人の考えというものをどういうふうに取り入れていくのか。それが町民に寄り添う政治というふうにするわけですが、町民との寄り添いをどういうような概念のもとに形成してつくっていくのかという住民自治に対する認識と政治姿勢を問いたいと思います。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

(午前10時54分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時05分)

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、町全体の除染事業の進捗状況についてのおたけでありませんが、本町では矢吹町除染実施計画に基づき、平成23年度に幼稚園・保育園・小中学校の園庭校庭の除染、平成24年度に農地の反転耕による除染、町営野球場、学校等の園庭・校庭以外の箇所など、さまざま除染を実施してまいりました。

また、現在、柿之内・田内地区の仮置き場造成工事・仮置き場管理工事並びに住宅除染を初め大池公園、柿之内集会所などの除染にも着手しております。

柿之内地区の住宅除染等につきましては、9月10日現在、仮置き場造成工事が約80%、管理工事が50%、住宅除染は87戸全てが間もなく完了する予定となっております。また、田内地区につきましては、仮置き場造成工事・管理工事、住宅除染に着手し、住宅除染につきましては対象戸数50戸のうち31戸が完了し、約62%の進

捗となっております、一日も早い完了に向け、鋭意努力しているところであります。

除染業務における監理業務につきましては、除染ガイドライン並びに福島県技術指針に基づき、定点における事前事後の放射線量測定や埋め戻し厚などの出来型管理を行っております。また、町監督員による表土剥ぎ取り時の放射線量の確認や埋め戻し厚の確認も随時行っております。

議員おただしの除染作業完了時の放射線量、いわゆる除染の効果につきましては、当然、所有者の方にはお伝えしなければならぬものであります。現在、除染を行っている柿之内・田内地区につきましては、作業が日中に行われ、なかなか所有者に会えない場合があることなどから、一部の所有者には除染前後の放射線量が伝わらなかった案件がありましたが、本案件につきましてはその後速やかに報告し、対応させていただきました。今後は、このようなことがないよう指導の徹底を図り、地域住民の方に除染事業の効果をご理解いただけるよう努めてまいります。

次に、仮置き場の状況と全体的な除染の進捗についてであります。初めに五本松・大和久・井戸尻地区の仮置き場の状況につきましては、地区住民を対象とした説明会を6月11日、12日に、隣接する地元企業の社員を対象とした説明会を6月21日に実施し、6月30日には仮置き場先進地視察会を開催し、理解に努めてまいりましたが、現状としましては数名の方から仮置き場設置に理解をいただけていない状況にあります。

今後も、地域の方々はもとより、行政区長や地区役員と協議を重ね、何としても仮置き場の設置を実現させ、地域住民の皆様が安心して生活できる環境づくりを目指し、住宅等の除染に一日も早く着手できるよう鋭意努力してまいります。

また、旧総合運動公園用地に計画している仮置き場についてであります。寺内・文京・鍋内地区住民を対象とした説明会を7月17日、26日、28日にそれぞれ開催し、8月18日に寺内地区役員との意見交換会を行い、さらに8月24日には仮置き場の先進地視察を実施し、仮置き場の安全性などについて理解に努めてまいりました。

説明会の状況であります。「中間貯蔵施設設置の状況が見えてからでもよいのでは」「永久になってしまふのでは」「万が一漏れた場合、誰が責任をとるのか」「蔬菜等の風評被害が出ないか」など、仮置き場設置に関しさまざまご意見をいただきました。

町といたしましては、除染実施計画において、仮置き場は原則として各行政区単位に設置することとしておりますが、放射線量の低下に伴い、面的除染地域とホットスポット除染地域に区分され、面的除染地域以外の比較的放射線量の低い地域の除染の推進、さらには現在、現場内に保管となっている幼稚園、小学校等の除染土壌の一日も早い仮置き場への移設、道路側溝等の除染作業の早急な着手等を考慮し、旧総合運動公園用地に一定の規模を有した仮置き場を設置することが除染の推進につながり、より効率的かつ効果的な除染を進めることができるものと考えております。

今後も、地元行政区役員や住民との協議を重ね、仮置き場設置に関する理解を求めながら、一日も早い仮置き場の設置に向け鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子宮頸がんワクチン接種の対応についてのおただしであります。子宮頸がんの発生は、ヒトパピローマウイルスの感染が原因とされており、子宮頸がんの予防には、子宮頸がん予防ワクチンの接種によりヒトパピローマウイルスの感染を予防することと、子宮頸がん検診を定期的に受けることが有効とされております。

本町では、平成23年度から本年度まで、中学1年生から高校1年生の女子を対象に、子宮頸がん予防ワクチンの接種を実施しております。なお、平成24年度につきましては、平成23年度の移行期間として、前年度に接種した高校2年生を対象としております。平成23年度から平成25年度の接種対象者は464名で、接種者は249名となっております。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応について全国的に見ますと、注射部位の痛みやしびれ感、全身の脱力、失神、まれに重い副反応としてアナフィラキシーショックが96万接種に1回、両手・両足の力が入りにくい等を症状とする抹消神経の病気、ギランバレー症候群が430万接種に1回の確率で起こることが厚生労働省から報告されておりますが、本町ではこれまで、これらの副反応症状の発生は報告されていません。

これらの副反応症例の調査を踏まえ、厚生労働省は本年6月14日には「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛（痛み）が子宮頸がん予防ワクチンの接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない。一時見合わせとなるが、定期接種を中止するものではないので希望があれば接種機会の確保を図ること」と勧告がなされました。

本町では、この勧告を受けて、6月14日に直ちに勧告の内容を関係医療機関に周知し、接種希望者への接種の有効性とリスクの説明を依頼するとともに、6月21日には接種対象者全員に子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の一時見合わせることを通知したところであります。

今後、国において副反応症例について速やかに専門家による評価を行い、積極的な接種勧奨の再開の是非を判断する予定としております。

本町といたしましては、国の動向を注視し、町民の皆さんの安全を確保するよう慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、隠された公債費、隠された人件費などの総額とそれらの比率はどうなっているのかのおただしであります。青山議員が指摘されております「隠された公債費や隠された人件費」との表現であります。本町としましては隠されたといった認識は全くございませんので、冒頭申し上げさせていただきます。

平成24年度決算において、一般会計から各公営企業会計への繰出金は、水道事業会計につきましては元利償還金2億2,405万6,000円に対し4,457万2,000円、公共下水道事業特別会計につきましては元利償還金3億1,256万7,000円に対し2億2,161万1,000円、農業集落排水事業特別会計につきましては元利償還金1億4,885万6,000円に対し1億858万6,000円となっており、総額3億7,476万9,000円であります。

基本的には各公営企業会計で借入れをした公債費の償還については、使用料等をその償還に充てておりますが、不足する額については一般会計から各公営企業会計へ繰り出ししております。その繰り出しに当たっては、国の地方財政計画において基本的な考え方が示されており、事業経営収入を充てることができないと認められる金額について、一般会計から負担するルールに沿って公債費繰り出をし行っております。

さらには、健全化判断比率の一つである実質公債費比率の算定においても、公債費繰出金を一般会計から特別会計等へ繰り出し、公営企業債の償還に充てられたものとして算定に加え、算出しております。

平成24年度決算においては実質公債費比率16.9%となり、ピークであった平成18年度の25.1%から大幅に改善され、好転しておりますので、隠された公債費ではありません。

本町はご承知のように、平成19年度から3カ年にわたり、矢吹町財政再建3カ年計画を策定し取り組んだ結果、目標を上回る8億円を超える効果額をあらわすことができ、その後も着実に健全財政へと向かっております。

次に、賃金についてありますが、平成24年度決算の総額は1億7,422万1,000円であり、内訳として嘱託職員9,029万2,000円、臨時職員8,392万9,000円となっております。これらは、定員適正化計画の着実な実行による正規職員の減に対し、福祉、環境対策等の複雑化や東日本大震災に伴う災害復旧事務事業等の増大等により、一時的に嘱託職員や臨時職員がふえたことによるものであります。

なお、賃金は物件費として法的な算定の中に含まれているため、経常収支比率の数値は86.3%と変わらず、これにつきましても、隠れた人件費との認識は持っておりません。

今後も、地方自治法や地方公共団体財政健全化法に基づき、県のヒアリングを受け、ルール計算に基づき、適正に各指標及び比率を算定しており、公表している状況でありますので、引き続き健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、上水道事業会計の消費税申告についてのおたただしですが、さきの3月定例議会でも答弁させていただきましたが、地方公営企業法適用の水道事業会計においては、水道使用料等を徴収する際に消費税も徴収しており、税務署へ毎年、消費税を申告し納入しております。

さらに、使用料以外に、一般会計からの繰入金で補填されている場合においても、消費税納付の必要がある場合、消費税を納入してまいりました。この一般会計からの繰入金については、消費税法において、どの経費を充当するかにより納める消費税の金額が変わるため、当初、税務署との消費税申告協議の中で、一般会計からの高料金繰入金については、受水費への充当が正当であるとの考えから、本町では受水費に充当してまいりました。

しかし、平成23年度の監査委員の指導から、税理士への委託により税務署と消費税還付申告の協議をした結果、要綱制定や市町村の定めにより、受水費だけでなく人件費等にも充当することができるようになりましたので、結果として消費税が還付になり財源の確保につながったものであります。

したがいまして、当時の消費税申告における一般会計の高料金対策として、繰入金補填の消費税につきましては、受水費への充当が税務署協議の中で適正な事務として処理されたものと認識しております。消費税申告に関しましては、今後も税理士の指導を受けながら引き続き適正な事務処理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、平成24年度決算を踏まえ、今後どのようなコンセプトをもとに町政に取り組むかについてのおたただしですが、平成24年度の決算については、9月4日の議会全員協議会で概略を説明させていただきましたが、平成23年度と同様に、震災、原子力災害等を要因とした年度として、震災前の決算額よりも大きく伸びている状況であります。今後も、震災、原子力災害等が予算の中心になることが予想されますが、このような財政状況下においても、町民負担の増加や住民サービスの低下を招くことがないように計画的な財政運営に努め、議会を初め町民の皆様から評価やご理解をいただける町政に取り組むため、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画に基づき、計画的なまちづくりを進めるとともに、震災からの確実な復興を目指した活力あるまちづくりを推進してまいります。

また、今後は、行政の担う役割・領域をこれまで以上に明確にし、行財政改革をさらに推進して、複雑多岐にわたる政策、施策等の重要課題から、まちづくりに真に必要なものを、町民の皆様の合意を得ながら、実効性のある計画行政を推進してまいります。そのため、行政情報の公開を積極的に行い、行政の公平性と透明性をさらに確保し、町民と行政の良好なパートナーシップによる住民自治をコンセプトにしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、住民自治に対する認識と政治姿勢についてのおただしであります。これまで青山議員に幾度となく答弁してきたとおり、繰り返しになりますが、私の政治の実践の姿は、町民の福祉の向上に資する具体的なまちづくりの推進のための実用書として策定した第5次まちづくり総合計画及びそれを補完する計画として策定した矢吹町復興計画の実現に向けた行財政運営そのものであります。町民の皆さんとの対話のまちづくりを進めることで、総合的な住民福祉の向上、震災以前以上の活力あるまちづくりの目指しております。

本町は、町民の皆様に身近な行政主体として、真に地域住民が求める行政サービスを提供する責任を果たす必要があります。そのためには、これまで以上に住民の声を聞き入れ、寄り添うことが重要であると考えており、町の政策が町民の皆さんに目に見える形で具体的に伝わり、将来の明るさ、豊かさが実感できるまちづくりを目指していかなければならないと考えております。

特に、今年度は、目に見える復興として、具体的には中心市街地の復興を重点課題としており、復興に関する提言として、町商工会、中心市街地復興協議会、町職員プロジェクトチーム等のさまざまな団体から大正ロマンの館の有効活用の提言も受けおります。さらに、昨年7月に「震災復興に向けた連携・協力に関する覚書」協定を締結した東京大学生産技術研究所の全面的な協力を受け、震災復旧及び復興に向け持続可能な地域社会の形成を目指し、提言等のご協力をいただいているところであります。

そのような中、2月に開催された第1回車座会議では、大正ロマンの館を有効活用すべきであるとの意見が出されたほか、7月28日に大正ロマンの館の利活用をテーマに開催された第2回車座会議においては、小・中・高生や一般の方など約50名の参加者によりワークショップが行われ、利活用方法等について積極的な意見が出されており、現在はさまざまな意見を集約しているところであります。

その他、国土交通省の国直轄事業との連携による災害公営住宅の基本計画策定や復興道路事業の整備を初め、地域コミュニティ集会所の建設、防災公園等についても検討しており、計画がまとまり次第、議会への説明はもちろん、住民説明会を実施しながら、より町民に寄り添った行政運営に努めてまいりたいと考えております。

このように、まちづくり総合計画及び復興計画に位置づけた事務事業を確実に推進し、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を目に見える形で一步一步確実に実現し、中心市街地の復興を初めとした震災からの復興を、より町民に寄り添いながら着実に推進してまいりたいと覚悟でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 再質問をさせていただきます。

まず、除染に関してなんです。進捗状況等については理解できました。ただ、大事なものは環境省、あるい

は法律でいえば特措法、あるいは除染電離則または県の指針等がございます。環境省のガイドラインもありますが、住民とのコンセンサスを図っていくべきであるというふうに書いてありまして、そこにはなかなか、今やっと出てきたところではございますが、除染前の線量調査の結果、あとは中間線量、そして除染後の結果というものが、私の家でいえば2日前の日曜日の雨の中を除染業者さんが一生懸命運んで来てくれまして、除染が終わって2カ月後でありました。ほかの家におきまして、それまでは全然なかったわけでありまして、かなりおくれた措置であったのかなというふうに思っております。ただ、今後、速やかに対応されるということですので、ぜひともそのようにお願いしていきたいというふうに思います。

また、もう一つは、線量の数値に関してなんですけれども、新聞にも出ておりましたが、線量計の数値自体が補正が必要であると。いわゆる微弱な電流の流れを把握していくもんですから、かなり精密な補正が必要なんです。もっとも、高価な線量計ですから、実際に役場さんのほうで各行政区にお渡ししております堀場メーカーの簡易線量計とですね、NaIシンチレーション、役場さんのほうで補正したやつとの差がかなり甚だしいんですよ。私も除染の関係でもって実際に測定してみたところが、高いんです。役場さんで各行政区に与えた線量計の数値が高過ぎるんですよ。掛けることの0.7で何とか役場の補正された線量計の数値に近づいてくると、というかなりですね。掛ける0.7というのは非常に違ってくるので、それも広報しておかないと、「おれのところは高いんだ高いんだ」と言って騒いでいる住民の皆さんが多いもんですから、必要以上のそういった危険を論ずるというようなこともあってはならないので、そういったところも対応も大変でしょうけれども、お願いしていきたいというふうに思っております。

また、除染の終わったフレコンバックを測定したんですが、業者さんの測定値が低いんですよ。これは役場の担当者さんもお呼びしながら実際に役場の線量計で測ったんですが、その数値を超える数値は1つもなかったんです。当然、役場さんからの堀場の線量計で測っても、非常にそれは高く出してしまうと。だから、数値自体の信憑性が非常に難しいんですね。微弱な電流を図る装置でもありますから、時定数ということで、測定する時間を長くするというのが簡易線量計、30秒ぐらいとっていますか。役場さんのシンチレーションだと、もう時定数10秒で終わりなんですね。そういったものからも、精度としてどこまでの数値がちょっと本当なのかというのが非常に疑問なところがこの除染の問題で、それでもって住民が再度不安に陥る状況になってきているということがございます。ですから、そういったものについても、今後対応されるようにぜひお願いしていきたいと思います。繰り返し申し上げますが、住民とのコンセンサスを早目に正確に、あとは線量計の問題です。

もう一つは、実は、この除染に関していかがかというふうに思うのがちょっと出てきて、町長の判断を仰ぎたいんですが、実は、これ個人情報なもんですから、各家庭の線量を言うというのはあり得ないかもしれませんが、私はこの立場にありますので、自分の家のことを例に出しますと、除染前の線量が0.08、0.13、0.11、0.14、0.13、0.12、0.07、0.24が1つ、0.14、0.29が1つ、0.19、0.19ということで、0.23を超えているのが12ポイント中2カ所しかない。これは、いわゆる空間線量の平均でいったらば、0.23は当然いってないんですね。これ除染前なので、これでも本当に除染をしなくちゃならなかったのかと。

実際に私のほうでもってはおかしてみると、やっぱり0.4あるわけなんですね、1メートルの段階、今のは1センチだったんですけれども。それに掛けることの0.7を計算しても0.28、四七、二十八なんですよ。それに

対しての出た除染前のデータがですね、これが0.19とかその辺の数値なんです。だから、どれが信じられるのかというのが非常に曖昧な状況になってきているということで、除染というものは一体どういう状況で行ってきたのかというのが、ここに来て何かちょっとぐらつくような話になってきていると。本当に除染というのは必要だったのかというのがちょっとわからなくなってきましたので、この辺についてはどういうふうにお考えで、どのように対応されるのかというのを聞きしたいというふうに思います。除染なくして復興なしとまで町長に言わしめたこの問題ですから、そこはきちんと対応のほどをお願いしていきたいと思います。

そしてまた、除染に関してはもう1点だけですが、町内の除染、例えば滝八幡地区とか、川を1本越えた柿之内はしながら、なぜ滝八幡地区、川1本隔てたところでもって200メートルも変わらないのにやらないのかと、不公平ではないのかというような話も聞こえていますので、やはり除染に関しては再度もう一度、除染計画というものは出されておりますけれども、面的除染から今度はホットスポットに変えるなり、そういった広報というものはどんどん事前にしてほしいというふうに思っております。これも事後報告かというふうに言われると、ちょっと私も心外なものですから、できるだけそういったものは前向きにお願いしたいと思います。

それからあと、子宮頸がんワクチンに関してはよく理解できました。このサーバリックス自体がアジュバンドというペットの去勢剤ですね、そういったものからつくられていることはもう皆さん知られていますので、そういったことも含めて、今後とも、やっぱり選択制を受診者に与えながら事故のないような取り組みを、私は行政としては県・国よりも強く広報並びに知らしめてほしい、間違いのないような方法を町独自で策定しながら進めていただければありがたいと思っております。そういうことでお願いをしたいと思えます。

そして次、水道料に関してなんですが、町長の答弁とおおり、受水費へ充当するという点に関しては私も異議はないんです。適正だったと、全くそのとおりでと思います。ただ、物事は非常に単純明快でありまして、消費税が還付されたものと還付されなかった部分があるということの事実なんです。ここをどういうふうに町長さんはお考えになるのかと。戻ってくれば、それはやはり当たり前でもって、なくならなかった、損失じゃないというふうに、これは町民の立場としては考えると思うんです。

ところが、5年の時効からさかのぼることの13年までの5年間ですか、その部分での戻ってこなかった消費税に関しては、これはやはりあるべきお金がなくなったという意味では損失ではないのかと。これは、いわゆる自治をあげる、町政をあげる主としての行政側の団体自治としての考えなのか、あるいは私が言っている損失ではないのかという、あくまでも住民側として皆さんに委託している中で運営してもらっている中でのお金が消えたという意味でのやはり損失ではないかという立場の違いかもしれませんが、私は少なくとも町長さんは、こういう出来事があるって、こういうわけでしたよということで、やはりそれについては何らかの町民の意を酌んだ説明というものをやる必要があるのではないのかというふうに私は思っております。

結局、答弁にも出てきておりますけれども、高料金対策としての繰入金補填というふうに言っているんですね。高料金対策としての繰入金補填といいますと、高料金対策ということですから、これは未収金もあったりしてそれにお金を充当しちゃったのかと。未収金に充当すれば消費税として払う必要もないから、その部分を払ってしまったものをバック受けたのかなと思ったりもするんですよ。

ですから、その辺がどうも事実が明確ではなくて、ただ税務署さんと会計士さんのほうの話で決めました、

適正ですというふうに言うだけであって、税務署さんとか会計士さんが、これは違法ですよ、これは刑事罰ですよと、そんなこと言うわけありませんから。あくまでも私が申し上げているのは、いわゆる受水費としては正しいんだけど、返ってこないお金があったという事実に対してはどのように説明されていくのかということをお尋ねしているところでございます。それがまた、堀川ダム始まって以来、平成13年から平成17年までにはどれくらいになるのかということをお尋ねしているところでございます。そこについて説明いただければお願いいたします。

何分ございますか。

○議長（栗崎千代松君） あと9分あります。

○6番（青山英樹君） 9分、すみません。

それともう一つは、1点だけですが、まちづくりに関しまして、5カ年の総合計画あるいはマスタープランとか、いろんな計画ございます。それに基づいて執行される、それはそのとおりで非常によろしいと思いますが、具体的に何をしていくのかということでの問題がやはり出てくる。新聞でいえば、見出しは非常によくわかるんですが、その中身を読んでみると、具体的にどうなのかということところが非常にネックになります。特に、一つの例としては、各種協議団体等による大正ロマンの館等、あるいは復興に関するもの、それから災害住宅等についても、計画に対しても町民の意向を酌みながらというふうに出てきておりますけれども、本当にそうなのかという部分があるんですね。

どうも町を歩いてみると、そうでなかったりとかということをお聞きまして、そんなことからアンケートをとったところなんです、その内容についてどうのこうのということをお聞きするつもりはございません。一人一人の意見でございますので、いろんな意見があつて結構だと思いますし、当然いろんな意見があるんですが、一つ一つの意見を聞きながらやっていく。つまり、アンケートというのはイコール民意とは私は考えてはいないんです。認識はないです。そういう考えはないです。ただ、大事なものは、一人一人の意見を聞きながら、それを議論をしながら、あるいはお互いに考え方が変わってくるかもしれませんし、議論をしながら、協議しながら醸成していく、皆さんの意見を醸成してきたそのものに合意でつくり上げていくという作業も必要なんではないのかと。

町長さんは前からですね、説明会をします、説明会をしますとは言っているんですけども、いまだ行われていないままに大正ロマンさんは工事が進んでいっているのが実情じゃないのかと。そこを私はちょっと変更してもらえないかと。やはり、なるべく町民の意見を聞くと。そういったことで、事後報告町政なんていうような言葉も町民から言われているのかもしれませんが、そんなところをちょっと危惧しております。

ですから、意見が違うのは当たり前であつてね。それを多く聞き入れた上で、皆さんで協議しながら、議論しながら一つのものを醸成していくということの取り組みが必要ではないのかということ、それを一つの指針として取り組んでいってはもらえないかということをお尋ねしているところでございます。それに対してのお考えをお尋ねいたします。

以上です。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の項目が多岐にわたっております。なお、抜けてしまった部分については再度質問していただき、それに基づいて再度答弁させていただきたいというふうに思っております。

除染が着々と進んでいるというようなそんなご評価をいただきまして、本当にありがとうございます。町としましても、環境省のガイドライン、県の指針に基づいて、除染については作業させていただいております。

住民のコンセンサスを得ながら進めるべきだということについては、ごもっともだというふうに思っております。今後も、今回指摘を受けたような除染前、除染後の線量の報告も含め、適正な形で住民のコンセンサスを得ながら、今後も住民に不安を与えることのないよう取り組んでいきたい、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

線量計の精度の違い、行政区と役場、さらには青山議員自身が持っている線量計についても、大分違いがあり過ぎるというようなご指摘でございますが、町としましては、誤差があることは前もって承知しておりました。ただ、貸し出す場合においても、それらについて誤差の範囲があることも承知しておりますが、それも誤差の範囲だろうということで、確かに0.23を基準にしていますけれども、0.22だから不安にならない、これは問題でないということではなくて、そうしたことも含めて、町としてはそうした不安を持っている方についても除染を進めていくということでございますので、そうしたことは前もってご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、今、行政区に貸し出しているもの、役場にあるもの、そうした線量計についても再度、その精度についてもきちっと調べながら、調査を加えながら、住民に不安を与えることのないよう、そうした対応をとっていきたいというふうに思っております。数値の信憑性ということでございますが、これらについては、はかる場所、はかる時間、高さ、いろいろな条件でもって数値が変わってくるもの、その信憑性をいかなるものかというものについて心配がある場合は、青山議員のほうからも、また議員のほうからも、そうした心配や不安のある方については、町のほうにご相談もしていただけるようにお口添えいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

そうした意味において、青山議員がみずから自宅の12ポイント、12地区の線量を測定しながら0.23を上回る地区がないというようなものについても、再度それらについては、機械の精度等についてもいろいろと齟齬来た部分も影響しているのかなということもございまして、ただ、これらについてはもう当初から町の除染実施計画に基づいて環境省と相談をしまして、環境省が国の基準に基づいて線量を測定し、その結果に基づき面的除染が必要だと、柿之内地区にはそうした認定を受けております。中には線量の低い箇所もあるかと思いますが、しかし、その場所を除染しないということについての町民の不安ということを考えれば、今回の国の指示に従った面的除染については適正なものであったというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

さらに、滝八幡地区について、川を1本隔てて除染しないのかということについては、除染しないわけではございません。今年度は大和久地区、東地区、西地区、さらには線量の高い場所ということで、滝八幡地区もその予定地に入っておりますので、今後、行政区の皆さんと相談をしながら、除染について協議を深めていき

たい、時期についても明確にしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

面的除染、さらにはホットスポットの除染についての対応方法については、町内、詳しく線量マップを作成させていただきました。ただ、低いといえども、その部分がホットスポットの除染だけでいいのかというような、そうしたこともございますので、今後詳しく、町内のまだ除染を実施していない地区については、住民との合意形成を図りながら除染の方法についても検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、できるだけ町民の不安が解消するように、払拭できるように努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

子宮頸がんワクチンについては、青山議員のおっしゃるとおりでございます。今後とも、町民に不安を与えないよう、さらに安全性を確保した形で、ワクチンの接種については推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

消費税については、さきの3月議会の中でも話をさせていただきましたし、今回も答弁をさせていただきました。解釈の違いとか、しかしながら、戻ってこなかったということではなくて、さらにお金が消えたとか、返ってこなかったという表現がございましたが、そうではございません。もともと、税務署と協議をし、税務署の判断に基づいて適正な消費税の申告をしてきたわけでございます。さらに、受水費のほかにも、人件費についても協議を重ねて、いろいろな考え方を町のほうで説明し、税務署と協議を深めた結果出てきたものでございますので、戻ってこなかったとか、お金が消えたとか、返ってこなかったということではございませんので、消費税の事務事業等については適正に行っていたと。

今後も、ご指摘を受けないような、誤解を受けないような形で適正に処理してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。したがって、お金については、私のほうから答弁は差し控えさせていただきます。

まちづくりについてでございますが、先ほども答弁させていただきました。具体的な内容がわかりにくいということでございますが、先ほどから答弁を繰り返しているように、第5次まちづくり総合計画、復興計画を何百ページにわたる詳細な事務事業の実施をする上での実用書ということで、青山議員にも何度も答弁をさせていただいております。具体的な内容、事業の項目、さらには年度を追った形でいつ実施するのかということも、事細かく載った計画でございますので、具体的な内容がわかりにくいということについては、そうしたことはないというふうに私自身は理解をしております。

大正ロマンの館、災害復興公営住宅、町を歩いていると、そうしたことに反対する人たちもいると。一人一人の考え方、一人一人の意見を聞きながらということでございますが、これも私は非常に政治姿勢として大事にしていることは、一人一人の方に寄り添って、対話を重視しながらのまちづくりということで、そうしたことで、私自身はこうした姿勢で今、町政に当たっているということを自負しておりますので、そうしたことについては私自身が最も気をつけて、努力を割いている部分だということを改めて青山議員にご理解いただければというふうに思っております。

もちろん、計画の熟度を上げていく、そうしたことについてはごもっともでございます。これらについては、計画の熟度を上げるために、私は23年度、震災当時からまちづくり懇談会、町行政区の総会、そうした中にお

いて、25年度の当初予算の中でこうした復興計画を策定していきたいということで、5つの重点項目を示しながら説明をしてきました。もちろん、中心市街地復興業務の内容等についても、大正ロマンの館の具体名を挙げながら住民に説明してきた経過がございます。延べ人数を、私の頭に中に入っている人数でも、まちづくり懇談会、各行政区の総会、その後の商工会の復興計画案の策定、それから中心市街地の復興協議会のメンバーの会議の数、さらには町職員のプロジェクトチームの計画を練る段階での数、さらにはその後の車座会議の参加した人数を数えると1,000人を優に超えております。そうした説明を加えてきたということですので、青山議員にもご理解をいただければ幸いですというふうに思っております。

今後も、そうした指摘を受けることのないよう一つ一つの小さな意見を、さらには一人一人の意見を聞きながら、私の政治姿勢である住民に寄り添った対話を重視しながらまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 時間がないので端的に申し上げますが、まず、まちづくりに関しまして、いろいろ姿勢をおっしゃっていただいているわけなんです、各団体、延べでもって1,000名以上ということですけども、実際、そういう団体さんに関しては一般の町民の方々からは、もうやろうというふうに決まった人間だけの集まりじゃないのかといった意見もあつたりしてですね。やはり、町長さん、何か違う方法でもって民意といいますか、意見を聴取するような方法を考えられないかなと思うんです。ですから、そこにはアンケートとか、町でも都市計画マスタープランでやりましたけれども、ああいったものも民意と私は認識はないですが、一つの手法としては大事ではないのかと思うのと。

あともう一つ、各団体、協議会等がございますが、これはどのような位置づけなのかというのは前も聞きましたけれども、決定権自体がそこにあるのかどうか、そこを町長さんが諮問団体として位置づけて、諮問されたものを皆さんに公表しながらやっていくのか、それと同等のことが今なされているというふうに認められるのか、この辺はどういうふうな認識なのかをお尋ねしたいと思います。

それと、もう1点は水道費、お金がなくなったかそういうことではないということですけども、とするとですね、また逆説的に考えると、じゃあバックされた2,700万というのは何だったんだということになっちゃうんですね。恐らく、これまた繰り返しの議論になっちゃうかもしれませんが、やはりあるべきものというものが返ってこなかったというのが、これは一つには何らかのそこには瑕疵があったんじゃないかというふうに思うわけでありまして、それについてももう一度お聞きしたいというふうに思います。

その2点だけお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まちづくりについて多くの意見を私が聞いているというようなことで、その多くの意見というのは一般の町

民の中から決まった人たちの意見ではないかというような、そんな言い方でただされておりますが、私はそうは思っておりません。

今回集まっている車座会議の例をとっても、小学生、中学生、高校生、そして町内外からということで多くの方が参加しております、その意見に加わらない人のほかにも傍聴者がおりまして、その人たちの意見も聞くような仕組み、さらにはまちづくり懇談会、さらには行政区の総会ということになると、町が指定した人を呼んでいるわけではございません。特に、行政区の総会なんかは、ほとんどの町民が町の考え方を聞きたいということで呼びいただいた、そういう行政区でございますので、決まった人たちだけの意見ということではなく、私自身は青山議員が言う民意ではないのではないかというようなことについては、きっぱりと否定をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、その人たちに決定権があるのかということでございますが、あくまでも決定権は、民意を反映させる、その意思決定機関というのは議会でありまして、それを決めるのは議員でございますので、なおさら、議員の考えを無視して私がそうした団体に決定権を与えるというようなことは認識もしておりませんし、そうした指導もしておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

水道費については、法的な根拠というようなことを言っておりますが、この根拠については5年間さかのぼった時効の消滅事項、5年間遡及できるということもございまして、それに基づいて遡及をした結果でございます。瑕疵があったとは考えておりません。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため休議いたします。

(午前11時52分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 鈴木隆司君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告3番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

[5番 鈴木隆司君登壇]

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆様、こんにちは。

午前中に引き続き午後の一般質問、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、一般行政について5点ばかり質問をさせていただきます。

まず最初に、一隅を照らす政治・政策の実現を提唱するという題材で申し上げます。

私、今年度に入りましてある質問を受けました。その町民は、娘が今回の第一原発の放射能の問題で避難を余儀なくされた、それで家族そろって避難生活で大変な思いをしていたと、そういう苦労もあって、小さな子供を連れて一家で矢吹町の自分の実家に戻ってきたんだということでした。それで、その嫁いだ娘さんが小

さい子供を保育園に預けて働きたいということで、町のほうに足を運んで何度か相談をしたと。ところが、現在、預かる児童がいっぱい断られて、思うように子供を預けて働くことができなかったということで私のほうで相談を受けました。私も担当課のほうにその旨を伝えて相談しました結果、待機児童がたくさんいると。事情は事情で、大変な思いをされて矢吹に戻ってきて、子供を預けて働きたいというのは重々わかるが、待機児童がその他大勢いるので、なかなかそれは難しいという答えでした。

担当課の答えは、それは間違いなくそのとおりで、明朗で、かつ正確な答えだったと思います。ただ、そういった、本当にそういう思いをして小さい子供を連れて実家に戻って、子供を預けて働きたいんだが働けないという、そういう相談に私も胸が痛くなるような思いをしました。地方議員の一政治家として何とかできないものかということで、私も大変心苦しう思った事例でありました。

そういったことで、現在、矢吹町の待機児童の数と今後の方針、対策をお伺いしたいと思います。

また、同じような事例で、長引く不況と賃金の引き下げにより、賃料の安い町営住宅に入居したいが、定数に達しており入れないということで断られたと。これも同様に、現在の入居待ち待機者は何名おるのか、そして今後の対策、方針、町の考えをお伺いをしたいと思います。

それから、年老いた親を介護にかかわる入居施設に預けたいが、これもまた定数オーバーにより入所を断られたという現状の話であります。これも現在の入居者の待機数、また、これに対する町の考え、方針などをお伺いをしたいと思います。

現在、矢吹町はライフライン等の復旧を無事、町・町民が一丸となって乗り越えて、現在、復興に向けてさまざまなことをやっております。今年度も、さまざまな行事に多くの予算が追加されたり、復興をアピールするためにさまざまなイベントが行われております。これは、矢吹町の復興を内外にアピールするというイベント、本当にとっても重要なことなんですが、そういった華やかさの裏に、こうした本当に生活に困っている人たちがいるということに対して、一隅を照らす政治・政策ということで質問をいたしました次第です。よろしくお願いいたします。

次に、2番、放射能除染仮置き場についてでございます。

同僚議員と重複する点がございますが、私なりの視点で質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4区、5区、大和久、井戸尻地区及び町全体の仮置き場が、住民の反対等によりなかなか決まらない状況であると。先ほど町長のほうからも答弁ありましたが、一部の反対があるということです。また、私の聞き及んでいるところでは、寺内地区などは地区全体を挙げて反対であるというような申し入れもあったというような話も聞き及んでおります。このことについて、今後、町はどのように考えていくのか、お尋ねしたいと思います。

また、先進地の視察を住民に対して行ったということでございますが、これもなかなか私の聞いているところでは、人数も余り集まらなかったというような話を聞いておりますが、この視察には何名ほど参加したかをわかればお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、さきの定例会で検討すると町長が発言しておりました、いわゆる三鷹方式ですね。これは私が勝手に三鷹方式と名づけたんですが——に対する答弁をお伺いしたいと思います。

再度申し上げますが、三鷹方式というのは、例えば物理的に仮置き場をつくる場合、物理的に設置可能な場所を、執行部が今までどおり一方的にこの場所につくりますというようなことではなくて、物理的に設置可能な場所を何カ所か、例えば5カ所なり6カ所なり、例えばA地区、B地区、C地区、D地区、E地区とか、こういう場所を物理的に収集運搬が可能だとか、広い面積があるだとか、周りに住宅地が余りないとか、さまざまな状況から、物理的に設置可能な場所を五、六カ所、執行部が確定をして、その地区のそれぞれの代表者何名かに、数名に出てもらって、その代表者同士で話し合いをして、矢吹町がやらなければならない、スムーズに除染を行わなければならない事情等を執行部のほうで説明をして、住民のほうもそれは理解しなくてはならないんだということを理解するでしょうから、住民の代表者が、その5カ所なり6カ所なりの代表者が話し合っていて、町民の視点で、町民の意見で、この場所にしようじゃないかと最終的に決まれば、これは本当に一番スムーズにいわゆる町民の声、町民の力、いわゆる矢吹町も三鷹にならって協働のまちづくりということをやっているわけですから、こういった方向で場所を選定するのが望ましいのではないかと私がさきの定例会で申し上げて、町長は検討してみるというような声でしたので、それに対してお答えを願いたいと思います。

また、この仮置き場、なかなか難しい問題でございまして、かといって矢吹町も除染を進めていかねばならないという立場でございます。私が思うには、今の県内で行われている事例で一番本当にスムーズに早くできるのは、除染をしたその場所に仮置き場をいわゆる出たところに置くと、この方法も一つのいい案だと私は思うんです。実際、県内でも幾つかの事例がございまして。こういったことに対して町の考えはどうかをお尋ねしたいと思います。

次に、3番目です。

県道棚倉矢吹線、通称棚倉街道と町内では呼ばれております。そこに矢吹大橋があるわけですが、この矢吹大橋、棚倉方面からこの大橋に乗って町内に入ろうとすると道交法上違反ですね。これ、右折もできない、左折もできない、Uターンもできない、必然的に4号線まで行かなきゃならないという道路でございまして。これは、あくまで県道ですので、直接町にはかかわりありませんが、地元の地域の住民がなかなかこれは不便な道路だということで、県道であっても、町のその地区の地域住民の大きな問題となっておりますので、取り上げてみました。

ここでは警察がしょっちゅう取り締まりもやっております。多々そこで捕まっている光景も私も目撃もしております。本当に町民が自分の町で生活するのに、警察がいつも取り締まりをしなければならない、また、多くの人がいつも捕まる、こういう道路でございまして。こういったことに対して、町の認識はいかがなものかということでお尋ねを申し上げたいと思います。また、この道路は地元の人々には使い勝手の悪い、ある意味では欠陥道路だと、本当に悪評が高い道路でございまして。こうした声に対して町は地元住民にどう説明して、どう理解を得ていくのかということに対して質問したいと思います。

また、棚倉街道踏切が閉鎖してこの道路ができたわけですが、当初、完成からもう20年ぐらいたっておりますね。いわゆる当時の地域住民が理解してできた道路なんですけど、当時の地域住民の認識と現在住んでいる地域住民の認識に、十年一昔という言葉があるとおおり、もう20年もたつとかなり大きなずれがあって、やっぱりここは開くべきじゃないかと。町の中心商店街の活性から、町のにぎわいだと町は言っているけれども、この踏切が閉鎖して矢吹大橋で直接4号線に行くということは矢吹町に入るなと、矢吹町は素通りしてくれと言っ

ているような道路ではないかというような声が聞かれるわけですね。こうした声に対して、町は今後どう対応して、どう説明をしていくのかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから4番目、J A東西しらかわ中畑支店が移転します。その移転後の対応についてお伺いをします。

支店の移転により、中畑地区中心部の空洞化に大きな加速が進むことが考えられます。これに対して町の認識はいかがなものかということでお尋ねを申し上げます。

地域の住民から、当該地を借り上げて町の公園あるいは公共施設等をここに一つだけつくっていただけないかとする要望がありますので、私もその声を受けて、これを提言するものでございます。

確かに、中畑地区には子供が安全・安心に遊べる公園がないということで、この場所に公園をつくってほしいという要望が私のほうにも来ておりますので、町の考えを伺います。また、こうしたことと違って、町独自でこの対処策について既に対策とか構想があればお伺いをしたいと思います。

最後5番、町バスとスポーツ振興基金についてお尋ねを申し上げます。

町バスの利用と現状と問題点についてお伺いします。

現在、矢吹町には1号バス、2号バス、3号バスとあるのは周知のとおりでございますが、3号バスについて、かなり年式も古く大変老朽化が進んでおるバスでございまして、なかなか遠出をするにはちょっと避けられているようなバスでございまして。また、排気ガス規制によって、都内乗り入れができないという欠点も持ち合わせているバスでございまして。きちんと車検整備をして、いつでも乗れる状況にはあるものの、こうした理由から、なかなかこのバスは避けられている状況であると聞き及んでおります。

そこで1点、建設的な意見として、この3号バスをいわゆる廃止して、新たな中古のバスを買ったらいかがかというようなことを提言申し上げます。また、現在、矢吹町もさまざまな文化・スポーツが盛んな町として、青少年育成やら何やらでこのバスの利用が、使用頻度がかかなり高くなっております。なかなかバスをとれないというような声も聞き及んでおります。そこで、現在の方式では、バスを例えばチャーター、レンタカーしたりいたしますと、補正予算などで対応しているようでございますが、私が考えるのには、当初予算でも総務のほうで、例えばバスを1回借りると恐らく10万ぐらいかかるんだと思います。ですから、もう当初予算で例えば100万なり、10回分なり、20回分、200万なりを予算を組んで、いつでもバスがとれないときには対応をすぐに行うような仕組みをつくっておくべきではないかなというような気がいたします。

この町バスの問題点としまして、いわゆる3号バス、それから予算を事前にとっておく必要があるんじゃないか、あるいは3台バスがあるのに運転手が2人しかいないという現状でございます。3人目の運転手をいつでも頼めるような、いわゆる常にいる運転手さんではなくても、いつでも頼めるような仕組みづくりも大事なのかなということで、町バスの問題点ということで提言をいたし、質問するものでございます。

次に、スポーツ振興基金についてお尋ねを申し上げます。

現在、スポーツの育成ということで、スポーツ振興基金というのが設けられております。大変いい制度だと思っております。ただ、最近こういった事例がありました。矢吹町で交流事業がありまして、交流試合で東京に遠征したが、ちょうどバスもなく、バスをチャーターして行くと。当然さまざまな費用で、バス代だけで10万かかるし、その他のいろんな費用でさまざまな予算がかかったと。スポーツ振興基金で対応してもらったが、いわゆる県外に行く交流事業としては4万円が限度である、県内は2万円であるということのをうたって、そうい

った対処法で説明があったということですが、このスポーツ振興基金、大変私も素晴らしい趣旨で、素晴らしいものだと思うんですが、今私が申し上げたいのは、例えば五、六人のチーム団体が隣の栃木県那須町に行ったと。逆に今度、20人、30人の団体が東京に行ったというのではもう距離も違うし、かかる費用も違うし、全て違って来るわけですね。ただ、一律に県外が4万、県内が2万という、簡単なそういう条文でいいのかなということをごをここで私は疑問に感じたわけでございます。

やっぱり、何でも時と場合によると申しますか、遠征する場所、遠征する人数によってかかる費用も大分格差があるわけですから、このスポーツ振興基金大変素晴らしいものですが、その辺のですね、一概に数字をきちんと設定するのではなく、もっと柔軟に、時と場合によってこうなんだというような文面を入れて対処するような基金にしていただけたら幸いかなということでご質問を申し上げます。

以上5点、質問申し上げました。答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、保育園の待機児童数についてのおただしであります。本町は、第5次矢吹町まちづくり総合計画の基本理念において、子供に関する基本目標を「地域の宝として子どもをみんなで育て、子どもたちが心豊かに成長するまちをつくります」と定めております。後期計画においても、「子どもを安心して産み育てることができるまちをつくります」「教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます」の2つの政策で、矢吹中学校改築事業を初め第3子以降幼稚園・保育園無料化事業、子育て支援サービス、放課後児童クラブ事業、教育ボランティア活用事業、児童生徒サポート体制確立事業などの育成事業に力を入れております。

議員の皆様のご協力をいただき、各事業とも順調に実施されており、今、本町の子どもたちはすくすくと育ち、県内外のスポーツ大会等においても大活躍をしているところであります。議員の皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。

議員おただしの保育園の待機児童の問題につきましては現在、保育園に入所できずに困っている保護者が多くなっていることは承知しております。なお、今後、町としても働きたくても働けないといった声を重く受けとめ、保育行政に万全を期してまいります。保育行政については教育委員会が直接所掌しておりますので、待機児童数、対策等の考え方につきましては教育長から答弁させますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、町営住宅等への入居希望者の待機状況と見通し、今後の対策と方針についてのおただしであります。町営住宅管理戸数は、8月末現在7団地で291戸であり、そのうち240戸が入居しており、空き家は51戸であります。この空き家については、耐用年数である30年を既に経過している簡易耐火構造の住宅であることから、政策空き家に位置づけ、町営住宅管理計画に基づき取り壊しを予定しているため、入居者が退去した後は公募しないこととしております。

議員おただしの町営住宅入居待機者は、8月末現在6名の方がおりますが、長期間の待機を解消するため、平成23年度から矢吹町営住宅入居待機者家賃補助により、民間賃貸住宅への入居支援として家賃の一部補助も

行っております。入居待機者の6名につきましても、家賃補助制度の説明をいたしましたが、全員が安価な家賃で入居できる町営住宅への入居を希望している状況であります。

今後、入居待機者が申し込み希望している町営住宅があいた時点で、住宅困窮順位の高い方から適切に入居あつせんをいたしますので、理解とご協力をお願いいたします。

次に、仮設住宅と災害公営住宅についてのおたただしであります。応急仮設住宅につきましては、東日本大震災により住居が被災し、その住居に住めなくなった世帯や長期にわたり居住できない世帯で、みずからの資力では居住する住居を得ることができない世帯に対する住宅であり、応急仮設住宅と民間アパートの借り上げ住宅の2種類があります。

8月末現在の応急仮設住宅入居者数は、管理戸数85戸のうち66世帯164名が入居しており、借り上げ住宅入居者数は48世帯126名であります。入居期間については、災害救助法に基づき原則2年間とされておりましたが、現在は2年延長され、平成27年3月末までとなっております。

次に、災害公営住宅につきましては、震災により住宅が全壊または大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされ、自力での住宅再建が困難な世帯に対して居住の安定確保を図るため整備、供給する公営住宅であります。

議員ご承知のとおり、本町の住宅被害は全壊294戸、大規模半壊242戸、半壊1,344戸の著しい被害であったことから、平成25年4月に災害公営住宅整備事業の査定を受け、復興交付金により整備できる戸数の上限が120戸に決定したところであります。今年度は5月29日と6月2日に全壊した方々に対して個別意向調査を実施し、43戸の入居希望がありました。現在、早期に供給促進をするため、国・県と連携した災害公営住宅整備に係る国の直轄調査を先行して行っており、これまで8月5日と9月3日の2回、国・県及び有識者を交えた打ち合わせを実施し、中心市街地のほか、町内全域を視野に建設候補地と建設戸数について調査検討を進めているところであります。

今後は、入居対象者の意向を確実に把握するため、再度、住宅が全壊した世帯のほか、大規模半壊、半壊で解体を余儀なくされた世帯を対象に、より具体的な意向調査を実施し、国の直轄調査と連携を図りながら、復興交付金の効果促進事業による調査検討業務の委託を早急に行い、取りまとめられる基本計画の策定に当たっては、中心市街地を含め町全体の復興に資するよう、議会を初め関係団体等のご意見を伺い、被災者や町民の皆さんに寄り添った計画の策定と早期の建設を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、介護施設の待機者数と今後の対策、方針についてのおたただしであります。介護保険施設等の待機者状況につきましては、平成25年4月1日現在、特別養護老人ホームに69名、老人保健施設に12名となっておりますが、特別養護老人ホーム等の介護施設への入所申し込みは重複して申し込みすることが可能となっており、優先度の高い順に入所できるようになっております。

施設入所に関しましては、各施設において定期的に入所検討会が開催され、入所にかかわる基準及び個別状況調査票をもとに、介護度や認知症の状況、介護者の身体状況や家庭状況、在宅サービスの利用状況を勘案しながら入所者の入所決定をしている状況にあります。

また、介護保険制度は、介護認定を受けた方の選択により、多様な事業者からの介護サービスを全国どこでも受けられる制度となっております。今後の対策と方針についてであります。町では町民のニーズや地域のニーズを把握、分析しながら、必要な施設整備等について介護保険事業計画に反映することとしており、現在

の計画では特別養護老人ホーム、老人保健施設の整備計画はありません。

介護保険制度における各種介護サービス、介護予防サービスの提供につきましては、民間活力を大いに生かす分野であると認識しており、そのような意味でも、中島村に平成26年8月に80床、棚倉町に同年10月に80床の特別養護老人ホームが新設される予定でありますので、民間事業者を活用しながら矢吹町の待機者解消にもつなげてまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後、町内の居宅支援事業所等に対し、近隣市町村における介護施設の新設情報や申し込み可能な時期等の情報を提供するなど連携を強化し、より多くの方が入所できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、4区、五本松、大和久、井戸尻及び町全体の仮置き場の状況についてのおたただしであります。さきの青山議員への答弁と重複いたしますが、現状としましては、数名の方から仮置き場設置に理解が得られていない状況であります。今後も地域の方々と協議を重ねながら仮置き場の設置を実現させ、住宅等の除染に一日も早く着手し、町民の安心・安全を確保できるよう努力してまいります。

また、旧総合運動公園用地に計画した仮置き場につきましても、地域の方々と話し合いを重ね、一日も早い仮置き場の設置に向け、誠心誠意対応してまいります。

なお、おただしの仮置き場の先進地の視察の参加人数については、町民生活課長より答弁させます。

次に、さきの議会で議員からご提案がありました三鷹方式による仮置き場選定についてのおたただしですが、この三鷹方式は、ごみ処理場建設に当たり行政が地理的状況等を考慮した候補地を提示し、その中から地域の方に選んでもらうという手法であります。除染に伴う仮置き場の設置につきましても、地区役員や地域のリーダー的な方が中心となり、仮置き場の安全性や重要性を認識していただき、自分の地域のものは自分たちで決めるといったことで仮置き場を地域で選定し、地域で決まった場所から除染事業に着手している事例がございます。

本町としましては、現在、除染作業を進めております柿之内・田内地区につきましては、町主催の説明だけでなく、区長や区の役員を中心とした集まりを自主開催していただき、地区の総意で仮置き場の設置に至っております。4区、五本松、大和久、井戸尻地区の仮置き場予定地につきましては現在、数名の方の理解が得られていない状況にありますことから、9月8日に4区東区長、4区西区長、4区行政区役員、五本松区長、2区本町中区長と話し合いの場を設け、現状の説明と今後の進め方等について協議を行ったところでございます。

面的除染を行う地区につきましては、この手法が地域内のつながりという視点からは大変有効であります。本町が今後予定している面的除染地域を除いた広範なホットスポット除染を主とした除染土壌等を想定しますと、現在進めております一定規模を有した町有地への仮置き場設置が必要と考えているところであります。

今後も、地域の方と協議を重ねながら仮置き場の設置を実現させ、住宅等の除染に一日も早く着手し、町民の安心・安全を確保できるよう努力してまいります。

次に、除染作業を行った場所への仮置き、いわゆる現場内保管についてのおたただしですが、福島県内には現在、約360カ所の仮置き場が設置されておりますが、除染土壌の仮置き場が決まっていない福島市、郡山市等一部の市町村においては、仮置き場が決まらない一方で住宅除染を望む声が大きく、やむを得ない措置として住宅敷地内に現場内保管を行っており、仮置き場設置の難しさを物語っている状況であります。

本町は、除染実施計画に基づき面的除染区域内に仮置き場を設置することとし、柿之内・田内地区の住宅除染につきましても、地域の理解と協力のもとに設置した仮置き場で安全な保管を開始しており、ホットスポット除染として既に行った4カ所を除いては、仮置き場へ安全に保管する計画として、現在のところ敷地内に現場内保管する考えはございません。

今後も、議員の皆様や地域の理解と協力のもと、早期に仮置き場を設置し、住宅地や公共施設の除染に着手してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、棚倉街道、矢吹大橋の道路についてのおただしであります。主要地方道棚倉矢吹線の立体交差矢吹大橋は、棚倉矢吹線踏切除却事業として昭和59年に事業採択となり、平成5年に開通いたしました。本事業は、踏切の数を減らし、鉄道と道路を平面交差から立体交差にすることで道路通行の安全確保を図るため、地域住民のご理解とご協力により、10年の歳月を費やして完成されたものであります。

議員ご指摘の道路構造上の問題につきましては、本路線と平面交差で交わる町道新町8号線との交差点部について、互いの接続が規制される構造になっていることから、町道が南北に分断され、また、本路線とのアクセスができない状態にあるということでもあります。このため、違反して矢吹大橋から町道あるいは側道に進入する事案が数多く発生しており、私自身もこうしたことを承知しております。

こうした行為は、道路交通法上違法であることは事実であり、交通安全確保上も危険でありますので、白河警察署では不定期のパトロールや取り締まりが実施されており、適正な通行方法を町民に周知することが必要と考えております。しかし、重要なことは、根本的な要因である構造的問題の解決であります。これまで、機会あるごとに道路管理者である福島県に対して交差点改良を要望してきたところでありますが、一部地権者の同意が得られないなど、今も解決されていない状況にありますので、要望を継続してまいります。

また、棚倉街道踏切を再度開通すべきとおただしであります。あゆり大橋と称する本町の立体交差は、国道4号線、主要地方道棚倉矢吹線、主要地方道矢吹小野線、主要地方道矢吹・天栄線、県道石川・矢吹線とつながるアクセス道路であります。福島県は、主要地方道棚倉・矢吹線の踏切を除却する条件として、人、自転車、農耕車が通れる地下道を設け、地域や地権者等の理解を得ながら、平面交差から立体交差となる踏切除却事業を実施いたしました。

先ほどもご説明申し上げたとおり、地域住民のご理解とご協力により10年をかけて完成した立体交差であり、この踏切を再開通することは非常に困難と考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、JA東西しらかわ中畑支店移転後の対応についてのおただしであります。議員おただしのとおり、JA東西しらかわ中畑支店が移転したことに対しましては、中畑地区の中心地の空洞化が心配されます。しかしながら、現在、当該地の利活用については明確な位置づけはなく、具体的な計画等を策定しておりませんので、今後、矢吹町全体のバランスと中畑地区の状況を見ながら、町としてどのような対応が考えられるかを検討してまいりたいと思っております。

また、当該地を借り上げて公園や公共施設を設置してはどうかとおただしであります。公園につきましては、現段階では中畑地区への公園設置に関する要望は出されておませんが、現在実施しております都市計画マスタープランの見直しの中で、公園設置の必要性があれば設置箇所も含め検討してまいりたいと考えてお

りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町バス利用の現状と問題点についてのおただしであります。現在、町には3台の共用マイクロバスがあり、うち1台は故障や点検時の予備車両としており、常時2台での運行体制となっております。運転手は、嘱託職員2名及び日程の都合で嘱託職員が運転できない場合は、矢吹町シルバー人材センターへ運転業務を委託し対応しております。

町バスの使用は、町が所掌する事業、幼稚園、保育園及び小・中学校学校の行事等の公用時に使用しており、昨年度は合計298回の使用実績となっております。町バスの使用につきましては、矢吹町車両管理規程に定める使用基準に基づき、あらかじめ使用者がバス運行計画書を作成し、予約及び公用車両使用申込書を提出して、車両管理者は使用内容の確認後、公用車両運行許可証を発行し運行しております。限られた台数のため、町バスを使用する事業が多い時期や緊急に使用する場合には予約の重複も心配されるため、事前の日程調整もしながら管理しております。

町といたしましては、今後も関係課内の調整を図り、町の共用マイクロバスの適正な運行管理に努めてまいります。

なお、バスの購入については、現時点ではその予定はございません。今後、利用状況を十分に考慮した上で協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、文化・スポーツ振興基金についてのおただしであります。本制度は議員もご承知のとおり、町民の文化・スポーツ活動の振興を図るため、教育委員会に基金を設置して助成を行っているものであります。

スポーツ事業としましては、県大会以上へ出場される方やスポーツ振興のための指導者研修会、選手育成講習会、スポーツ大会の開催、スポーツ交流事業について対象になるほか、その内容が町のスポーツ振興に著しく寄与するものと認められる場合に、特認事業として助成の対象とされております。

このような制度の利用も含め、今後も町の文化・スポーツの振興に大いに活用されるべきと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、町バスとスポーツ振興基金の問題点についての詳しい内容は、教育長より答弁させていただきますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上で、5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

保育園の現在の待機児童数を伺う。今後の対策と方針はとのおただしであります。まず保育園の待機児童数についてであります。9月1日現在で待機児童は13名で、0歳児7名、1歳児4名、2歳児1名、3歳児1名であります。ほかに、10月から入園希望が0歳児2名、11月からの入園希望が0歳児3名おります。3保育園の定員数は合計280名ですが、9月1日現在の在園児数は315名となっております。昨年同期の在園児数304名と比較して、11名の増となっております。

待機児童の増加は、保育需要の増加と保育士の不足によるものであり、保育士については有資格者の新規雇用はもとより、産休の補充も困難な状況にあります。しかしながら、待機児童解消に向け、短期的には新規並びに過去の経験者等の有資格者の発掘や職員OBの活用等について3保育園と協議しておりますとともに、ハローワークやさまざまな手段を使って有資格者を探し、個々の方々とも連絡を取り合いながら探しておりますが、3保育園ともに欠員が補充できていないのが現状でございます。また、長期的には施設等の問題もありますが、定数の増加についても検討してまいります。

なお、こうした問題を含め、幼稚園・保育園教育については万全を尽くしてまいりますためにも、今後の幼稚園・保育園のあり方について、議員の皆様を初め保護者、町民の皆様にご意見をいただきながら、町立幼稚園・保育園の統一や町立の認定こども園の新設も視野に、幼稚園・保育園に関する実施方針を策定してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町バス利用とスポーツ振興基金の問題点についてのおたがしであります。今回、議員が指摘されているスポーツ振興基金の問題点ということでございますが、議員ご指摘のように、全国大会出場の場合、隣の県でも九州や北海道でも同額であることや、交流会等の出場人数の多少に関係なく、対象経費の限度額が同額であることが規定上定められております。

初めに、これまで、スポーツ振興基金の助成決定までの手続についてご説明申し上げます。

団体や個人等から助成申請が出された場合、10人の基金運営委員による委員会において個別に矢吹町文化・スポーツ振興基金条例、同運用規程、そして助成事業利用の手引の内容に照らし合わせて審議し、決定いたします。その後、教育委員会に議案として提案し、審議を経て最終決定されることとなります。

今後は、議員が心配されているような課題もありますので、スポーツ振興のため、よりよい助成事業となるように検討を重ねるとともに、町バス等の利用のあり方についても、柔軟性を持った対応ができるよう町担当課とも検討してまいります。

なお、この文化・スポーツ振興基金の利用につきましては、今後とも広く町民に利用啓発を行い、スポーツや文化の振興に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えをいたします。

除染仮置き場の先進地視察の参加人数でございますけれども、6月30日に実施をいたしました4区、五本松、井戸尻地区民を対象といたしました、桑折町での仮置き場先進地視察につきましては、五本松地区から1名、井戸尻・堰の上地区から14名、合わせて15名であります。8月24日実施をいたしました寺内・文京・鍋内地区の住民を対象といたしました桑折町での先進地視察につきましては、寺内地区から4名、文京地区から6名、合わせて10名となっております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

1番の一隅を照らす政治・政策の実現を要望する、切望するという件に関しましては、明確な答弁でございまして、この辺の社会的弱者と申しますか、困っている人に対する対処をよろしくお願ひしたいと申し上げたいと思います。

2番目です。町民の声の中に町全体の仮置き場、いわゆる旧総合運動公園予定地だった場所の設置について、説明がですね、寺内地区、鍋内地区、文京地区の3地区ということで説明が行われたということでございますが、町民の中で私のほうに要望がありました。この仮置き場に関しましては、田内とか柿之内と違って、この土地を取得したいきさつとか、総合運動公園構想が今のところ頓挫している。そしてまた、将来に向けて町民のために役立つような、町民の要望を十分に聞き入れたものにこの土地は利用していくんだというような、今までの町長の説明を受けて、果たしてここに除染を進めて仮置き場をつくるのはいいんだが、決してだめだとは言っていないということではありますが、いいんだが、ただ、いわゆる地区の説明として、この場所に関しては寺内、鍋内、文京だけではだめではないかと。この土地の取得したいきさつ、今までの流れからして、本当にここに町全体の仮置き場をつくるのであれば、もっと広く町民の意見を聞くべきではないかというような声が寄せられております。この件に関しまして町長のお考えを伺いたいと思います。

また、次に、3番目の県道棚倉矢吹線の問題でございまして、答弁の中で、十分10年の歳月をかけて地域の人に理解をしてもらってできたんだというお話でした。当時はそうだったと思います。当時の手法、手順に抜かりはなく、間違いなく進めてきたんだと思います。ただ、それからもう世代交代が進んだり、20年たってさまざまな状況が変わって来たり、地域住民の人の考えも変わってまいりました。

先ほどの答弁の中で、交差点の要望もしているんだというご説明でございましたが、この辺はもうちょっと地域の皆さんに具体的に説明できるというか、アピールできるような方策を考えていただけないかという点で質問を申し上げます。

それから、3番目の文化・スポーツ振興基金について、教育長のほうから丁寧なご説明をいただきました。ありがとうございました。

ここで質問申し上げます。この基金の説明書の中に、私持っているんですが、7番目の特認事業というのがございまして、スポーツ振興に著しく寄与すると認められる事業ということで、これに関しては先ほど10名の基金運営委員会があるということですが、この辺をもうちょっと具体的に、どういうものがこれに該当するかというような説明をしていただきたいと思います。それが1点と。

もうちょっと詳しく私のほうから申し上げたいんですが、実は最近、矢吹町のスポーツ少年団が、ある団体から交流試合に招待を受けて、埼玉県まで遠征して、町バスがなかったためにレンタカーをチャーターして、10万ちょっとぐらいの予算がかかって、いわゆる矢吹町スポーツ少年団として町の看板を背負って行って来たんだが、帰ってみたら、いわゆるこのスポーツ振興基金の交流試合の県外遠征ということで4万円のお金をいただいたと、これはありがたいのだが、全然使った経費からすると及ばないと。町の代表としてスポーツ少年団が行ったにもかかわらず、ここに該当しなかったのは、これは極めて残念であるが、この7番目の特認事業、先ほど私が申し上げた特認事業になぜ当てはまらなかったのか。特認事業というのは、もうちょっと具体的に

どうということなのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

町全体の仮置き場について、寺内・文京・鍋内地区について反対の声が上がっている。この考えに基づきまして、土地を取得したいきさつ、将来町民に役立つ土地利用を考えていく上では、寺内・文京・鍋内地区だけではなく、広く町民の意見を聞くべきではというおただしでございますが、私自身もこの土地の取得をしたいきさつ、さらには将来町民に役立つ土地利用を進めていくということについて、考えは変わるものではございません。

この仮置き場の措置は、議員もご承知のとおり、国の中間貯蔵施設の問題が根っこにございまして、この中間貯蔵施設を国は3年以内にとりするようなことを明言しているわけでございます。先ほども答弁の中で、3年以内とって何年たっているんだというようなことも含めて、国・東電の言っていることは信用できないということで、中間貯蔵施設が決まるまでの間、大変厄介な問題だというふうに理解をしております。

私自身は、この後も親切丁寧に寺内地区、文京・鍋内地区の住民の皆さんに説明を尽くしてまいりる考えでございます。なお、広く町民に説明をしていくかどうか等については、その経過等も見ながら、十分にそうした状況を斟酌しながら対応を検討していきたいというふうに考えておりますので、今時点ではそういう考え方がないことをご理解いただきたいというふうに思います。

さらに、県道棚倉矢吹線の問題でございますが、議員のほうからいろいろ提言を受けております。再度踏切を開通すべきではというようなことも含めて、いろいろと質問がされているわけでございます。10年たった今、開通から20年たった今、その当時とは全く様子も変わってきて、住民の考えも違うのではないかとということでございますが、しかし、この高架橋、矢吹大橋を事業として採択した意味合いというのは非常に大きなものがございます。その根本的な理由は、踏切事故の多発でございました。踏切の通行上の安全性を確保するために地元住民、そして矢吹町の中でこうした踏切事故の絶滅を期して高架橋を、矢吹大橋を建設すべきだというようなその思いというのは、十分に私どもはその歴史上の事業の経過も踏まえて認識すべきだというふうに思っております。

したがって、私自身は、問題解決の早道は東西に分断されていることよりも、先ほど説明させていただきましたように、南北に分断されたその道路のあり方について、県のほうに再度検討していく、そして要望していく、解消に向けた努力を県のほうにさせていただくということが早道ではないかというふうに考えております。

この道路は、鈴木隆司議員ご存じのように、矢吹小学校から新町を経由して、さらに大和久に行く、いわゆる裏道になっております。この高架橋がその裏道と分断されてしましまして、その裏道の右左折も支障を来していることが問題なのであって、この問題をその当時から解決すべきだということで努力は払ってまいりました。ですから、この件について今後も、一部地権者の理解が得られていない状況にもございますが、そうした地権者にさらに親切な説明を加え、県と一緒にこの問題解決に向けて努力を続けていきたい、要望活動

を続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で、私の鈴木隆司議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えを申し上げます。

今回の事業につきましては、8月1日に助成申請がありまして、8月21日の大会に出場するというようなことであったようでございます。正直申しまして、1つには、期日がちょっとないことなどから、バスの調整が思うようにいかなかったということが1つございます。

それから、招待を受けて町の代表ということでございますが、地区大会とか県大会に出てというわけではなかったことが1つございます。

それにもう一つは、昨年度もこの交流大会に参加しておりますが、このことについては助成申請はありませんでした。このようなこともございまして、この事業については自主交流事業に該当するというような審議になったということでございます。

なお、手引の7番の特認事業については、担当課の生涯学習課長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

生涯学習課長、近藤尚一君。

〔生涯学習課長兼中央公民館長 近藤尚一君登壇〕

○生涯学習課長兼中央公民館長（近藤尚一君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えします。

特認事業とはという内容ですが、文化・スポーツ振興審議会における、特認事業についてはどういう事業が当たるかというような詳しい規定はありません。あくまで、10人による審議会の中で決定されるものであります。

なお、今回の埼玉県で行われた大会に関しましては、審議会の中の意見としましては、先ほど教育長が答弁しましたように、東日本大震災復興に係る特別枠の招待の試合という審議の結果でありまして、団体の限度額4万円と決定された次第です。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

5番。

なお、答弁者の時間が来ていますので、質問のみということになります。

○5番（鈴木隆司君） 先ほどの町全体の仮置き場の件に関しまして、先ほどの答弁では、とりあえず寺内・鍋内・文京地区の方に説明申し上げて、その理解をいただいて、その後に町の方の理解を得たいということの答弁でしたが、今、町民の声とかを集めますと、そうではないんだと。この土地は、先ほど申し上げたいきさつから、この3地区だけの同意ではなくて、町全体にですね。町民が一度は夢を見た土地なので、町全体に説明

する機会をいただきたいという町民の声がありますので、再々質問としてこの声を届けたいと思います。

また、最後のスポーツ振興基金に関しまして、ご丁寧な説明ありがとうございました。

心情的な話になりますが、町の子供たちが町のスポーツ少年団の看板を背負って行っているわけですから、この辺は、全然予算が足りなくて個人に負担しろというような話ではなくて、何とかこの辺の特認事業など、実際こういう項目があるわけですから、こういうことを利用して、町の間人が町の代表で町の名前を背負って、子供たちが夢と希望を持って行っているわけですから、こういう規定をもっと広く利用して、子供たちとか親御さんに心配かけないようにやっていくのが政治じゃないかなと私は理解するもので、再々質問として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午後 2時00分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 2時13分)

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告4番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の皆さん、本当に大変ご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

それでは、順次通告に従いまして一般質問いたします。

同僚議員とダブるところがありますが、私なりに質問させていただきます。

まず、災害公営住宅整備の進捗状況を伺います。

あの悪夢のような東日本大震災、そして原発事故から2年半が過ぎました。しかし、あの地震、そして原発事故の絶大なる被害から、なかなか心身ともに立ち上がれない人たちも大勢いると思います。特に、矢吹町でも住宅が被害に遭い、仮設住宅住まいの方々、苦勞は大変大きなものと思います。震災関連死の人をふやさなためにも、災害公営住宅建設の早期の実現も喫緊の課題と思います。職員の方々もいろいろと仕事の量がふえ、人員が足りない状態ではないかという心配もしているところです。

先ほどの全員協議会で示された作業計画案によると、1から6項目ありますが、1、災害公営住宅の基本的な考え方、2、入居希望世帯の意向把握、3、建設敷地の選定、4番、災害公営住宅の基本計画案の作成、5、関係主体の協議、6、災害公営住宅の基本計画案の見直しと、6項目による作業計画案が示されましたが、本年度25年度末までには、4項目めの災害住宅の基本計画案の作成までのようですが、私が勘違いしているかわかりませんが、仮設の入居者、来年3月いっぱい引き揚げなければならないと思いますが、仮設を出

た後の入居するところは心配はないのか、どのような形で援助していくのか。個人での住宅再建は困難な東日本大震災の被災者の方々、そうした人たちを一刻も早く不安、心配から少しでも解消させるためにも、災害公営住宅の建設にスピード感を持って取り組んでいただきたい。進捗状況を伺います。

次に、砂利道がアスファルト道路になる現道舗装事業、道半ばと思うが、喜ばれている事業ですので、今後の取り組みを伺います。

雨が欲しいときには雨降らず、要らないときにはこれでもかと思いをさせる台風の風と雨、収穫期に入った稲も、私の田んぼですが、黄色の絨毯を敷いたように倒伏してしまいました。この雨は、本当に勾配が強いというか、勾配がある道路、砂利道、この碎石の流出も半端ではありません。せっかく整備された道も、雨ででこぼこになってしまいます。また、砂利道の脇に畑などある人は、碎石が入って困るから、道路に碎石など余り敷かないでくれという声もあります。

そうした懸念を解消してくれる現道舗装事業、この事業による舗装道路の姿が目に入るようになりましたが、私は、車、軽トラックがほとんどの交通手段で、かなり細い道にも時々行ってみます。軽トラックは惜しくも何ともありませんので、年間1万キロ以上の走行距離があります。そうしてみますと、この道もあの道もその道も、現道舗装事業ならできるんじゃないかと、そういう砂利道も見ながら走っております。

先ほど同僚議員から、一隅を照らすという政治・政策を提唱するという、大変崇高な質問がありましたが、私は日陰を照らす現道舗装事業ということで、この事業に対する今後の取り組みを伺います。

次に、要支援の給付廃止、市町村に任せる新しい地域支援事業へ移行する厚生労働省の方針が明示されたが、要支援外し、今後、町の負担が大変になってくると思うが、そうした場合に備えても早い対応策が必要と思うが、町長の思い、考えを伺います。

きのうは敬老の日でしたが、県内の65歳以上の人口が過去最高の51万8,770人という県の発表がありました。私もその中の一人ですが、高齢者の尊厳を保持するという介護保険法の目的であります。介護保険から要支援外しは目的に反します。

介護保険は、保険料を払っていれば誰でも使えるという制度ではありません。保険者である市町村が認定した人でなければ、利用できない仕組みになっています。サービスを必要と認めた要支援者を外すのは、受給権の大きな侵害だと思います。しかし、政府は、要支援者をサービスから外す仕組みを何年も前から準備してきました。

2005年の法律の改定では、要支援者1・2の介護予防サービス、予防給付と要介護1以上の介護サービス、介護給付に分け、介護予防サービスのホームヘルプサービスやデイサービス、福祉用具の利用を制限しました。同時に、市町村が介護予防事業などを行っていく地域支援事業をつくりました。11年改定では、地域支援事業の中に介護予防日常生活支援総合事業を創設し、要支援1・2の人を市町村の判断でサービスから同事業に移すことができるようにしました。

介護保険では、サービス内容や事業者の指定基準は国が定めていますが、全国一律のサービス水準を保障する国の責任を投げ捨て、市町村に丸投げする、これでは町も大変です。保険給付が廃止され、サービスのメニューも事業者も市町村の判断でなる。厳しい財政の自治体が地域包括推進事業に移行されて、サービスメニューが介護サービスより減ってしまうのではないかと危惧します。ホームヘルプサービスやデイサービスは姿を

消し、安否確認と配食だけのサービスだけになってしまわないか。また、町が任意で委託した有償ボランティアなどの事業者に、どの程度業務上の責任を負わせるかも問われます。

要支援者は、単身高齢者や、高齢者の夫婦が自宅で頑張っようやく生活できる、そういう人の多い年齢の方々です。そうした人たちを支えているのが介護予防サービスです。

現在、要支援者は、24年度末の矢吹町の事務報告書を見ますと、要支援1、47名、要支援2、97名、計144名の方が認定を受けていますが、ますます高齢化が進む社会です。これまで政府は、消費税増税分を社会保障に充てると言ってきましたが、今回示された介護保険の要支援者外しは、こうした言いわけが全く通らない、偽りであることを改めて示しております。

「福祉のまち矢吹」の名を消さないためにも、国・県、周りの市町村の動向を見てなど言わないで、要支援外し、そうした政策改定にも早い対応策が必要になってくると思います。町長の考えを伺います。

次に、全国学力テストの結果が公表され、県の教育長は厳しい結果と受けとめているようですが、矢吹の結果はいかに、町の教育長としてはどのように見るのか、伺います。

8月28日付の福島民報に、本県6教科平均以下、算数、数学は全教科、小学6年と中学3年生を対象に、国語、算数、数学の実力を調べた全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を県は公表しましたが、ことしは4年ぶりの全員参加で、本県は、小・中合わせ8教科のうち7教科が前回より順位を落とし、6教科で平均正答率が全国を下回った。特に算数、数学は全教科が平均に及ばず、厳しい結果となった。本県の学力低下が浮き彫りとなったことで、県教委は抜本的な対策を迫られそうだという記事が載っていました。

また、都道府県別の平均の差は縮まったが、今回の全国学力テストの結果、これまでと同様に、都道府県別の成績の上位、下位は固定となっており、全体像は前回と変わらなかった。そういうテストの結果のようですが、常に上位の秋田、福井、そして下位の沖縄、大阪。我が矢吹町の結果はどうなのか。問題、課題は何か、教育長に伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害公営住宅整備の進捗状況についてのおただしであります。さきの鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、災害公営住宅整備事業は、東日本大震災により住宅が全壊または大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされ、自力での住宅再建が困難な世帯に対して居住の安定確保を図るため整備、供給する事業であります。

今年度、全壊した方々に対して実施した個別意向調査では、43戸の入居希望があり、現在、早期の供給を促進するため、先行して国の直轄調査を行い、中心市街地のほか、町内全域を視野に建設候補地と建設戸数の調査と検討を実施しているところであります。

今後は、入居対象者の意向を確実に把握するため、再度、住宅が全壊した世帯のほか、大規模半壊、半壊で解体を余儀なくされた世帯を対象に、より具体的な意向調査を実施し、国の直轄調査と連携を図りながら、復興交付金の効果促進事業による調査検討業務の委託を行ってまいります。

計画策定に当たっては、中心市街地を含め町全体の復興に資するよう、町民の皆さんに寄り添いながら、基本計画の策定と早期の建設に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、おただしの仮設住宅等の入居期間については、災害救助法に基づき原則2年間とされておりましたが、現在はさらに2年延長され、平成27年3月までとなっております。仮設住宅入居者の行き先がなくなる等の心配を与えることのないよう、以前にお示した災害公営住宅作業計画にのっとり、本年12月までに災害公営住宅基本案を策定するなど、でき得る限りの対策をとり、早期の建設に向け鋭意努力してまいりますので、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現道舗装事業の今後の取り組みについてのおただしではありますが、町道整備の要望については、平成24年度までに総数120路線の道路整備等の陳情が出されておりますが、うち道路拡幅等を行わない路線につきましては、生活道路整備事業の現道舗装工事により対応をしております。本事業は、平成17年度から事業を着手し、平成24年度末までに68路線の整備を行い、砂利道の解消、環境改善に努めてまいりました。

本年度も、柿之内地区を初め8路線の現道舗装工事を進めており、今後も道路利用者の利便性の向上のため、計画的に道路整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、介護保険制度における要支援の見直しについてのおただしではありますが、本年8月に閣議決定された社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置の骨子において、介護保険制度については、地域支援事業の見直しとあわせて、地域の実情に応じた要支援者の支援の見直しを行うことが示されました。

このことは議員ご指摘の支援外し、つまり、これまで要支援と認定された方が受けていた各種サービスの実施主体の市町村への移管が想定され、財政的な負担が懸念されます。しかし、具体的な内容については今後、国において社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案の策定により明らかになることから、財政負担の方向性についても注視してまいりたいと考えております。

高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延長により長寿を全うしていただくことが最も重要であります。町といたしましては、寝たきりの大きな原因となる糖尿病、高血圧による脳血管疾患等の生活習慣病や骨折等を積極的に予防し、中高年の方がより健康に過ごすことができるよう、これまで以上に特定健診及び各種がん検診等の受診を促し、病気の早期発見、早期治療ができるよう努めてまいります。

また、介護予防の観点から、体力・筋力アップが図られるようなヘルスアップ教室等のヘルスステーション事業を積極的に展開し、住民みずから自分に合った方法で健康増進を主体的に取り組めるような支援強化策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

全国一斉学力テストについてのおただしではありますが、8月28日の新聞紙上において、杉県教育長は「算数、数学の学力については課題が多く、総括すると厳しい結果と受けとめている。本県復興の担い手となる児童・

生徒の学力向上は極めて重要であり、市町村教育委員会と連携して改善に取り組みたい」と、コメントを発表いたしました。

本町においても、県と同様に厳しい結果と受けとめております。小・中学校とも、特に応用力を問うB問題が県と同様に低い状況であります。

各学校においては、これまで次のような対策を行っております。

まず、朝の15分を「矢吹学びの時間」として、国語、算数、数学の基礎学力向上に努めております。さらに、町の小・中学校の教員が独自につくった「ステップアップテスト」や、県が作成した「フォローアップシート」という補助教材を活用した、より確かな学力の育成に努めております。

次に、学習環境づくりであります。学習の手引を作成し、家庭の協力も得ながら自主学習の一層の推進を図っております。

現在、各小・中学校では、今回の学力テストや学習状況調査の結果を分析し、学力向上のために行ってきた各対策の有効性や改善点などを考察するとともに、授業のよりよい改善にどう生かしていくか、検討しております。

教育委員会の対応としましては、学力向上推進会議の計画に基づく授業研究会において、指導主事による授業改善のための指導の強化がございます。また、校長会と連携して、家庭学習や生活を見直して、児童・生徒のよりよい家庭生活や家庭学習の奨励と指導のための啓発資料の作成などを行っております。さらには、今年度の小・中学生の夏期学習会において習熟度別クラス編制を行い、小・中学校生一人一人がよりわかりやすい学習ができるように工夫して、意欲的に取り組めるよう努めてまいりました。

次に、全国一斉学力テストの効果についてのおただしであります。この学力テストについては、学校における学習指導の結果を把握するとともに、テストを通して知識理解や応用力等の身につけるべき学力の内容を明らかにし、これからの時代に生きる子供たちのために、よりよい学習指導への転換を促す意味があります。

そこで、これまで余り行われてこなかった応用力の指導や、指示に従って簡潔にまとめて書く作文力の指導などについての指導の強化に努めるなどの工夫が求められています。そういう学力の育成への啓発という意味では、効果はあると思います。また、このような学力は、社会に出てからも役立つことでもありますので、全国一斉学力テストで求める学力もつけさせたいと存じます。

しかし、その一方で過度な競争を生み、特に国語と算数、数学には力を入れても、社会や理科等についてはいま一つ力が入らないという課題もあります。学力向上を図ることはもちろん、授業にしっかりと取り組める環境づくりと地道な授業の積み重ねこそが学力向上対策の根幹であります。

今後とも、全力で児童・生徒の学力向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 再質問させていただきます。

災害公営住宅で最初に質問させていただきます。

現在、入居希望者は43名という答弁がありましたが、半壊まで含めると、もっとふえるのかという町の考え

ですが、最終どのくらいまで見込んでいるのか。そして、三神、矢吹、中畑全町にわたって住宅の施設を建設する計画ということですが、町としては完成は27年末までの見込みか、もっと早い時期にできるのか、その辺もお聞きしておきます。

なぜならば、仮設住宅者の入居者は、かなり将来のことというか、今後のことをかなり心配しております。だから、一刻も早く安心を、不安を解消するためにもそういう実際の姿を示す必要があると思います。

次に、要支援外しが、要支援の給付廃止、市町村に任せる新しい地域支援事業に移行するという事で再度質問いたします。

要支援者を介護保険から外す、そうした動きをとめる行動も必要になってくると思います。町長は、そうした行動を起こす気概があるのか。また、やられたら倍返しというようなテレビの番組がありましたが、やられないうちにやる、そういう行動も必要と思います。その辺の町長の考えを伺います。

また、教育長に再質問いたします。

今、すばらしい教育長から答弁をもらいましたが、さきの新聞、いつの新聞だかちょっと忘れてましたが、東京オリンピック招致決定後に、ある新聞に「勉強ばかり余りしないで、運動しなさい」、そんな言葉もありました。テストの正答率アップばかりに力を注いで、子供の学ぶ意欲や教師の創意工夫ある授業がおろそかになり、点取り虫の人間になってしまったのじゃないか、そういう私は心配もしております。

福島県の子供たちは、大震災、そして同時に、いまだ先が見えない原子力発電の事故を経験しております。決してあってはならない原発の事故でしたが、経験した以上、必ずこの経験は生きてくると思います。私は、さっきの質問とは少し違うんですが、そういう人間としての大きな人になるような、そういう教育も必要ではないかと考えますが、その辺、教育長はどのように考えているのか、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

災害公営住宅、先ほど答弁させていただきました。現時点で、建物をなくしてしまった方、取り壊してしまった方の意向調査等については、43戸という話をしましたが、国の調査に基づけば、120戸まで災害公営住宅を着工できるというような、そういう報告がされていることについてもご承知いただいたというふうに思っております。

その後、半壊を含めると、今後どれだけの希望する戸数になるのかというような見通しについては、今のところ、私のほうからはっきりとした数字を申し上げることはできません。したがって、先ほども答弁させていただきましたように、今後、半壊以上の方にさらなる意向調査というものを実施しまして、希望する戸数、町で着工を予定する戸数についての数を決めて、決まり次第、皆様のほうにも報告をさせていただきたいというふうに思っております。

その後、戸数が決まった後、しからば、いつまで災害公営住宅が完成するんだというような見通しでございりますが、私もそれについては懸念をしております。先ほど申しましたように、基本計画案を策定しながらでき

るだけ早く災害公営住宅の建設に着手しまして、今、仮設住宅並びに借り上げ住宅等に入居されている方に不安を与えないような措置をとってまいりたいというふうに思っております。

1つは、国に対して、さらなる仮設住宅等への入居の期間の延長の要望でございますが、また、町としてもそれらができずとも、どうしたことが仮設住宅等に入居して災害公営住宅に入居できない人の対応を図るか等についても、皆さんとともに考えていきたいと、協議を深めていきたいというふうに考えておりますので、そうしたことでご理解をいただければと思っております。

さらに、要支援の給付廃止について、町長としてこうしたことをとめる気概があるのか、倍返しというようなことが質問の中でございましたが、倍返しというような意味がちょっとわからないのでございますが、私自身も今後、国の動向を注視しながら、市町村への移管ということになって町の負担がふえるということであれば、これらについては強い申し入れをしていく、そういう覚悟で今後臨んでいきたいというふうに思っております。

もちろん、私の段階になる前にも、全国の市長会、町村会、県の市長会、町村会を含め、多くのそういった各種団体が、これらの制度の実施に向けてはいろんな声上がるんだらうとふうに思っております。私もそうした団体の一員として、積極的に参加をしながら国の動向、間違っても要支援外し、さらには町の財政がふえるようなそんな事態に陥らないように、今後も見守っていきたいというふうに思っておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上2点、私のほうから再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員への再質問にお答え申し上げたいと思います。

学校教育では、教科指導というのが時教的には大変多いわけですが、そのほかに特別活動というもの、それから道徳教育、その他の教育活動というような活動がございます。

一番の時間は教科の時間でございますので、その教科の時間は、1つには、学力をつけるというのは一つの目標でございますので、それは子供たちにとって大事なことでございますので、学力もつけてほしいと。そしてまた、教科の中には体育もありまして、これは命、健康にかかわることですから、それにもしっかりと取り組んでほしいと。そしてまた、そういう教育活動とは別に、いわゆる小学校では特別クラブとか、中学校では部活動とかということもあるわけでございますが、そういういろんなことに取り組んで、それぞれの子供が自分の好きなことやりたいことにしっかりと取り組む。

そして、伸び伸びと発達段階に応じてといいますか、生きる喜び、そして特に苦しいことがあってもそれを乗り越えること、そして苦しいことを乗り越えたところにこそ真の喜びがあるんだと、小学校とか中学校の中でそういう経験をすることがというのは難しいかもしれませんが、将来にわたってといいますか、できるだけ若いうちにそういうことを味わってほしい。そのためのいわば基礎も、小・中学校では養うべきだろうというふうに思います。

そして、勉強の楽しさということも、勉強は楽しいんだということをぜひですね、子供たちは、味わって

る子が多いというふうに思いますが、それは例えば、今までわからなかったことがわかった、ああよかったという喜び、できないことができるようになったという喜び、そういう授業が教科の中で行われることによって、子供たちは学力をつけていくことができるだろう。また、スポーツ、運動の楽しさもぜひ味わって、そして子供たちが小・中学校で培ったものが将来につながっていくと、そういうような学校教育をしていかなければならないと。

今、お話をしたことは、私が校長会等で校長先生方にお話ししていることを、学校教育のあり方というか、そういうことでご質問いただいたように思いますのでお話を。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

傍聴席にお越しの皆様には町政への高い関心のもとにお越しいただきまして、大変敬意を表しますとともに、感謝申し上げたいと思います。

それでは、一般質問通告に基づきまして、一般行政に関して6点、質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、任期ごとの特別職三役退職金についてお尋ねしたいと思います。

現在、町長、副町長、教育長のお三方には、1期4年の任期ごとに退職金が支給されています。このような支給については当町に限ったことではなく、全国的にこういったことが行われているところが圧倒的に多いわけではありますが、こういった4年ごとの支給形態、またその額について批判も一般的にはあらわれていて、そういったものを削減するような動きも出ております。

そこで、現在の当町における三役それぞれの支給額をお示しいただき、減額等の考えということで通告には書いておりますけれども、今の支給額について、また、一般的に動きについてどのようなお考えを持っているか、見解をお尋ねいたしたいと思います。

続きまして2点目、安倍政権による憲法改正の動きについて、町長並びに教育長のご見解をお伺いしたいと思います。

ご承知のように安倍政権、政権をとりまして、また今回も参議院選挙もありまして、その結果、日本国憲法の96条、これに定められた改正の発議要件を緩和したいと思いますのは、現在、議員の3分の2以上の賛成が得られると憲法の改正のための発議ができるとなっておりますのを、2分の1以上でできるというふうに変えようとしている、そういったことを政策して言っているわけです。そして、その憲法9条の改正の動きの裏にありますが、報道等でも明らかにされておりますとおり、閣僚の一部からも「ナチスを見習って、憲法をいつの

間にか変えてしまえばいい」などや、また「戦争に行かない者については、死刑も当然あり得るだろう」ということ。また、中国艦艇からの日本の艦艇の射撃管制レーダーの照射の事件を受けて、「憲法9条がなければ撃ち返していても当然だ」などという発言もされております。

そのようなことからいたしますと、憲法96条を変えて、9条も改正をしようということが懸念されるわけがあります。このようなことが現実となりますと、当町の子供たち、将来、戦争に行く子供も出てくるかと思えます。

矢吹町初め福島県は、第二次世界大戦のときには会津の兵士、会津連隊の方も初め、この矢吹の先祖の方々もそういった戦争に大変勇猛だということで徴兵されていったわけです。そして、多くの方が戻れなかった、そういったことも先人の方からも聞いております。

今の安倍政権の憲法改正の動き、将来の戦争への加担の動き、こういった懸念もされますが、町長、教育長はそれについてどのようなお考えを持っておられるか、お伺いしたいと思います。

続きまして、3点目、町内及び西郷村での除染についてお尋ねしたいと思います。

同僚議員からもご質問もありましたが、今、具体的に申しますと、田内地区での除染に伴う汚染土壌、これが全員協議会でもご説明されましたとおり、のり面等の土壌の地質の問題で作業が、仮置き場の建設がおくれているということではありますが、それについては鋭意努力をされているということでもありますけれども、仮置き場建設が進まない、当然仮々置きということで、集めた土壌を袋に詰めた状態で仮々置き場、田内地区の地内の空き地等に保管をされている状況ですが、これ、私も見に行ってきましたが、実際にはシート等をかぶせて雨水の浸入を防ぐというようなことも、環境省が示しております除染の指針には入っておるのですが、こういったことがされていないということで、その対策はどうなっているのか、その辺の把握はどうされておるのかということをお伺いしたいと思います。

また、西郷村での除染ということで、同じように仮置き場の建設が進められておりますが、これについては去る7月27日に福島民報でも報道されております。西郷村は、26日までに放射性物質を含む土砂の仮置き場を村内の真船字横川地内の私有地に設置する方針を固めたということで、近く地権者と借地契約を結び、西郷村に仮置き場が設けられるとなっております。

実際にこの建設も進められておりますが、この場所がですね、発表されている場所を見に行きますと、当町での水道水の水源となっております堀川ダムに非常に近接した地形に建設されているということで、これが環境省の指針どおりにつくられておれば、さほど問題ではないと思えます、きちんと管理が行われておれば。ところが、それがされておるのかどうか。また、こういった水源地の近くに建設するということが、環境省の指針に照らし合わせてもどうなのかということも懸念されます。

それについて矢吹町としては、町当局としてはどのような建設の経緯とか、現在どのようなことで建設が進められたかというようなことについて把握されておるのかということをお尋ねしたいと思います。

続きまして、4点目、子ども・被災者支援法の基本方針（案）についてお尋ねいたします。

ご承知のように、8月30日に復興庁は、原発事故子ども・被災者生活支援法の基本方針（案）を発表いたしました。その内容については、詳しく読んでいただければわかりますが、この内容を見て、市民団体等から、また、政治家の方とかからも、内容について懸念するというような声も上がっております。

代表的な声をお話いたしますと、県外に避難された方の健康支援等が十分にされないのではないか。また、先ほどの同僚議員からの質問にもあったような仮設住宅の期限が切れた後、これがまた、なし崩しに延長延長で過酷な環境の中に置き去りにされるのではないか、こういったことも懸念されております。

要するに、内容が今までの基本の施策の寄せ集めであって、十分な福島県の被災者に対する支援がされないのではないかという懸念がされているわけですが、この内容をお読みになって、当町の町民の健康、そして将来子供たちの成長に責任ある立場にある町長、教育長の同案に対する見解をお伺いしたいと思っております。

5 点目といたしまして、国民健康保険制度の県移管についてであります。

政府の社会保障制度改革国民会議は、国民健康保険の運営主体を都道府県に移管する案をまとめました。これで政府に提出したわけですが、この内容を見ますと、内容がちよっと不明な点もありますけれども、将来、町民に対する健康保険税の負担、そういったものはふえるのかどうかですとか、これまでも町民、また、町の努力によって積み立てられてきた特別積立金、今回2億円以上になるということですが、そういったものも県に移管されてしまうと、町で努力した積立金、これから町の健康のために使おうというお金が全部県に移管されてしまう。県に移管されることによって、例えば国民健康保険の負担額が県内の一番低いところに統一されるですとか、また、サービスが向上する、そういったこともあるのであればよいのですが、かえって懸念もありますので、同案のとおり改正された場合の当町への影響を町長にお伺いしたいと思っております。

6 点目といたしまして、町独自の特別養護老人ホーム設置についてのお尋ねであります。

先ほど、この点につきましては同僚議員からも質問もありました。入居待機者数等のお答えもありましたが、当町における特別養護老人ホームの入居待機者の実態、数値、それとあわせてデイサービス、一時宿泊利用等の実数等もお示しいただくとともに、以前より私から、そして先輩議員からも、こういった質問も今までもありましたが、町民からも要望があるのは、やはり周辺の自治体等を活用するのではなくて、町の町民の方が優先して入居できるような施設が必要ではないかということでもあります。

そこで、町営の特別養護老人ホームをやはり設置するのが一番よいのではないかと思います。この設置については費用等の負担もあると思います。しかし、設置をすることによって職員を雇わなくてはいけない、そういったことで若い方の雇用も生まれる、若い方が町に定住していく、町の税収を支えていく人材もふえる。それによって将来の高齢者の方の福祉へもつながっていく、こういったことも考えられますので、改めまして町独自の特別養護老人ホーム設置についてお考えはないかということをお尋ねしたいと思っております。

以上6点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午後 3時07分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 3時17分）

○議長（栗崎千代松君） ここでお諮りいたします。時間を延長して、一般質問を続けたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、町長を初め特別職の退職金制度についてのおただしであります。おただしの件については、これまでにも同様の一般質問があり、そのときに答弁した内容と変わるものではありません。

本町では、県内の市町村で組織する福島県市町村総合事務組合に加入しており、町長、副町長、教育長の特別職及び職員の退職手当は、総合事務組合の市町村退職手当に関する条例に基づき、町長等常勤特別職及び職員がそれぞれに定められた率により退職手当負担金を納入することとされており、この退職負担金は予算に基づき全額、町より支出しております。

なお、町長等常勤特別職に対する退職手当を廃止及び減額することは、本町が総合事務組合を脱退しない限りできないものであり、万一脱退する場合には一般職員の退職手当にも影響し、町独自で退職手当の積み立てを行う道を選択しなければならず、退職手当支給時の財政的負担の平準化の観点から、引き続き総合事務組合への加入については必要であると考えております。

県内においても、規模の大きな市においては、独自に退職手当の積み立てを実施しているところもございますが、比較的小さい4市及び全ての町村は総合事務組合に加入し、退職手当の積み立てを実施しております。

議員おただしの町長等常勤特別職の退職手当の支給額につきましては、総合事務組合において定める市町村退職手当に関する条例に基づき、退職時の給与月額を基準に算出し公表しております。また、本町では、町長等特別職について自主的に給与月額を削減しておりますので、削減後の給与月額によって退職金が支給されております。

退職手当の支給額につきましては、町長が給与月額削減前の額を基準に算出した本来の退職金よりも1期4年間で約382万円の減額となります。同じく副町長につきましては、1期4年間で約89万2,000円の減額となります。同じく教育長についても、1期4年間で約56万2,000円の減額となり、町長等常勤特別職の退職手当の削減による合計額は約527万4,000円となります。

さらに、町長等常勤特別職の給与月額の削減につきましては、平成16年2月から実施しており、これに応じ、退職手当につきましても削減後の給与月額を基準に算出されることから、既に減額しているものと認識しておりますので、これ以上の退職手当の減額は考えておりません。議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、憲法改正に対する見解についてのおただしであります。初めに私自身、日本国憲法第99条に規定されている憲法を尊重し、擁護する義務を負う地方公務員特別職の立場であります。憲法は必要に応じて改正すべきものとも考えております。

議員おただしの日本国憲法第96条の改正については、衆参両院で3分の2以上の賛成を得て国会が発議し、国民に提案され、その後、国民投票で過半数の賛成を得て初めて憲法改正が実現することとなっております。この憲法改正の発議要件を3分の2以上の賛成から過半数に緩和することについて、現在、国会議員、

マスコミ、有識者等において賛成あるいは反対の立場から議論されており、論点や考え方もさまざまであります。

しかしながら、まず憲法改正手続を規定した憲法第96条の改正を行い、その後、本格的な憲法改正を行う2段階での手順であれば、憲法の条文にのっとった民主的な手続であると認識しております。

いずれにいたしましても、憲法第96条の改正は、国の将来像とあわせて十分かつ慎重な議論が必要であると考えており、今後、国民世論を十分に反映し、国政の場で議論が尽くされることを期待しております。

次に、日本国憲法第9条の平和主義については、平和主義は基本的人権の尊重、国民主権と並び日本国憲法の三大基本原理の一つであります。平和主義は平和への強い希望を具現化したもので、戦争の被害者にも加害者にもなってはいけない決意のあらわれであり、世界に誇れるこの基本理念は大切に引き継ぐべきものと考えております。

憲法第9条については、さまざまな改正をめぐる議論があることは承知しており、町長の立場として見解を述べることは控えたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在、田内地区で行っている住宅除染に伴い発生した除染土壌等の保管状況についてのおたただしであります。田内地区の住宅除染につきましては、本年6月にモデル除染、7月から仮置き場造成工事・仮置き場管理工事並びに住宅除染を本格的に開始し、一日も早く住宅除染を実施する観点から、仮置き場造成工事と並行して除染を行っており、仮置き場が完成するまでの間、一時的に田内地区内の2カ所に9月10日現在、住宅除染に伴う除染土壌等のフレキシブルコンテナ約970袋、仮置き場造成工事の表土剥ぎ取りに伴う除染土壌約300袋、計1,270袋を一時保管している状況であります。

一時保管を開始した時点では除染土壌等の量も少なく、ブルーシート等によりフレキシブルコンテナを覆っている状況にありましたが、保管量がふえた現在は、議員ご指摘のとおり、シート等で覆っていない時期があったことも承知しております。

除染土壌等を収納するフレキシブルコンテナは耐候性にすぐれ、防水機能も備えているため、風雨等による汚染物質の流出はしておりませんが、放射性物質の保管の観点から、細心の注意を払った保管が求められることは言うまでもありません。

なお、ブルーシートによる風雨対策につきましては、その後、速やかに対応させていただきましたが、今後もシート等によるフレキシブルコンテナの適切な一時保管に努め、一日も早く仮置き場への搬入を開始するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、西郷村で建設する放射性物質を含む土砂の仮置き場が堀川ダムの近隣地に設置されており、町としてどのように認識しているのかのおたただしであります。設置者である西郷村に確認をしたところ、横川仮置き場は、西郷村真船字横川地内の堀川ダム北側の山に位置しております。8.27豪雨災害でも被害を受けず、3.11東日本大震災でも特別な影響を受けていない非常に安定した地盤の上に計画され、周囲に土塁がある地形とのことであります。

安井議員が心配しております安全性の確保についてであります。施設の仕様と安全管理につきましては、環境省「除染関係ガイドラインの除去土壌の保管に係るガイドライン（平成25年5月第2版）」に基づき安全対策に万全を期しているとの回答で、具体的には飛散防止を行うため、除去土壌を搬入する際、放射性物質が

飛散しないようにフレキシブルコンテナに入れて口をしっかりと閉じ、雨水等の浸入防止及び流出防止を行うため、除去土壌の搬入中や搬入後は、除去土壌の上に遮水シート等、耐候性・防水性のあるシートで覆いをして除去土壌に雨がつかからないようにし、遮水シート等は風で飛ばされないように端をとめ、上に雨水がたまらないように中央側を高くするようにすることとあります。

そして、地下水の放射能濃度の監視を行うため、除去土壌の運び込み開始後、仮置き場の上流と下流にそれぞれ観測井戸を設置し、採取した地下水中のセシウム濃度を月に一度以上測定し、その結果を記録するため、堀川ダムの集水区域に与える影響はないとのこととありました。

町といたしましては、本町及び近接自治体での除染対策は急務の課題であると考えており、設置者の西郷村では万全の体制で維持管理等を行うことから、今後も白河広域市町村圏整備組合や近隣自治体とも連携を深めながら、水道水供給の安全性を注意深く監視し、安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子ども・被災者支援法の基本方針（案）についてのおただしではありますが、復興庁は、本年8月30日に昨年の6月に制定された原発事故子ども・被災者生活支援法実施のための基本方針（案）を発表しましたが、この基本方針（案）によれば、①被災者生活支援等の施策の推進に関する基本的方向、②支援対象地域に関する事項、③被災者生活支援等施策に関する基本的な事項、④その他の被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項の4項目に分かれております。支援対象地域が福島県の中通りと浜通りの33市町村とし、本町もこの支援対象地域に含まれております。

基本方針（案）の詳細については、現在、国においてパブリックコメントを行っており、その後に正式に決定の手続がなされるものと考えております。現時点では、対象とする地域、方針に盛り込まれた施策が既存の事業が多くを占め、目新しい事業がないなどの意見があることは承知しております。

議員おただしの町民の健康、子供たちの成長については、基本方針（案）において、放射線による健康への影響調査、医療の提供など、本町が実施している項目が示されております。

本町では、町民や子供たちへの原発事故における健康管理として、平成23年10月から放射線の影響を受けやすい幼稚園や保育園児を含めた乳幼児、小学生、中学生、そして妊婦の方々に対し、ガラスバッジによる外部被曝線量検査を実施しております。また、昨年度の8月からは、18歳未満のホールボディカウンターによる内部被曝量の検査を初め、現在は対象年齢を引き上げ順次実施するなど、これまでに必要かつ可能な取り組みを進めているところであります。

今後も、本町の子供たちを含む町民の健康を守るために、将来に向けて継続的に、そして柔軟かつ確実な対策を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原発事故により県外へ避難している町民の状況についてのおただしではありますが、県外への避難者の情報は、全国から提供される情報を福島県で一括集約し、該当する市町村へその情報が提供されております。

平成25年8月末現在、本町から県外へ避難している方は58世帯142名であります。そのうち、18歳以下の子供がいる世帯は34世帯、子供の数は63名であります。

本町から県外へ避難している方への支援としましては、避難先の市町村で子供が予防接種や健康診断を受ける場合や妊婦さんが妊婦健診を受ける場合は、その避難先の市町村へ情報提供をし、滞在市町村で実施できる

よう対応しております。18歳以下の子供が避難先で医療機関を受診した場合は、医療費が無料となることも医療費助成の申請書を郵送等で受け付けるなど、本町の居住者と同じような保健医療サービスの提供に努めております。

また、母子だけ県外へ避難して、父親だけが仕事の関係等で矢吹町へ残り、生活を別に行っている場合などの支援として、母子避難者等に対する高速道路の無料措置が行われておりますが、申請件数は8月30日現在で7件となっております。

しかしながら、県外への避難者に対して十分な支援ではない状況にあるものと認識しており、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）につきましては、先ほど申し上げましたように、今後、パブリックコメント期間終了後に正式な決定がされますので、その後に改めて町としての対応を検討してまいりたいと考えております。

また、県外への避難者の把握、町としての行政サービスの提供については困難な面があることも予想されますが、原発事故による被災者、そして県外への避難者の支援は、できる限りの対応を継続的に取り組み、早期に本町帰還できるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

これまでも、原発事故により必要となる除染などの対応、賠償問題等については繰り返し国、東京電力等に要望等の働きかけを行ってまいりましたが、今後も必要な対応がなされるよう継続的に要望活動を行うとともに、被災者に対して町として必要かつ可能な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険制度の県移管についてのおただしであります。政府は、本年8月21日、社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえ、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく法制上の措置の骨子を閣議決定し、これに基づく社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期の国会へ提出することとしました。

閣議決定された骨子において、国民健康保険制度については、国保の財政上の構造的な問題を解決するため、財政運営を初めとする運営業務を都道府県が担うことを基本とし、市町村と適切な役割分担をするための必要な措置をすることとしております。

また、保険料に係る負担の公平の確保のために、国保及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置、そして保険給付の対象となる療養範囲の適正化について、さらには70歳から74歳までの方の一部負担金の取り扱い及びこれとあわせて検討する負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直しなどが示されております。

次期医療計画の策定期間が平成30年度であることを踏まえ、さまざまな見直し等の対策を平成26年度から平成29年度までを目途に、順次講じていくこととされております。

具体的な内容等については、今後の法案策定の中で明らかになっていくものと考えられますが、議員が心配されている町民への負担の増加については、予定される措置のうち負担の公正性の確保、あるいは療養範囲の適正化等に係る見直しを行うことから、一定の負担の増減があるものと見込まれております。

また、議員がおただしの特別積立金につきましては、矢吹町国民健康保険給付費支払準備基金が県で財政運営を担うことにより一括管理されることへの懸念と思われませんが、都道府県と市町村において適切に役割分担

することが骨子には記載されており、町の財源が県へ移行するものではないと考えております。

町といたしましては今後、国・県の動向等を注視し、新たな国民健康保険制度における市町村の役割を果たすよう準備を進めるとともに、町民の皆さんの適正な負担がなされるよう県と協議を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、特別養護老人ホームの入所待機者の実態等についてのおただしであります。さきの鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、本年4月1日現在、特別養護老人ホームの入所待機者は69名となっております。また、デイサービスの利用件数は年間1,959件、一時宿泊、ショートステイサービス利用件数は年間812件となっております。本町の特別養護老人ホームの入所者は、定員の66%、53名が矢吹町の住民であります。さらに、他町村の特別養護老人ホームにも50名程度入所されている状況であります。

介護保険制度は、介護認定を受けた方の選択により、多様な事業者からの介護サービスを全国どこでも受けられる制度となっております。

施設整備につきましては、町では、町民のニーズや地域のニーズを把握、分析しながら、必要な施設整備等について介護保険事業計画に反映することとしております。

町民が優先して入所できる町営の特別養護老人ホームを設置する考え方についてであります。介護保険制度における各種介護サービス、介護予防サービスの提供については、民間活力を大いに生かす分野であると認識しており、そのような意味でも、中島村に平成26年8月に80床、棚倉町に同年10月に80床の特別養護老人ホームが新設される予定でありますので、民間事業者を活用しながら矢吹町の待機者解消につなげてまいりたいと考えております。

介護保険制度は、このように官と民で役割分担をし、高齢者が施設サービスや在宅サービスを上手に活用しながら、住みなれた地域で安心して生活できるように支援する制度でありますので、今後におきましても、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、憲法改正についての見解についてのおただしであります。憲法改正については、「平和憲法を守るため憲法改正は反対」という護憲派や、「現憲法はGHQに押しつけられた憲法である」「制定から時間が経過しているので、時代に合った憲法に改正すべきである」などの改憲派の意見があるようではありますが、いずれにしても、憲法改正は全国民的な論議の上に決定されるべきものであると考えておりますが、この場での教育長としての見解については控えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子ども・被災者支援法の基本方針（案）に対する見解についてのおただしであります。原発事故子ども・被災者支援法は、昨年6月21日に超党派の議員立法により制定され、ことし8月30日に復興庁から被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）が発表され、9月13日までパブリックコメントが実施さ

れておりました。

この基本方針（案）については、発表直後から「策定が遅過ぎる」「パブリックコメントの期間が短か過ぎる」「対象区域が狭い」「具体的施策がない」「帰還を促す施策が多く、避難者向けの施策が欠落している」等、多くの意見が寄せられているようであります。

私としましては、矢吹町の子供たちを初め関係する全ての子供たちの安心・安全が現在はもちろん、将来的にも担保されることが大事であると考えております。

ホールボディカウンターによる内部被曝線量の検査や甲状腺の検査はもとより、その他の疾病に関する検査も継続して実施すること、給食食材の検査や教育施設の空間線量のモニタリング調査、ホットスポットの除染、スクールカウンセラーの派遣、屋外活動の支援等について、細かな条件で規制せずに、継続して実施されるよう希望いたします。これらについては、国・県等へも継続して支援を要望してまいりたいと考えております。

なお、原発事故による矢吹町から他市町村への避難者は、9月1日現在確認されているのは、小学生4名、幼児2名の計6名であります。

今後も、震災避難者に寄り添い、避難先市町村教育委員会と連絡をとりながら、子供たちの健康の状態や要望等を伺いながら支援を継続して行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁に基づきまして、再度質問させていただきます。

三役の方の退職金については、金額をとということもお伺いしたんですが、それについての方については、それぞれ個人の考え方もありますので、ここでは控えさせていただきたいと思います。また、支給形態についてということで、そのもとにある条例案なども示していただきましたので、それに基づきまして、またお話をさせていただきたいと思います。

ただ、1つご紹介しておきたいのは、こういった退職金積み立て組合の条例に基づくとなかなか難しいということではありますが、岐阜の羽島市のほうでは、こういったことに対して市長が退職金相当額を毎月の支給する報酬の中から減額するというようなことも、今回の6月の議会でも出されているようです。また、そういったことについても、今後の中でお話をさせていただきたいと思います。

安倍政権による憲法改正の動き、やはり懸念されるのは平和を脅かされる、それに対して町民、町の将来の子供たちが戦争に行く、そういったことの事態のないように、ぜひご努力をしていただきたいということ。また、そういった動きがされるときには、また見解を改めてお伺いしたいと思います。

町内除染について、田内地区のシートが、やはり防水シートがかけられていなかったという状況であります。確かにいろんな事情があってその状況になったということは理解できるのですが、やはり不安の解消ということで申しますと、このようなことを放置されるのは望ましくないと思いますので、今後もぜひ努力していただいて、これを続けていただきたいと思います。

続きまして、子ども・被災者支援法の基本方針（案）についてですが、これについては、町外に避難してい

る子供たちについても、やはり矢吹町の町民であります、もともと。そして、矢吹町の将来を担うことになるかもしれない、これから矢吹町を。今は事情があって離れているが、これから戻ってきて、矢吹町のために役に立ちたい、そういう子もおられるかと思えます。また、そういった子供たちも、町外に出ていったからといって町民の子供たちと遜色のない医療体制、そういったものを受けられるように引き続き努力をしていただきたいと思えます。

これが子供を、今パブリックコメントの最中ではありますが、この内容が固まった際にそういったことに反するようであれば、ぜひ、そういった行動も起こしていただけるのではないかと思えますが、その辺も改めてお伺いしたいと思えます。

また、国民健康保険制度、これも県に移管することによって、矢吹の町民の負担が減ったりですとか、よりよいサービスが受けられるということであれば、やはりそれはよいことだと思えます。

しかし、まだちょっとこの辺がはっきりしていない点もあると思えますので、ぜひ、そういった懸念があるようなものが今後の中で出てきたときには、改めて内容をきちんと見ていただいて、矢吹の健康、町民の健康を守る方向でやっていただきたい、そういったことをお願いしたいと思えます。

当町の特別養護老人ホームの待機者についてですが、これ民間を活用するということではありますが、それによってももちろん待機者が解消されるということであればよいんですが。

もう一つ、やはり質問の中で申し上げたとおり、老人ホームを町につくることによって町の雇用が生まれる、そういったこともあります。そして、若い人がその職業につくことによって町に定住する、将来の税収にも寄与していただける、そういったこともあります。これから先、3人に1人が65歳以上、25年ぐらいたつと半分ぐらいになるそうです。そうすると、本当に雇用も生み出しながら税収を確保して、そうした施策をやっていくことが大事だと思えます。

確かに、見てみないとわかりませんが、そういった雇用の面の観点、それから何も新しい施設をつくれということではありません。既存の施設の改修等も含めて、そういったこともできるのではないかと思えますが、これについても改めてご見解をお伺いしたいと思えます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

憲法改正については、私自身も先ほど答弁させていただきましたように、今後、国の議論の動向を見守っていきたい。改悪されることのないように注視していきたいというふうに考えております。

田内の汚染土壌のフレキシブルコンテナの仮置き場の保管の状況について、防水シートをかけられていないということについては、再度そうしたことのないように今後注意をしまいいり、住民の不安の解消に向けて全力を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

さらに、子ども・被災者支援法についてでございますが、安井議員の言われるとおり、全く私も同感でございます。避難をしているといえども矢吹町の町民であり、子供たちは将来、町を担う人材でもございます。そうした形でそうした避難されている矢吹町の町民、子供たちに寄り添うような形でですね、今後もできる限り

の対策をとっていききたいというふうに思っております。

もちろん、町にとってのメリット・デメリットも含めて、パブリックコメントの内容等を含め、今後の支援のあり方についても十分協議を深めまして、今後、今やっているもの、さらに今後、何が町でできるのかも含めて協議を深めていききたいというふうに思っております。町民の健康、安全・安心な施策を取り入れてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

特別養護老人ホームについては、現況はそのような状況になっております。

安井議員もご承知のとおり、先ほど答弁にありましたように、町では3年に一度、介護保険計画というものを策定しております。これは、矢吹町の需要ばかりではなくて、管内のそうしたニーズの把握に努めながら、果たしてこの地域にそうした施設をつくるのが適当なのかどうかということも、町独自の考えだけではなく県のほうからも指導を受けます。

そうしたことで、ますます今後需要が見込めるということであれば、町独自のそうした老人ホーム、特別養護老人ホーム等を含めて、さまざまな施設の建設も考えていかなくちやならない時期が来るだろうというふうに思っております。その際には、安井議員のおただしのように、雇用の確保を図ったり、さらには費用対効果という観点からも、既存の施設の改修等も含めて、そうした施設の建設のあり方についても検討を加えていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、安井議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 安井議員の再質問にお答え申し上げます。

矢吹町から他の地区に避難している子供たちにつきましても、ホールボディカウンターによる内部被曝検査については町から、甲状腺検査につきましても県から通知が行きまして、受けられるようになっておりますし、現在受けているということでございます。

なお、ほかのことにつきましても、矢吹町から他地区に避難されている子供たちにつきましても現在、矢吹町に住んでいる子供たちと同じように、医療やその他のサービスが受けられるように今後とも支援していききたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

1 番。

○1 番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

ただいまの教育長のご答弁について再度質問させていただきたいと思いますが、ホールボディカウンターについては町から通知、そして甲状腺がんの検診については県から通知ということですが、双方向でのやりとりといったものはされておるのでしょうか。要望ですとかそういったもの、町に対しての要望、そういったものは出されているのか、そういう手段をとられているのかをお尋ねしたいと思っております。もし、ないのであれば、そういったことも含めて検討していただきたいと思っております。よろしくご答弁お願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、ご答弁申し上げます。

避難している相手先といいますか、その市町村教育委員会等とは連携をとっておりますが、先ほどご答弁申し上げましたホールボディカウンター、あるいは甲状腺検査等につきましては、町の担当課のほうで実際は実施しているということでございます。私どものほうでは、教育委員会といたしましては、求めに応じて矢吹町の状況であるとか、例えば復旧・復興の様子であるとか、学校の様子であるとか、放射線量であるとか、そのような情報提供をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午後 3時53分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 4時05分）

◇ 熊 田 宏 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告6番、10番、熊田宏君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

同僚議員と少々重複しますが、私なりの視点で質問させていただきます。町長含め皆さんお疲れでしょうか、単純明快な答弁でよろしくをお願いします。

1番、今後の財政運営についてということで質問させていただきます。

町長は現在、3期目の任期半ばであり、間もなく満10年を迎えようとされています。1期目は、それこそ財政再建に取り組み、財政健全化計画の目標をクリアしておられます。

また、2期目は、矢吹中学校の改築に取り組み、厳しい財政の中、今月末に落成式を迎える矢吹中学校の改築をなし遂げました。東日本大震災から多くの中学生の生命を守り、また、中学校の体育館は被災されたたくさんの方々の町民の避難所として利用されました。

そして、3期目は、その大震災からの復旧復興に取り組み、町民が安心して安全に生活できる環境づくりに必死に尽力されました。町内道路の仮復旧をいち早く実現させたのは、町民ばかりではなく、近隣自治体からも高い評価を受けました。そして、復旧のスピードアップに貢献されたのは、緊急時の判断力の高さを証明されたものと思います。

この10年間、町長は常に財政問題に取り組みながら町政執行をされてきたということは、多くの町民からも評価されておりますし、過去三度の町長選挙の結果を見ればそれは明らかです。

本日の同僚議員からの質問にも、日陰を照らす現道舗装という現道舗装について評価がありましたが、さまざまな事業を実施し、町民が安全に、そして安心して暮らせるような町政執行を続行していただきたいと思っております。そのためには、町民が安心して町長にお任せするというようにお示しをいただくことが肝要です。

そこで、町の実質公債費比率は平成18年度をピークに低下しておりますが、今後の財政運営にどのような姿勢で取り組むのかお聞かせ願って、町民に安心を与えていただきたいと思っております。

2番、災害公営住宅整備事業についてであります。

震災を受けて、県内でも災害公営住宅の整備の取り組みが始まっております。しかし、いずれも順調とはいえないのが現状です。この事業については、以前の一般質問でも触れさせていただきましたが、当町においても、ようやくその取り組みが始まりました。

本事業は、町内の活性化に大いに貢献できる可能性があるものと確信しております。町長は、この事業を通して町内の活性化をどう図るのか。具体的には、地元商工業者に仕事がふえるようにどのような努力をしているのか、伺います。あわせて、現時点でのその事業について概要を答弁いただきたいと思っております。

3番、全国学力テストについてであります。

文科省は、小学校6年生と中学校3年生を対象に行われた全国学力テストの結果を8月27日に発表しました。同僚議員からもありましたが、福島県の結果は8教科中6教科で全国以下でした。

では、当町の各小学校でのテストの結果はどうだったのか、伺います。また、その結果を受けて、今後どのように学力向上に取り組むのか、ご答弁をお願いいたします。

過去の一般質問でも何度か同テストの結果の公表を求めましたが、いずれも答弁は非公開でありました。そして、その後の学力向上の取り組みも、結果が出ていないのではないかとの声が保護者から出ております。それとともに、不安並びに不満が噴出しております。全国学力テストの結果の分析ができていないがために、対策が妥当でないのかという声もあります。

③番、そのテスト結果の公表なくして、学力向上対策の妥当性とその効果が正確に測定できていると誰が断言できるのか。テストの結果を公表し、不安と不満を持つ保護者を納得させ安心させる対策を提示し、それを実施する。そうしなくては、当町の小・中学校の学力向上はなし得ないと私は思います。これは保護者の声でありますので、ぜひ実行いただいて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 10番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、今後の財政運営にどのような姿勢で取り組むのかのおただしであります。平成24年度の実質公債費比率は、ピークであった平成18年度の25.1%から大幅に改善され、8.2%減少し16.9%と好転しております。昨年までの比率を見ましても、平成21年度19.6%、平成22年度17.6%、平成23年度17%と、着実に健全財政へと推移しております。

過去の財政悪化の要因は、議員も既にご承知のとおりであります。バブル崩壊後の国の景気対策として公共事業を中心に大規模な財政政策が実施され、当町においても公共施設整備として、平成3年度から文化セン

ター建設事業、平成4年度から温水プール建設事業等の地方単独事業に積極的に取り組み、これらの財源として地方債を借り入れたため、後年度の公債費を押し上げたものであります。

このことから、とりわけ財政状況が厳しいと見込まれた平成19年度から3カ年にわたり、矢吹町財政再建3カ年計画を策定し取り組んだ結果、8億円を超える効果額をあらわし、財政再建への道筋を立てることができました。

そのため、平成22年度以降のまちづくりにつきましては、国・県の動向に注視し財源確保に努め、新生矢吹の創造に向けた歩みを継続的かつ確実に推進することとしてまいりましたが、平成23年3月の東日本大震災により、平成23年度以降の予算執行については過去に前例がない規模となりました。平成24年度決算については、歳出額93億2,708万3,000円となり、平成23年度決算の歳出額105億391万円に次いで、過去2番目の決算額となっております。

なお、平成24年度の歳出決算額のうち震災復旧・復興事業分は31億1,918万5,000円であり、主な事業は農業施設を初めとした災害復旧事業8億3,674万1,000円、災害廃棄物処理事業5億3,902万7,000円、住宅や仮置き場、線量低減化活動支援事業等の除染対策事業2億6,120万4,000円、田内・柿之内地区の水田の農地等除染対策事業4,734万1,000円、教育施設等除染対策事業9,322万3,000円、県南・会津・南会津地域給付金事業9億4,708万円等があります。

震災復旧・復興事業の影響で決算額を大きく伸ばしておりますが、これらによる歳入財源の確保については、本町は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により特定被災地方公共団体に指定されているため、補助事業の災害復旧事業については補助率のかさ上げがなされ、町負担額の軽減が図られております。

また、震災復旧・復興事業に要する地方負担額については、従来の地方債の借り入れではなく、地方交付税である震災復興特別交付税として特別に財源を交付される対応が講じられており、東日本大震災による復旧・復興事業が将来的な財政状況の悪化につながらないものと見込んでおります。

このような中、平成24年度決算の財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率16.9%、将来負担比率155%と、早期健全化基準数値である実質公債費比率18%及び将来負担比率350%を下回っている状況にあります。

震災復旧復興事業及び除染事業はいつまでも続くわけではありません。早期に復旧・復興を果たして、議会並びに町民の皆様に対して、将来への明るさ、豊かさが実感できる長期的かつ安定的な行財政運営を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、災害公営住宅整備事業についてのおたただしであります。さきの鈴木隆司議員、藤井議員への答弁と重複いたしますが、災害公営住宅整備事業は、東日本大震災により住宅が全壊または大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされ、自力での住宅再建が困難な世帯に対して、居住の安定確保を図るため整備、供給する事業であります。

今年度、全壊した方々に対して実施した個別意向調査では43戸の入居希望があり、現在、早期の供給を促進するため先行して国の直轄調査を行い、中心市街地のほか、町内全域を視野に建設候補地と建設戸数の調査検討を実施しているところであります。

今後は、入居対象者の意向を確実に把握するため、再度、住宅が全壊した世帯のほか、大規模半壊、半壊で解体を余儀なくされた世帯を対象に、より具体的な意向調査を実施し、国の直轄調査と連携を図りながら、復興交付金の効果促進事業による調査検討業務の委託を行い、基本計画案の策定と早期の建設に努めてまいります。

議員おただしの町の活性化につきましては、災害公営住宅建設予定地の選定を含め、基本計画に中心市街地復興の視点も取り入れながら、関係団体などの意見をできるだけ反映することや、実際の建設工事の発注については地元商工業者にも配慮をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で10番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 10番、熊田議員の質問にお答えいたします。

全国学力テストについてのおただしであります。平成25年度の全国学力・学習状況調査は、4年ぶりに全国の全小学6年生、中学3年生を対象として平成25年4月24日に一斉に実施され、その結果が8月27日に通知されました。町内小・中学校については次のような結果でありました。

小学校においては、知識理解を問う国語A問題は県より若干低く、全国よりは若干高い。国語B問題は全国・県より低い。算数A問題は全国・県より若干高い。算数B問題は全国より若干低く、県より若干高いという結果であります。中学校においては、国語、数学A・B問題とも全国・県よりいずれも下回ったという状況であります。

各小学校においては、B問題の向上を目指して、今後とも地道に努力を続けていただきたいと思いますと考えております。そして、中学校においては、数学の習熟度別学習を始めたり、よりわかりやすい授業に努めるなど、一人一人の生徒に力のつく授業、そして生徒の進路実現につながる学力向上に努めております。

現在、各学校で結果分析を進め、できることからすぐに対応することとしております。このような取り組みの効果は、すぐに目に見える形で出るものではありませんが、各学校においては学力向上に真摯に取り組んでおります。また、学力向上対策は、見直しをしつつ継続的に取り組むことが重要であります。朝の学習、授業の改善、放課後の補充授業、家庭学習の強化等、実施可能な学力向上対策を対象教科、対象学年だけでなく、各校とも全力での取り組みを実施しております。

今後、教育委員会としまして施策の効果の検討等を行い、学力向上対策実施計画に反映させてまいります。

次に、全国学力テストの結果の公表についてであります。全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施されております。

本調査により把握することができるのは学力の一部であり、学校における教育活動の一側面にすぎないものであります。調査結果の具体的公表により、学校間の序列化や過度な競争が生じ、学校現場が混乱するおそ

れがありますので、具体的な数値の公表は控えさせていただきます。

具体的な数値が公表されないと保護者を安心させられないとのことですが、児童・生徒一人一人の結果については、学校から児童・生徒それぞれに結果の個票が渡されます。また、県や全国平均等との比較を通じた指導もしてまいりますので、問題はないと存じます。

私どもといたしましては、繰り返すようになりますが、結果公表をした場合の学校間の序列化や過度の競争、当該年度の児童・生徒や教員の不安傾向などが心配されますので、先ほどの全体的な傾向を申し上げ、数値等の公表は差し控えさせていただきます。

教育委員会としましては、今後も各学校と連携し、学力向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で10番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（熊田 宏君） では、再質問させていただきます。

大きな項目3つについて、それぞれ1点ずつ質問させていただきます。

1番目、財政についてですが、今議会の初日、代表監査からの監査報告での結びの文章の最後に、「今後も依存財源に頼ることなく、自主財源の確保に基づいた安定した経営を望む」と意見が添えられています。これを受けて町長は、今後どのように自主財源を確保していくのか、伺います。

2点目、公営住宅についてですが、つくった後、どのように利用していくのか。

つくって、ずっと皆さんが住み続けていただくのは大事なことですが、本日の同僚議員の一般質問の中にも、町営住宅の待機者が6名いると、安価な町営住宅に住みたいというお話でありました。では、しからば、その災害公営住宅の利用法、特に流用ですね。柔軟性を持たせて災害公営住宅としてつくって、空きが出たならば、町営住宅と同等に安価な家賃で町民の方に使っていただくというふうなことができるかどうか、ご答弁をお願いします。

最後に、学力テストについてですが、過度な競争を生むと。適度な競争を生むのであればいい効果が出るのではないかというふうに思います。

現在の点数が何点で、対策を講じてこうなったというのは、個々の児童・生徒では進級・進学してしましますからなかなか測定しにくいと。年度年度の小学校6年生、中学校3年生で対策を講じてどうなっていくというふうにはかるのが、対策の効果測定をするのが教育委員会の仕事であると思います。県の教育委員会でも、教員の指導のあり方に改善の余地があるというふうにおっしゃっています。先ほどの教育長の答弁でも、力のつく学力のつく授業に取り組みたいというふうなお話でありました。

保護者がわかりやすい、今こうで、こういう対策をやったと。4年ぶりに全員参加でしたが、それほど学力向上はしていないのではないかというふうに私は思います。以前も、新潟か秋田か忘れましたが、教員の方に研修に行ってもらって取り組んでいるということでありました。なかなか結果が出ていないと。

テストの結果では、秋田が1位が6項目、残り2つが2位。福井県は1位が2教科、2位が4教科、3位が2教科と。この2県で取り組んでいること、それをまねすることから始めれば、何か効果的な対策が練れるの

ではないかというふうに思います。

しからは、公表ができないというのであれば、今の町内小・中学校の平均点から何点アップをして、目標をそこに定めたいというふうなことを掲げていただいて、それに向かって学力向上に取り組んでいくと。現に1位の秋田と福井の全ての点数を足して、福島県の平均から引くと合計で62点、8で割ると7.67ぐらいになるんですかね。1教科で七、八点違うというのは、これは全国に行って大学を受験するときに変な差になってきます。センター試験で60点も違ったら、受ける大学が随分違ってきちゃいます。

学力だけではありませんが、子供は、人間は。大事な要素だと思います。ですので、具体的に今から何点上げたいというふうなところをご提示いただきたいと思います。であれば、公表はしなくても構いません。それで、次回テストがあったときに、何点目標で、こうで、こうでしたと。こんな対策をしましたが、だめだったのでこうしたいというふうに具体的にやっていかないと、学力向上、本当に子供にとっては、保護者にとっては大事な問題ですので、今でも真剣でしょうけれども、さらにそれを継続していただきと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、熊田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、依存する財源に頼ることなく、町として自主財源をどのように確保するかのおただしであります。非常に重要な再質問でございますので、事前に用意させていただいた答弁書を読ませていただきたいと思います。

さて、本町の自立的な財政運営を図るためには、歳入の根幹である地方税や国保税、使用料、水道料等について適正な賦課や料金設定とともに、それらの収納確保が重要であり、一層の取り組み強化が必要であると考えております。

町では現在、収納確保委員会を設置し、滞納情報等の共有化や連携を密に、収納率の向上に向けた取り組みに努めているところであります。現在は、来年4月からスタートを目指し、白河地方広域市町村圏組合内に市町村税滞納整理部門の滞納整理準備室を設置し、市町村単独では困難な滞納事案に対処することで、収納率の向上や慢性的な滞納額縮減を目指してまいります。

また、税収増に直結する企業誘致促進等による産業、雇用の活性化を図るため、現在協議を重ねております県の工業団地予定地である第2苗畑についても早急に復興工業団地の位置づけを要望し、本町への企業立地が早期に実現され、雇用の安定確保と産業活性化を図ることが必要であり、あわせて私自身、東京、大阪等に出向き企業訪問も行い、トップセールスに努めているところであり、今後も継続して企業誘致活動を積極的に進めたいと考えております。

その他、若者定住化促進等による自主財源の確保を図ることも重要であるとされており、今後は震災復興や除染等放射能対策を一日も早く達成し、あしたの明るさと未来の明るさが着実に実感できる活気あるまちづくりを目指し、町民の皆さんに寄り添ったまちづくりを展開し、第5次まちづくり総合基本計画及び復興計画に基づく安定的な行財政運営を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2点目の再質問でございますが、災害公営住宅の使用目的について、いつまでも長くその場所に住んでいるわけではないと。その後の後の利用等について、町営住宅にすることを考えはないかとおたがいでございますが、災害公営住宅事業の本来の目的は、東日本大震災で建物をなくしてしまった方、これが第一義的に実施されるというふうに私自身も説明し、そのように理解しております。仮設、民間住宅等に居住し、自力で居住する建物が再建できないと困難視される方、そうした方に用意される建物であります。

しかしながら、居住する建物を供給するといえども、災害公営住宅の、いわゆる後の利用等については、町の選択肢の中には、議員おたがしのおり、居住者が未来永劫そこに住むわけではございません。また、その後の利用については、国のほうから現在、居住区間が5年といった一定の制限があるものの、その後の利用については町の裁量で利用することが可能となります。

したがって、おたがしのように、その後の利用については町営住宅として利用することも選択肢として考えておりますので、そうしたことでご理解をいただければというふうに思っております。

以上で熊田議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 熊田議員への再質問にお答え申し上げます。

適度な競争はよい効果を生むと、おっしゃるとおりだというふうに私も考えております。でも、心配なのは過度な競争になりつつあるというところでございます。都道府県によっては、知事さんから強い指示が出て教育委員会が困惑する。あるいは、学校では大変苦慮しているというところもないわけではございません。

そして、その年度の子供たちの成績はどうであったか、次の年度はどうであったかということだけが取り上げられるということは、子供たちにとっても、場合によつたらばつらいものがあるかなというふうに考えるわけでありませう。

そういう中で、もちろん学力向上は大事でございますので、教育委員会としては全力で学校を支援し、学校ではしっかり取り組んでほしいというふうに考えております。

そこで、学力の高い県に学ぶということにつきましては、熊田議員からもご指摘いただきましたが、一昨年度実施をいたしまして、今年度も秋田県の大仙市に小・中学校の教員の研修をしに行つてまいりたいというふうに考えております。そして、秋田のよいところ、ある程度わかつたところはございますが、なお、授業等もさらに見させていただいて、そして、取り入れることは、それこそ次の日からでも実施していきたいというふうに考えております。

それで、何点アップという目標を定めて、それに向かつて努力すべきであるとおたがしでございますが、今ここで、じゃあ何点上げますというようなことを申し上げることはなかなか難しいものがありますので、そして、ご承知のことと思いますが、新聞等で公表されている数値は正答率であります。問題数は、今ちょっと手元に何問という数字は持っておりませんが、A問題は30ちょっとだったかと思ひます。1つ1点というふうに数えているようでございます。B問題については15から20の間でございます。ですから、B問題ですと1点上げると5ポイント以上上がると、そのような数値になっております。点数の目標設定については検討させてい

ただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「ありません。ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で10番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時38分)

平成 2 5 年 9 月 1 8 日（水曜日）

（第 3 号）

平成25年第376回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年9月18日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第59号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

請願第2号・第3号・第4号

陳情第5号・第6号・第7号・第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 長野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 藤田忠晴君

総務課長 水戸邦夫君 税務課長 佐久間一幸君

町民生活課長 会 田 光 一 君 保健福祉課長 阿 部 正 人 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 圓 谷 誠 君 都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君 教育次長兼
学校教育課長 陳 野 秀 敏 君

会計管理者兼
出納室長 井 戸 沼 寿 量 君 生涯学習課長
兼中央公民館
長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太 主任主査兼
次 長 松 谷 誠

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより前回に引き続き一般質問を行います。

◇ 薄 葉 好 弘 君

○議長（栗崎千代松君） 通告7番、3番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

通告により、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災及び東電の福島第一原発事故から、今月で2年6カ月が経過いたしておりますが、福島第一原発事故の収束どころか、放射性物質を含む敷地内の汚染水の海への流出と、地上タンクの破損による大量の汚染水が漏れ、地下水を汚染するなどの影響により、実りの秋を迎えているにもかかわらず、また福島県の農産物への風評被害を誘発しかねない要因になりつつあります。こうした状況の中で、昨年度より農産物の風評被害を払拭するために実施されました米の全袋検査ですが、今年度も引き続き実施するということでもありますので、最初に米の全袋検査について質問をさせていただきます。

昨年の全袋検査では、矢吹町恵み安全推進協議会で協議し、各検査機関に出荷登録されている農家を対象に5台の検査機器を4カ所の検査機関で実施して、出荷前の検査を優先し、世界で初めて実施された放射性物質検査も順調でスムーズに検査されたようです。昨年の12月8日までに4カ所の検査機関での検査は、出荷前は15万1,879袋の検査がされたということでした。また、縁故米、自家保有米等の検査については、各検査機関に個人で予約し、検査場所へ運搬して検査を実施していただき、縁故米、自家保有米等は1万6,275袋の検査がされました。町全体の出荷米と縁故米、自家保有米との検査比率は、平均では10.7%でありましたが、検査機関であるJAしらかわ三神支所では、縁故米、自家保有米と出荷米の検査比率が22.5%と検査機関では一番比率が高かったせいなのか、10月中に予約したが11月末にようやく検査してもらえ、新米を食べたという方もいたそうですので、縁故米、自家保有米等の検査で、検査機関ごとの検査日数による検査期間に開きはなかったのかをお尋ねいたします。

また、今年度の全袋検査の実施方法は昨年と同様に検査機関ごとに出荷登録されている農家を対象として、

出荷米を優先し、縁故米、自家保有米等は予約による検査対応になるのかをお尋ねいたします。

次に、環太平洋パートナーシップ、T P P協定について質問させていただきます。

ことしの3月15日に、政府より環太平洋パートナーシップ、T P P協定交渉に参加すると表明し、参加した場合の経済効果について統一試算も公表されております。先月の22日ブルネイにおいて、第19回T P P交渉会合が開催されて、今後は各分野の交渉が加速し、年内にも交渉が妥結されるのではないかと報道もされております。日本が太平洋パートナーシップ協定、いわゆるT P Pに参加した場合の我が国の産業変化については周知のことと思いますが、T P P協定は、国内の産業経済はもとより、国民生活全般に影響を及ぼす可能性があります。今議会にも管内の2つの農協からT P P交渉に関する請願書が出されておりますが、T P P協定に参加した場合の農家関連産業に関する影響は、安い農産物が入り込むだけではなく、金融と投資の自由化により、将来的には農地の自由売買など大変な状態になるのではないかと想定されております。特に福島県の農産物の米については、全国で4番目に影響が大きいだろうと言われております。これまで国から情報提供や説明が不足していると思われませんが、現在の時点でのT P P交渉参加による農業問題について、町としての見解をお聞きしたいと思います。

また、政府及び福島県では、T P P交渉参加による影響と影響額について試算して、公表しております。福島県で最も影響を受ける米については、震災前の平成22年ベースの生産額791億円が396億円に半減し、国内生産量の3割が輸入米に置きかわる。残る国内生産価格も26%下落すると試算されております。町としても農産物の影響額については、どの程度試算しているのかをお尋ねいたします。

次に、県道106号線矢吹・石川線の歩道計画についてお伺いいたします。県道106号線矢吹・石川線の歩道工事も矢吹側から昨年までも工事が進められており、事故も多く、通学路になっておりますので、以前から歩道の陳情もされておりますが、今後白山交差点から神田西の3差路までの区間約1.2キロの歩道の具体的な計画により、予定されているのかをお尋ねいたします。

また、県道106号線のJ Aしらかわ三神支所前から神田地区内までの区間は、現在も歩道もなく、過去に2件の死亡事故が起きた区間でもありますが、ことしに入り、矢吹町内から神田西の下り坂までの区間が時速40キロから50キロメートルに、10キロメートル制限速度が上がってしまいました。制限速度が10キロ上がったことで、朝夕の通学時間帯でも速度が速くなり、今後、石油大型タンクローリー車や通勤者などの通行車両も多いことから、事故が起り得る危険な状態と思われまので、県道106号線も含めて、通学路として危険な箇所や制限速度などの確認も含めて、点検はどの程度定期的に行われているのかをお尋ねいたします。

最後に福島第一原発の現状について質問させていただきます。最初にもお話しいたしましたが、福島第一原発事故から今月で2年6カ月が経過しておりますが、現実のテレビや新聞等のマスコミから報道されている汚染水の流出した内容は、原発の収束とはほど遠く、町民・県民にいち早く広く知らされなければならない重大な問題だと思われま。東京オリンピック招致の発言でも、東京都知事は、東京は大丈夫だとか、プレゼンでの安倍総理も福島第一原発の汚染水も含めてコントロールされているなどと世界に向けて発言していましたが、その後の東電幹部のお話では、実際はコントロールはされていない旨の報道がされており、本当のところ福島第一原発の現状としてはどうなのか、収束も含めて段階がどこまで来ているのか、町としてどの程度把握しているのかをお尋ねいたします。また町民の方々の意見、要望として、福島第一原発の収束に向けた段階の現状

と今後の汚染水対策も含めて、定期的に国・県・東電より情報を提供していただき、町民に公表するようなことができないのかをお尋ねいたします。

以上、4項目について質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔市長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、全袋検査の検査機関についてのおたかしであります。県内市町村では、平成24年産米より全量全袋検査として出荷米のほか、縁故米、飯米、食用となる「ふるい下米」など、全ての米を対象に放射能検査を行っております。県全体の成果としましては、放射性セシウム濃度が国の基準値を超える米の発生を極めて少ない量に抑えることができたとともに、これらの米を流通させないことにより、県産米の信頼回復に大きくつなげることができました。本町においても平成24年産米については、8月末時点で22万4,969袋が検査され、全ての米が基準値以下となっておりますので、改めて矢吹産米が安全であることが証明されたと考えております。

その一方で、全量全袋検査として初めての試みであったことから、議員ご指摘のとおり、検査機関によっては保有米や縁故米の検査に時間を要するなど、運用面での課題があったことは否めません。

各検査機関の出荷米及び縁故米等の検査済み数量の内訳を見ますと、J A東西しらかわが出荷米7万3,662袋、縁故米6,317袋、J Aしらかわが出荷米2万2,529袋、縁故米5,252袋、有限会社中央商事が出荷米3万4,073袋、縁故米3,788袋、有限会社内山商店が出荷米1万3,348袋、縁故米2,681袋、株式会社ほたる浪漫が出荷米1万688袋、縁故米341袋となっております。

米の全袋検査は、農家の皆様を初め、検査機関、関係者の皆様の協力により成り立っている事業であります。おいしい新米を早く食べたいとの要望にお応えするためにも、縁故米等の検査については各検査機関において協議を重ね、本年度は週に1度縁故米等の検査日を指定し、検査を行うことが確認できております。また、全袋検査を行うことは前提になりますが、自宅で少量の新米を早く食べたい場合などは、矢吹町放射能測定センターにおいても検査は可能となっております。本町といたしましては、平成25年産米についても全ての米について基準値以内を目指し、安全で安心できる米づくりを推進し、全袋検査を通して風評被害の払拭にも努めていきたいと考えております。

なお、検査場所によってどの程度の日数の縁故米の検査の開きがあったのかのおたかしについては、産業振興課長より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、環太平洋パートナーシップ、TPP交渉参加による農業問題についてのおたかしであります。現在は、政府間交渉を行っている段階であり、詳しい情報は入ってきておりませんので、報道機関からの情報に頼らざるを得ない状況にあります。さきの議会でも答弁をしたとおり、農業が主たる産業である本町にとっては、TPPに参加することで地域農業が果たして生き残れるのかどうか、農村環境は守れるのかどうか、原発の問題を抱える福島県は本当に競争に勝てるのかどうかなどの不安を抱えておりますので、引き続き、政府の動向

を注視しながら情報収集に努め、強い姿勢で対応していきたいと考えております。

また今回、JAより、TPP交渉に関する要請書が本町に対し提出されております。要請事項を見ますと、1、国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会決議や、議院内閣制に基づく与党である自民党決議の内容に即した交渉方針を早期に確立し、国民に開示すること。2、国民への十分な情報開示とあわせて、速やかに国内の利害関係者との相談、協議を行う枠組みをつくり上げ、交渉戦略に反映させること。3、農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること。4、日米2国間の並行協議においても情報を開示するとともに、与党自民党の決議、衆参農林水産委員会及び5月28日の衆議院消費者問題特別委員会における国会決議を遵守すること。このような要望書が地元のJAより提出されておりますので、本町といたしましても、農業関連団体との連携を図り、歩調を合わせながら対応していきたいと考えております。

次に、TPPに参加した場合の矢吹町における農産物の影響額についてのおただしであります。国では、農林水産物への影響試算の計算方法についての考え方を示しており、この計算方法で試算をいたしました。

なお、県では野菜については試算を行っておりませんので、本町では最も影響が大きい米についての試算を行った結果、政府試算で、米の場合は、生産量減少率は32%で、約3割が輸入に置きかわり、それ以外は残るものの、価格は1キロ当たり241円から1キロ当たり179円まで下落するとしております。この試算を踏まえ、公表されている直近の統計データである平成18年の矢吹町の米の農業産出額で計算いたしますと、米の農業産出額が約18億7,000万円であったものが約9億4,000万円まで、ほぼ半減する結果となりました。また、畜産関係で申し上げますと、乳用牛は生産量減少率が100%で、都府県の飲用乳は全て北海道産に置きかわることになること、肉用牛は生産量減少率が48%で、4等級及び5等級は残るものの、3等級以下は一部を除いて置きかわることになること、豚は生産量減少率が77%で、銘柄豚は残るが、その他は置きかわることになることが示されております。仮に何の対策も打たずのまま進んだ場合、農業を基幹産業とする本町にとっては憂慮すべき事態であり、地域経済にも大きな影響を及ぼすこととなりますので、引き続き政府の動向を厳しく注視してまいりたいと考えております。本町といたしましては、矢吹町の農業の構造転換を推進し、担い手を中心とした経営体として転換できるよう、さらに強い農業づくりを推進するなど、農家に寄り添った万全の対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県道106号石川・矢吹線の歩道計画についておただしであります。議員おただしの歩道は、県道石川・矢吹線と主要地方歩道須賀川・矢吹線が交差する白山交差点から神田地区を結ぶ区間の県道石川・矢吹線への歩道計画であります。県道石川・矢吹線は、歩行者や自転車が往来する通学路であり、大型車両の交通量も非常に多く、歩道が未設置であることから危険であるため、福島県県南建設事務所と町が毎年実施している事業調整会議を初め、検討打合せの際に、早期に歩道を設置し安全対策が講じられるように要望してまいりました。これら取り組みの結果、県道石川・矢吹線については、平成17年度から着工した上宮崎地区までの歩道整備事業が完了し、現在は白山交差点の改良事業が行われております。県では、いまだ当該区間の事業には着手していません。今後、現在実施の改良事業の進捗状況を見ながら、神田地区までの歩道整備についても具体的に検討することであるため、白山交差点改良事業が終わり次第、早急に整備されるよう継続して強く要望してまいります。

次に、通学路の危険箇所の点検についてのおたただしであります。通学路につきましては、各校の教職員・PTA役員等が児童の下校に同行し、交通量、交通安全施設の整備状況、危険箇所の有無、道路の状況等について、随時確認、点検をしております。平成24年6月には文部科学省、国土交通省、警察庁の三者より通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検実施についての通達があり、本町ではこれを受け、平成24年8月から町内4小学校の通学路の安全状況について、関係機関である国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所を初め、関係者の協力を得ながら危険箇所等の点検を実施してまいりました。その点検により判明した危険箇所につきましては、大林交差点の巻き込み防止ポールの設置や大林南交差点の舗装改良及び横断歩道の整備など、既に安全対策が講じられた箇所もございます。

おただしの県道石川・矢吹線についても、歩道設置の要望に加え、一部、路側帯が消えかかっているなどの問題もあったため、ドライバーに減速を促すための看板を設置するなどの対策を講じております。今後とも児童・生徒の安全を確保し、安心して登下校ができるようにするとともに、児童・生徒自身にも安全指導を徹底し、万全を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、県道石川・矢吹線の交通規制の速度制限でございますが、それを変更した状況、さらには内容等については詳しい説明を都市建設課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、福島第一原子力発電所の現状についてのおたただしであります。議員ご承知のとおり、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害は、福島第一原子力発電所から約66キロメートルに位置する本町でも、放射能の影響を少なからず受けており、事故発生以来、本町ではさまざまな対策を積み重ね、町民の皆様が安心して暮らせる生活環境づくりに全力で取り組んでいるところであります。

福島第一原子力発電所の状況確認及び情報収集については、東京電力担当者が本町に出向き実施している定期報告をこれまで7回受けており、そのほか西白河地方町村会を通じ、東京電力本店で行った要望活動時などに当事者である東京電力から説明を求め、原子炉の状態の確認、各分野別の事故収束に向けた進捗状況等の報告を受け、あわせて実地調査として、私みずから福島第一原子力発電所を視察し、被害状況を改めて確認したところであり、町民の安心・安全の確保のため、あらゆる手段を講じ、福島第一原子力発電所の事故収束に向けた対策についての情報収集に努めております。

議員おただしの福島第一原子力発電所の廃止に向けたスケジュールについては、平成23年12月に原子力災害対策本部の下に設置された政府・東京電力中長期対策会議において、福島第一原子力発電所1から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップが策定されており、その中長期ロードマップに沿って、プラントの安定状態を確実に維持する取り組み及び中長期にわたる1から4号機の廃止に向けた取り組みについて、着実に進められているとの報告を受けております。

ご心配いただいております作業スケジュールの進捗状況については、中長期ロードマップは第1期から第3期に区分されており、第1期は、使用済み燃料プール内の燃料取り出しが開始されるまでの期間、第2期は、燃料デブリ取り出しが開始されるまでの期間、第3期は、廃止措置終了後までの期間と設定され、時期的目標はそれぞれ平成23年12月から、第1期は2年以内、第2期は10年以内、第3期は30年から40年後と設定されております。現在の段階は第1期の後期ということで、4号機は平成25年12月から予定されていた使用済み燃料プールからの燃料取り出しが1カ月前倒しの11月から始まる予定であり、他の工程においても影響はないとの説明

でありました。

なお現在、これら情報についても東京電力から情報として公表はされているものの、専門的な用語が多く、一般的に理解しがたい内容もあると感じているため、今後、町民の皆様へのわかりやすい、理解しやすい情報として発信できるよう、東京電力と協議し、町民の皆様へホームページ、広報やぶき等により定期的にお知らせし、町民への説明会等についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

なお、私、先ほど県道石川・矢吹線の速度制限についての変更内容等についての説明を、都市建設課長に説明を求めるといふ発言をさせていただきましたが、訂正させていただきます。町民生活課長より答弁させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 3番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

縁故米のご質問でございますが、縁故米につきましては、当初町では、各集荷業者のほうに検査日を指定しながら、計画的に検査をお願いしたいというようお願いをしたところであります。検査機関によりましては土曜日とか日曜日に指定日を設けまして、その日予約を受け付けながら縁故米等の検査を行ったということでございます。この縁故米の取り扱いについては、事前に集落説明会の中で各集荷機関ごとに、このような取り組みで縁故米の検査を行いますので予約をお願いしたいというようなことも説明をしながら取り組んできた経過がございます。

検査でございますが、これは各検査機関によりまして検査数量のばらつきがございます。そういうようなことがございまして、一概に申し上げることはできませんが、大体全体として、縁故米も含めて、11月末ごろまでには大方の目鼻がついたのかなというふうに思っております。しかしながら、今申し上げましたように、縁故米は各集荷業者ごとによって大きな開きがございまして、検査機関によっては時間を費やしたという結果が出たということでございます。ことしこのようなことが初めての取り組みということで、ご迷惑をおかけしないようなことで各集荷機関と連携をとりながら取り組んできた経過でございますが、このように縁故米についてご迷惑をおかけしたということであれば、平成25年度この点について十分協議をしながら、このようなことのないように取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと検査でございますが、おおむね11月までに目鼻という話をさせていただきましたが、その後も検査がございまして、最後は、ことしの7月ころまで検査がかかったということでございます。これは、その後この米を出荷したいというような申し出があれば、その都度検査をしながら出荷をするというようなことがございましたので、検査がこのような長期間に及んだということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 3番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

県道石川・矢吹線の交通規制の内容でございますけれども、矢吹方面から神田地区の坂に入る手前まで、ここにつきましては50キロ規制になっております。ここから、不動池を過ぎまして藤井製作所に入る町道の交差点まで、ここが40キロ規制です。これより先、中野目、明新方面につきましては50キロ規制になっております。速度規制につきましては、福島県の公安委員会が指定することになっておりますけれども、道路条件あるいは地域の状況、こういったことを踏まえながら公安委員会が決定をし、告示をして交通規制がなされる、こういったことになっております。現状の白山地区交差点から神田地区の入り口までにつきましては、議員ご指摘のように歩道が設置されていない状況でございます。こういう中で、50キロ規制にいつの時点でなったのか、これらについて白河警察署を通じまして確認をいたしておりますが、現時点では確認がとれておりません。しかしながら、ご指摘のように歩道がない中で50キロ規制になっております。こういったことがありますので、こういった50キロ規制がどうなのか、これらについては今後福島県公安委員会と協議をして、速度規制の見直しができるかどうかについては検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 再質問をさせていただきます。

まず1点は、全袋検査でございます。先ほど町長なり、あと担当課長のほうから答弁をいただきましたが、昨年JAしらかわ三神支所だけは先ほども数量がありましたが、やはり突出して縁故米が多いというふうな状況でございました。ただ単に縁故米の申し込み、検査数量が多くて検査がおくれたのか、それ以外の理由もあったのかどうか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

あと、ことはそれを踏まえて検査をまた実施するわけですが、4検査機関で5台の検査機器があるわけですので、1カ所だけおくれることがないように、検査機関で調整して検査することができないのかをお尋ねいたしたいと思います。

これは例ですが、昨年泉崎村では3台購入いたしました。1台につきましては村が直接管理をして縁故米、自家保有米の検査対応をしてスムーズに対応できたというふうなお話です。矢吹町でも5台あるわけですから、この1台を町が直接管理して縁故米、自家保有米の検査に対応できないかをお尋ねいたしたいと思います。やはり生産者ですから、できればすぐ食べたいと、自分の新米を食べてみたい。そして、安心・安全を確認しながら食べてみたいというふうな農家の気持ちがあるわけですので、こういうふうな対応ができないかをお尋ねいたしたいと思います。

もう1点は、先ほどの石川・矢吹線の106号線の制限速度の件なんです。また定期的に通学路の点検をしているというふうなことですが、今の答弁ですと、いつ40キロから50キロになったのかわからないというふうな状況なので、本当に点検をしているのかどうかちょっと疑問に思われます。それで、10キロ上がったとい

うことで、本当に死亡事故が2件あった区間ですから、そういうのを警察で認識していないのかどうかです。そして、再三歩道を要望しているわけですので、それをわからないで、このままの状態、町で本当にいつわかったのか、わからないで私が質問した段階で初めて知ったのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、これから季節も夕暮れどきで大変薄暗くなって、事故が起こり得る状況が続くわけですが、さっき答弁の中でも現状に戻るかどうか協議するというようなお話でしたが、やはり歩道ができないとすれば、この区間につきましては50キロ制限から10キロ下げて、もとの40キロ制限に戻していただきたいなというふうなことで、これも要望も含めてお尋ねいたしたいと思います。

この2点、よろしくをお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、全袋検査についてでございますが、管内でも三神支所の縁故米の検査が突出していたと。そのために生産者が自分で食べるお米がなかなか検査が終わらずに食べられなかったということについては、大きな問題があるのだろうというふうに思っております。単に三神支所の場合には、縁故米が多いために検査がおくれたのか、さらにはそれ以外の原因があったのか。

もう一つの提案ということで、検査機関について、泉崎村では複数台あるうちの1台を縁故米専門の検査機械にして対応したと。それでスムーズな取り計らいができたというような提案がございました。これらについては、原因等を十分に検証しまして、なぜ三神支所の検査におくれが生じたのか、なおかつ、もう一つは泉崎の対応も含めて、この後どのような検査対応をとれるのかについては協議を深めていきたいというふうに思っております。なお、補足説明等含めて、産業振興課長のほうからございましたら、説明のほうを後でさせます。

さらには、県道石川・矢吹線の問題でございますが、私自身もあの区間は40キロという意識を長く持っておりました。ですから、私は今でもあそこは40キロ区間と思って走行しているわけですが、50キロ規制になったことを、実は私、薄葉議員の一般質問があるまで40キロだと思っておりました。そういうことで、毎年点検して対応をしているということであっても、私自身がそのことを認識していなかったことについてはおわびを申し上げたいと思います。今後、薄葉議員からおただし、提案のあったように、歩道の整備を、先ほど説明しましたように県のほうに強く、さらに回数をふやすなど、早急な設置を要望するとともに、県の公安委員会のほうにその間の速度制限についてどうしたことができるのか、要望に沿った形で県の公安委員会のほうに要望をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。子供の安全確保のために、十分な対応を今後もとってまいりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、JAしらかわの縁故米が多いという、それが原因で縁故米の検査がおくれたのかというご質問でご

ざいますが、実を申しますと、JAしらかわが一番早く縁故米の検査体制が整った集荷業者でございます。そのようなことも手伝って、こちらのほうに縁故米が集中したのかなというようなことも考えられております。各集荷業者は、どうしても出荷米を優先して検査をするという考えになっております。それは、集荷したお米を検査しないとそのお金を農家の方にお支払いできないという実情もございます。それら辺のことで、どちらかというところ縁故米ではなくて出荷米を優先して集荷をさせていただく。そういうことも想定されたものですから、先ほども申し上げましたように、週に1日、土曜日とか日曜日に指定日を設けてその日に縁故米を予約を受けながら検査をするという体制をつくったというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、縁故米の調整でございますが、これについては各集荷業者のほうでも依頼があればお受けしますということで、去年も流動的に対応させていただきましたので、そのような方がございましたらば、そのようなこととお願いしていただきたいというように思っております。

あと、泉崎と同じように、町が直接検査をできないのかということでございますが、町長が先ほど検討させていただきますというようなお答えをさせていただきましたが、この検査機器につきましては矢吹の恵み安全協議会のほうで各集荷業者のほうに集荷数量に応じて機械の貸し付けをさせていただいているという状況でございます。そのようなことで、JA東西しらかわには2台、JAしらかわには1台、中央商事に1台、あとはもう1台は内山さんに1台というようなことで貸し付けをさせていただきますので、それを町のほうに引き揚げて米を検査することができませんので、これについてはご了解を賜りたいというふうに思っております。

あと先ほど、すぐ農家の方は新米を食べたいということでの要望があるということでございますが、これにつきましては町長も答弁の中で説明させていただきましたが、全袋を検査することは大前提になりますけれども、どうしても急いで食べたい、なかなか農協のほうで、例えば集荷業者のほうで縁故米の検査ができないというのであれば、町の放射能検査センターのほうでその当分食べる部分については検査できますので、お申しつけいただければというように思います。そのようなことでご了解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） 再々質問はしないつもりだったんですけども、1点だけちょっと確認したいので質問させていただきます。

先ほど町長の答弁でも、担当課長の答弁でも、全袋検査が随分長い期間にわたって実施されているということで、私も調べましたところ、3月31日で1万5,270袋、6月30日は1,585袋、7月10日にも2,004袋ということで、3月から7月10日まで1万8,885袋を検査しているんですね。この数量がどこの検査機関でやったのか、出荷米なのか縁故米なのか自家保有米なのか、わかれば教えていただきたいと思います。大体で農林水産省では、産米の確認は24年産ですと6月までの出荷は新米というふうな格付になって、7月からは古米扱いになるわけですが、それでも7月にも検査があったということでございますので、どの検査機関でどの種類の米を検査したのか、わかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再々質問にお答えさせていただきます。

3月から7月まで1万8,500袋余りの検査が行われた。どの検査機関で出荷米を含めて米の出荷の状況を知りたいということですが、それらについては産業振興課長より詳細答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 3番、薄葉議員の再々質問にお答えいたします。

年を明けてから大量の検査がある、その内容についてのご質問でございますが、どこの集荷業者というふうなことでの細かい数量は持っておらないのですけれども、集荷業者によっては、集荷を優先してその後検査をするというような取り組みをした集荷業者がございます。そのようなことございまして、今回の年明けてから大量に検査をした部分については出荷米ということで認識をしております。

あと、6月にも1,500袋何がしの米があるということですが、これにつきましては、中畑の種子センターのほうで種の検査をしたときに、種の検査からはじかれた米がございます。それにつきましては、中畑種子センターのほうでそれを精米して食用米として販売したと、その検査結果ということになっております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして通告8番、9番、大木義正君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

9月定例議会の一般質問も私で最後ということで、質問の内容が同僚議員と重なる部分もありますが、私なりに質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、原発事故の賠償について質問いたします。東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求は県及び県内49市町村がそれぞれ東京電力に対し賠償請求を行っておりますが、自治体側と東電側の見解の相違が大きく、請求どおりに賠償が支払われていないケースがほとんど聞いております。

そこでお伺いしますが、現在、矢吹町が東京電力に対して賠償を求めている項目の内訳と、それぞれの請求額は幾らなのか、また、それに対しての東京電力からの回答と現在までに支払われた賠償金額は幾らなのか、お伺いします。

現在、賠償請求している金額は1回目の分と認識しておりますが、2回目の賠償請求はいつごろになるのか、

その内訳と請求額は幾らくらいになるのかお伺いいたします。県内の各自治体の中には、民法の損害賠償請求権の消滅時効が3年であることを踏まえて、ADRの申し立てを行う自治体も出てきており、また、現在申し立てを検討中というところもふえてきていると聞いているが、このまま賠償金の支払いが進まなかった場合、町としてどのように対処していくつもりなのかお伺いいたします。ADRの申し立てを検討するのか、あるいは裁判を起こすのか、その判断をする時期も含めて町としての考えをお伺いいたします。

町は現在、国や県からの予算によって除染事業や内部被曝検査など、原発事故対策事業を行っていますが、原発事故によって生じた町の損失に対し、東京電力の賠償金の支払いが進まない場合、あるいは風評被害対策事業などの町独自の事業を計画して、その費用を後に東京電力に請求したいと考えている事業があるとすれば、事業によっては予算の縮小や見直しなどの影響が出てくることがないのかどうか、お伺いいたします。

次に、町の防災計画についてお伺いいたします。東日本大震災の教訓を生かし、町の防災計画の見直しも進んでいると思うが、その骨格は固まってきたのでしょうか。東日本大震災以前の矢吹町はどちらかというと災害の心配が少ない町という認識の中で、防災についても私を含め町民の意識は薄かったと感じております。しかしながら、東日本大震災でその考えは一変しました。町民は避難所での不自由な生活、飲料水を初めとする水の確保に苦勞し、加えて交通網の混乱により食料品、ガソリン、生活物資の不足など大きな困難を経験しました。この貴重な経験を生かし、町の防災計画の見直しも進められていると思いますが、どのような点に東日本大震災の教訓が生かされているのかも含め、骨格をお伺いいたします。

次に、最近多発している竜巻や突風に対し、町としてどのように対応策を検討していくのかについてお伺いいたします。ここ数年の異常気象や地球温暖化によって、またそれが原因と見られる竜巻や突風が各地で発生し、大きな被害が出ております。最近も埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県など関東地方に多く発生し、被害が出ております。幸い、福島県での発生は確認されておりましたが、近隣の県で発生している状況を考えれば、いつ発生してもおかしくないという認識に立って備えておかなければならないと考えます。現在は、気象庁が発令した竜巻情報を町の防災無線で放送しておりますが、それだけで十分なのか疑問を覚えます。ふだんから発生した場合の安全の確保、身を守る方法などを町民に理解してもらう活動や、発生した後の被害を受けてしまった場合の対応の仕方などをシミュレーションしておく必要もあるのではないのでしょうか。また、そういった状況の中で、町として何を優先的にすべきなのか、町としての考えがあればお伺いいたします。

○議長（栗崎千代松君）　ここで、暫時休議いたします。

（午前10時54分）

○議長（栗崎千代松君）　再開いたします。

（午前11時06分）

○議長（栗崎千代松君）　答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君）　9番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、東京電力に対する賠償項目と請求額及び支払われた賠償金額についてのおたただしですが、本町の損害賠償請求については、平成25年2月4日西白河町村会として、白河市の県白河合同庁舎において東京電力株式会社新妻常務執行役に対し、福島第一原子力発電所事故の発生日から、平成24年3月31日までの事故に起因する損害について、それぞれの町村ごとに請求をしており、本町は1,494万7,000円の賠償請求書を提出いたしました。

内訳については、一般会計で1,037万3,000円、特別会計で457万4,000円であります。一般会計の主な請求項目と内容については、学校給食用放射性物質検査や農産物放射能検査などの食の安全・安心を確保するための費用385万3,000円、風評被害対策経費326万5,000円、仮設住宅の費用などの避難経費183万4,000円などあります。特別会計の内容については、汚泥測定検査や水道水モニタリング経費206万4,000円、小・中学校等プールが使用できなかった水道料の減収分の経費251万円であります。こうした事業に要した経費については、一部食品放射性物質検査費用や、下水道汚泥の保管費用等の支払い基準を満たす項目など、既に支払いを受けている市町村もありますが、本町においては現段階で具体的な回答や賠償金は支払われていない状況にあります。

次に、今後の賠償項目の内訳や請求額についてのおたただしですが、平成24年度以降の賠償項目につきましても、引き続き汚泥測定検査や水道水モニタリング経費、農産物放射能検査などの食の安全・安心を確保するための経費、風評被害対策経費、仮設住宅の避難経費、原発事故を起因とする小・中学校の光熱水費等を主な項目として具体的な項目と賠償額を取りまとめているところであります。また、原発事故に伴う業務の人員費や町税等の減収等については、明確な基準等がないため、請求を保留しております。このような状況を踏まえ、賠償請求額がまとまり次第、議会や町民の皆様へ報告し、できるだけ年内に西白河町村会を介して東京電力へ賠償請求書を提出する予定であります。

次に、東京電力からの賠償金の支払いが請求どおり進まない場合の対応についてのおたただしですが、東京電力によると、自治体に対する賠償が進んでいないのは、個人や法人、個人事業主への賠償を優先しているためと説明しておりますが、本町に対し、未払いの状況が長引くことになれば、本町の財政にも少なからず影響を受けることとなりますので、今後はADR申し立てや裁判による手続を視野に検討を考えてまいります。また、賠償請求については、県や近隣市町村の賠償請求の動向に注視し、連携を図りながら慎重に検討してまいります。

次に、賠償金の支払いが進まない場合の原発事故対策事業等の影響についてのおたただしですが、原発事故対策事業である住宅除染や仮置き場造成事業等の除染対策事業、校庭や園庭の表土除却改善事業や、通学路を中心とした除染作業に対する線量低減化活動支援事業、小・中学校等の空調設備整備事業等の町に対しての影響が心配される事業費の大きなものについては、補助対象事業で対応されており、国県補助金や交付金、震災復興特別交付税が該当することから、実質的な町の財政負担が少額で済んでいる状況にあります。現在、東京電力に賠償請求している1,494万7,000円については、補助対象外部分であり、この持ち出した部分については財政調整基金をもって対応しており、現在のところ財政運営に支障を及ぼすまでの影響はないものの、本来は東京電力が負担すべきものでありますので、今後も町村会や関係機関と連携をし、財政運営やまちづくり事業等に影響が出ないよう、さまざまな措置を講じる考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域防災計画の見直し作業の進捗状況についてのおたただしですが、現在、震災復旧及び復興に向けた連携・協力に関する覚書を締結している東京大学生産技術研究所の全面的なご協力のもと、地域防災計画の見直し作業を実施しており、現在、発災時における各種行動計画を策定しているところであります。これら行動計画の内容についてであります。現行の地域防災計画からさらに一步踏み込んだ内容となっており、発災時において表面化すると推測される事象について、個別に対応内容を時系列的かつ可視的に示すものであります。

具体的には、避難所対策を例にとりますと、避難所開設の担い手や開設の手法、開設後の避難所運営に要する人数や職種、避難所への食糧、水等の調達方法等、実に多くの事前想定が必要となります。また、これら想定は発災直後から日があたつにつれ刻々と状況やニーズが変化し、対応策も当然変化していくことは、さきの震災においても経験したことであります。この経験を踏まえ、発災前、発災直後、3日後、1週間後あるいはそれ以降と、それぞれの時期において行動すべき内容を時系列的に示し、それを図式化することにより、職員及び関係機関がその時々に行動すべき事柄を容易に理解し、迅速かつ確かな対応が可能となるよう、実効性がしっかりと担保された計画を策定すべく、現在、鋭意作業に取り組んでおり、今年度中に作業が完了する見込みであります。また、このほかにも東京大学生産技術研究所との協働により、地図情報システムを利用し、ひとり暮らし高齢者や障害者の方など、いわゆる災害時要援護者を見守るシステム構築や人口、年齢層の分布に伴う避難所を初めとする災害対応施設、物資等の充足度判定等を進めているところであります。このように矢吹町復興計画の最重点課題の一つである防災体制の再構築の実現に向け、着実に事業を実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、最近多発している竜巻や突風に対する対策についてのおたただしですが、今月に入り、2日には千葉県及び埼玉県で、4日には栃木県矢板市などで竜巻が立て続けに発生し、多くの建物等が被災いたしました。竜巻は、それ自体の猛烈な風のほか、規模によっては自動車をも吹き飛ばすほどの威力があり、それら飛来物がもたらす被害も甚大であります。また、ある程度の発生の兆候は把握できるものの、具体的な発生場所を突きとめることは相当に困難であります。竜巻による災害は本町では記録がなく、また福島県全体でも過去20年で1件の発生が確認されているのみであり、縁遠い存在であるかのように思われがちですが、本町にはほど近い矢板市で発生した事実、また本町が竜巻が発生しやすいとされる平坦な土地形状であること、さらには竜巻発生と同様の気象条件から発生するとされるダウンバースト現象が、平成22年7月に滝八幡地内及び明新地内で発生していることなどを鑑み、竜巻は十分に発生し得るものと考え、対策を講じることが重要であると認識しております。

こうした竜巻の発生に対する対策は、基本的には自分の身は自分で守ることが大前提となりますが、仮に当町で発生し、町民に被害が及んだ場合に備え、前述の地域防災計画の中に新たに竜巻災害の想定を明確に位置づけし、発災した場合の被災者の避難、救護あるいは援護等、各対策の早急な実施が可能となるよう努めてまいります。また、事前情報の伝達については、現在、竜巻発生のおそれがある場合には、J-ALERTシステムにより竜巻注意情報を防災行政無線で放送しておりますが、今後はこの放送内容を今年度中に構築するメール配信システムにより登録者へ周知するなどし、多くの手段による注意喚起を実施してまいります。加えて発生した場合の注意点や、避難すべき場所等について、竜巻発生シーズンである9月から10月にかけてホーム

ページで広報するとともに、広報やぶき10月号にも掲載したいと考えております。

なお、具体的な竜巻からの身の守り方については、屋内にいる場合には、窓をあけない、窓から離れる、カーテンを引く、雨戸、シャッターなどがあれば閉める、地下室か建物の最下層に移動する、家の中心部、あるいは窓のない部屋に移動する、頑丈な机などの下に入り、頭と首を守るなどです。また、屋外にいる場合は、簡易な構造の車庫、物置、プレハブには避難しない、近くの頑丈な建物に移動する、近くの水路やくぼみに身を伏せるなどです。これら注意点について広報等に掲載いたしますが、議員の皆様からも町民にお知らせいただき、一人でも多くの町民への周知が図られるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（大木義正君） まず、原発事故賠償について再質問いたします。

矢吹町1,494万7,000円を今、東電に対して賠償請求を行っているという答弁でありましたが、支払われた額は今のところゼロだと。その中身については、いろんな学校給食のモニタリング検査とか風評被害対策、あるいは水道のモニタリングとか、そういうもろもろのことということなんですけれども、そのゼロ回答のまま、例えばこのまま行って、先ほどことしじゅうに第2回目の損害賠償の請求もするというお話でしたけれども、このままゼロ回答あるいは何らかの若干の支払いとかというのが続けば、やはり町が後で東電に請求すべきことを町の持ち出しでやっている部分、その辺が果たしてこのままやっても東電にももらえないから、ちょっと事業を縮小しようとか、予算をちょっと削ってやめようとか、そういうおそれが出てこないのかどうかというのを、もう一度お聞きしたいと思います。

さらに、その請求どおりの金額が支払われなくて、例えばこの項目に対しては請求の2分の1とか、この項目に対しては請求の10%しか払えませんよと、もし回答が出た場合に、そのまま、じゃしょうがないと諦めるのか、それともあくまで町の請求どおりに払ってくれという形で請求を続けるのか、その判断というのは何を以て判断するのかというのを、町長の考えをお伺いしたいと思います。

あと今、防災のほうは計画を作成中ということなんですけれども、ぜひともお願いしたいのは、火事の場合は最初にサイレンが鳴るので、例えば窓を閉めているとかテレビをつけていて最初気づかなくても、サイレンが鳴るので何か防災無線が言っているなという感じで窓をあけたり外に出たりして聞くんですけども、特にそのほかの防災関係とかお知らせ関係、竜巻情報もそうですけれども、何か言っているなど思っていて、気がついたときにはもう放送が終わっているというようなことも多々あるので、そのときの火事の状態とか、気象の状態もありますけれども、そういうのが結構多いんですね。火事はすぐに気がつくんですけども、それ以外はなかなか放送していても気がつきにくい。例えば火事るときじゃなくて、そのほかの防災のときはサイレンのかわりに何か最初に放送する前に大きな音で知らせるとか、これから放送しますよという形で知らせるとかという、そういう方法をちょっととれないかどうか、検討してほしいなと思いますけれども。

また竜巻を防災計画の中にも入れていきたいというような答弁ですけれども、ぜひとも検討してほしいのは、竜巻の場合は狭い範囲で、例えば何百メートルの範囲で、1キロ、2キロとかというある程度の狭い範囲の被害が多いんですね。そうした場合、今度、特に屋根を吹き飛ばされたり、屋根の一部を吹き飛ばされたりとか、

窓を壊されたりとかという被害が多いんですけれども、そしてすぐに例えば屋根の一部をブルーシートで覆うとか、窓をすぐ何かでふさぐとかという作業をしないと、次にまた今度は、テレビでもこの間やっていましたけれども、雨が降られてしまうと、中の家具から畳から床から全部今度は水浸しで使えなくなって、結局被害が拡大するという2次被害ですか、その状況が見られるんですけれども、今、各家庭お年寄りの方だけとか、若い人が一緒に住んでいないとか、結構そういう家庭もふえてきているので、もし竜巻が来て、すぐ業者に頼んで対応するかとか、ブルーシート買いに行って屋根に上るかといったって、誰か若い人が上ってくれる人がいないとか、いろんなことが想定されると思うんです、これから。できれば、そのブルーシートとか緊急の窓とか屋根を修理というか、緊急に雨よけしたりするのに、町のほうでブルーシートなり人の手配、そういう例えば建築業者関係、建設業者関係あるいは消防団関係の方と提携しておいて、すぐに対応できる。個人個人で対応するのではなくて、町のほうで対応をするという、そういうようなことも検討してもらいたいと思うんですけれども、その辺をどう考えているのかお伺いします。

あと、防災計画で今、町内2カ所、飲料水と防火水槽の確保というかやっていますけれども、大変いいことだと思います。それで、前回の震災のときに感じたのは、こっちに役場まで水をくみに来られる方はいいんですけれども、なかなかやはり車がないとか足がないとか、女の人しかいないとかで来られない人も結構多かったんです。それで後半になって、消防の関係の方に地区を回ってもらって給水をやってもらったんですけれども、そういう喜ばれるというか、いいことは、ぜひ次に生かしてもらって、こっちにくみに来られる人ばかりではなくて、やはりうちから出られない人とかいっぱいいると思うので、その辺は各地区を巡回して、小まめに対応できるようなこともぜひ含めていただきたいと思いますけれども、その辺を再質問いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 9番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、原発事故の賠償について、今現在1,494万7,000円請求しているが賠償されたのかどうかということについては、議員の認識のとおり、まだ賠償がなっておりません。ゼロでございます。

このままゼロ回答でいいのかということでございますが、これについては再三再四、東電に対して、いつになったら賠償にに応じていただけるのかというような要望をさせていただいております。定期報告の際には直接足を運んだ際についても、そうしたことでいつになるのかという話をさせていただいておりますが、東電側はまだきちんとした賠償基準について統一されたものがないというような、その返事を繰り返すのみで、大変遺憾に思っているわけでございます。今後、この問題は一部の町村を除いては全て先ほどの賠償項目、請求項目に基づいた賠償はなされていないということでございますので、そうした賠償基準を的確に判断していただいて、賠償に応じていただくよう再度、私個人もそうですが、町村会、県一丸となって、こうした問題に対応していきたいというふうに考えております。

さらに、この賠償額が賠償項目それぞれあるわけですが、仮に2分の1とか3分の1になった場合の対応をどうするかということでございますが、町としましては町自身の判断、さらには町村会としての統一基準に基づいた賠償項目、賠償の内容を協議しまして、そうした協議の内容に基づいて請求をしておりますので、何を

もって判断するのかというお尋ねでございますが、正当性のある賠償基準だということを考えておりますし、必要かつ合理的な賠償内容だというような判断に基づいて、そうしたことについては現時点では認めないと、つまり全額賠償していただくまで、賠償請求を続けていくという、そういう考えでおります。なお、これらに応じていただけない場合の対応については、先ほども、そして前の質問いただいた議員にも答弁させていただいたようにADR、さらには裁判へのそうした対応についても検討していくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

2点目の防災計画についてでございますが、今現在は防災無線、さらにはメール等の充実強化ということでございますが、それ以外にも計画としては防災無線の難視聴に対応するために、屋内子局の設置も含めて無線の充実強化を図っていくことも検討していることも、ご理解いただければというふうに思っております。なお、火事のサイレンについては、今現在は皆さんもご認識いただいている音で、サイレンで通報を住民にしているわけですが、竜巻とかも含めて他の災害について、例えばサイレンの音を変える、周知の仕方を変えるというようなことについては、大変いい提案だと思っておりますので、そうしたことがどのような形でできるのかも含めて、今後検討を加えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。すばらしい提案ありがとうございます。

なお、今話題になっている竜巻でございますが、大木議員のおっしゃるとおりだと思っております。屋根とか窓が大分被害を受けたテレビの映像が映し出されましたが、あしたの被害に対して、すぐに対応ができていないということも、テレビを通じて私たちの目に映ってきました。東日本大震災のときも、これが非常に心配で、町としてはブルーシートの確保に全力を上げたという経緯は、大木議員初め議員の皆様もご承知いただいているかと思いますが、これらについては町は東日本大震災の教訓を得まして、今、備蓄という形で、こうした災害支援物資の備蓄をそれぞれの箇所にしております。ブルーシートももちろん含まれております。ただ、その備蓄量が、あしたの被害が出た場合に十分に対応し切れるのかどうかということについては、まだ心配がないわけではございませんので、数量の把握等もきちんとしまして、十分な対応をしていきたいというふうに思っておりますし、またその他にも修繕する資材、さらには建築専門家の人の手配、そうした方たちの支援をいただけるような協定、そうしたことももちろん検討していきたいというふうに思っておりますし、また消防団を含めてボランティアの方たちとの連携もさらに密にできるような、そうした防災計画を充実していきたいというふうに思っております。

なお、支援物資の応援協定、支援協定でございますが、これらについてはコメリさん、さらにはヨークベニマルさんと災害援助協定ということで、緊急時の際の支援物資を支援していただく、そういった協定は結ばせていただいておりますが、そのほかに何ができるかということについても検討を加えていきたいというふうに思っております。

貯水タンクの件についてでございますが、これについても東日本大震災で、結果的には大木議員が言われたようなことは後日後の対応としてはできたわけですが、しかし早急にというか、発災直後からできたわけではない。これも教訓として残っております。足がない、足を運べない、給水所までじかに給水タンクを持っていくこともできないという方の対応については、非常に大きな問題として課題として浮き彫りになりました。したがって、その後は給水車で給水ということで各家庭まで給水することもできたんですが、これらについ

ては、今後こうした災害が発生した場合には、発災直後からそうした対応ができるようなそんな体制もつくっていききたいというふうに考えております。防災計画の中にきちんと盛り込んだ中で対応を図っていけるようにしていきたいというふうに思っております。

以上、私のほうから大木議員に対する再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で、9番大木義正君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 総括質疑ということでございますので、町長にちょっとお聞きしたいと思います。

先日、議会が始まる前、民報新聞を開いてみますとDeNAの感謝デーに矢吹町は食料とかいろんなものを提供するというようなことで、私たちが議会で説明はなかったのですが、風評被害対策の関連でやるのかなと思いますけれども、全員協議会の中で風評被害対策、食料対策というようなことで、そういう事業をやる補正関係で出すのはわかったのですが、我々が新聞を見て初めてわかるというようなことではちょっとまずいんじゃないかなというようなことで、その辺なぜ詳しい説明をできなかったのかなということで、ちょっと説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、角田議員の総括質疑に対し、説明をさせていただきます。

11月に開催される横浜DeNAベースターズのファン感謝デーに当町の農産品を持って、矢吹町の農産品のPRを図るとともに、矢吹町のすぐれた農産品の風評被害払拭も兼ねて、そうした事業を実施する内容となっております。これらについては、説明はしたものの、一部角田議員のように、十分に理解していないということでしたら、私のほうから説明が足りなかったことについておわび申し上げ、さらに詳しい説明をこの後させていただきますと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） その他、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより、議案及び請願、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第62号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は8名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第63号、第64号、第65号、第66号、認定第1号は7名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第59号、第60号、第61号についてはお手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、9月6日までに受理した請願、陳情は会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午前11時41分)

平成 2 5 年 9 月 2 5 日（水曜日）

（第 4 号）

平成25年第376回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成25年9月25日(水曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第59号・第60号
陳情第7号・第8号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第61号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 請願第2号・第3号・第4号
陳情第5号・第6号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第62号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第63号・第64号・第65号・第66号
認定第1号
審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 6 同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第67号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例
- 日程第 9 発議第 5号 TPP交渉に関する意見書(案)
- 日程第10 発議第 6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
(案)
- 日程第11 発議第 7号 道州制導入に断固反対する意見書(案)
- 日程第12 発議第 8号 固定資産税の安定的確保に関する緊急要請(案)
- 日程第13 発議第 9号 矢吹町議会議員の議員報酬の特例に関する条例(案)
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第15 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	佐久間一幸君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	阿部正人君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	円谷清茂君	教育次長兼 学校教育課長	陳野秀敏君
会計管理者 兼出納室長	井戸沼寿量君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	須藤源太	主任主査兼 次長	松谷誠
--------	------	-------------	-----

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、こんにちは。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（栗崎千代松君） 去る9月18日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算決算特別委員会に付託いたしました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第59号、議案第60号、陳情第7号、陳情第8号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、これより議案第59号、第60号及び陳情第7号、陳情第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会審査結果報告書。

第376回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは、お手元の資料のとおりでございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第59号、議案第60号、陳情第7号、陳情第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第59号 矢吹町税条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、矢吹町税条例について所要の改正を行うものであります。

討論に入り、藤井委員から、本町は東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故において大きく被災しており、この状況下で町県民税を加算することは、ますますの負担増となるため反対する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、金融・証券税制が改正されたことから、矢吹町国民健康保険税条例について字句の修正、引用条項の調整等、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について。

本件は、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を担う市区町村の財源確保とともに、森林・林業・山村対策を早急に推進するため、石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合を、森林面積に応じて市区町村に譲与する制度創設を実現させるための陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第8号 道州制導入に反対する意見書について。

本件は、道州制の導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られることを踏まえ、全国の町村議会が一丸となってこの動きに対処するための陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議案第59号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

震災並びに原発事故により、被災で私たち県民、町民が受ける精神的かつ物的な被害はまだまだ好転の兆しもなく、ましてや風評被害、また汚染水問題が新たな火種として全世界に取り上げられるなど、今なお、復興への士気は低下せざるを得ない状況にあります。企業の誘致もままならず、限られた働く場での雇用増も望めず、ひいては所得増や生活環境の改善も感じられるものではありません。そういう中であって、被災県、被災町、被災者である我々の負担をわずかでも増加する施策には断固反対すべきものであり、多くの町民の意見であるとの認識のもと、議案第59号に反対するものであります。

皆様ご審議の上、ご判断のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 私は、議案の第59号に賛成の立場で討論を行います。

議案第59号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

東日本大震災を踏まえ、国は全国の地方公共団体が実施する緊急防災・減災事業について、その財源を自主的に確保できるよう地方税の臨時特例に関する法律を制定し、平成26年度から10年間に限り、個人住民税均等割の標準課税率を500円加算することといたしました。本町でもこの法律の趣旨を踏まえ、災害対策を確実にさせることにより、町民の皆さんが安心して暮らせることができるまちづくりを進める必要があります。そのためには、法律に従い事業に係る財源を確保し、災害対策を確実に推進することが重要であることから、私は本案に賛成をいたしますので、皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかにございませんか。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議案第59号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

本町は、東日本大震災により住家等の損壊が4,733棟を数えるなど、沿岸部の津波による被害を受けた自治体を除き、被災をした内陸部で最も被害の大きかった自治体の一つであります。いまだに、仮設住宅や借り上げ住宅に住まざるを得ない町民の方などが多数おられます。また、水道等を初めとするインフラや公共施設、農地・商業施設への被害も甚大であり、これに原発事故が追い打ちをかけ、風評による産業へのダメージの払拭や、将来にわたる健康被害をいかに防ぐかなど、行政による一定の支援はあり、評価できるものの、被災した町民みずからの金銭的負担は多くなっています。

国による東日本大震災からの復興、防災設備に要する財源確保のためという措置のためとはいえ、ようやく復興に歩み始めたばかりの本町において、被災者による負担増や所得減の影響を考慮せず、個人住民税の均等割額を一律に引き上げることは反対するものであります。

皆様のご審議の上のご判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第59号 矢吹町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第60号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は採択と決しました。

これより陳情第8号 道州制導入に反対する意見書に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は採択と決しました。

◎議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第61号 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第376回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第61号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第61号 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例。

本案は、矢吹町図書館の休館日について、利用者の利便性の向上を図るため所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◎請願第2号～請願第4号、陳情第5号、陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、請願第2号、第3号、第4号及び陳情第5号、第6号を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 産業建設常任委員会審査結果報告書。

第376回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました請願第2号、請願第3号、請願第4号、陳情第5号、第6号の審査結果は、次のとおりであります。

本請願及び陳情案件については、現地に出向き、現場視察を行っております。

請願第2号 公図上に明白に存在する館沢229番6公衆用道路に関する請願。

本件は、請願者が所有する土地への進入路である公衆用道路が通行できなくなっているとの請願であります。

現地調査及び審査の結果、請願趣旨について十分な検討及び代替道路の経過を見守っていく立場をとるべきと考えたとの意見が出され、採決いたしましたところ、全委員をもって継続審査にすべきと決しました。

請願第3号 TPP交渉に関する請願書。

本件は、政府及び関係機関に、ＴＰＰ交渉に関する交渉方針の早期確立、国民への情報開示、農林水産分野の重要５品目などの聖域確保等について、意見書の提出を求めるものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第４号 ＴＰＰ交渉に関する請願書。

本件も、請願第３号と同様、政府及び関係機関に、意見書の提出を求めるものです。

審査に入り、請願第３号と同一趣旨による関係機関への意見書提出を求める請願であることから、議会運営基準第123号により、みなし採択にすべきものとししました。

陳情第５号 町道東郷13号線整備についての陳情。

本件は、町道東郷13号線の町道整備に関する陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第６号 町道西長峰２号線の道路整備についての陳情。

本件は、町道西長峰２号線の町道整備に関する陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

請願第２号 公函上に明白に存在する館沢229番６公衆用道路に関する請願についての委員長報告は継続審査であります。

これより請願第３号 ＴＰＰ交渉に関する請願書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第３号は採択と決しました。

次に、請願第４号については、請願第３号と内容が同一であり、矢吹町議会運営基準123の規定に基づき、みなし採択として取り扱うことといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第４号は採択と決しました。

これより陳情第5号 町道東郷13号線整備についての陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は採択と決しました。

これより陳情第6号 町道西長峰2号線の道路整備についての陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は採択と決しました。

◎議案第62号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、議案第62号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算決算特別委員会委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

第376回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第62号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりです。

議案第62号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億4,081万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億9,424万2,000円とするもので、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、県支出金2,581万3,000円、財産収入3,031万5,000円、繰越金8,000万円、町債1,410万円をそれぞれ増額し、国庫支出金802万6,000円、繰入金1,961万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、衛生費、農林水産費、災害復旧費を増額し、土木費を減額するものであります。

地方債の補正は、県営農道整備事業、農業施設災害復旧事業債、災害廃棄物処理事業債を増額し、地方道等整備事業債を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本案は、歳入総額26億115万円に対し、歳出総額23億7,775万6,000円で、差し引き2億2,339万4,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、大震災を受け被保険者も大変苦しい環境に置かれ滞納者もふえた。基金を取り崩して国保税を軽減するべきであるとの考えから決算認定には反対する意見。一方、大木委員から、各種予防事業にも力を入れた成果として高額療養費も下がったこと、被災者対策として国保税の減免措置も行ったものであり、財政調整基金を取り崩し国保税を下げることは国保財政の硬直化を招くことになる、そのようなことでなく適正に執行された決算であり、賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本案は、歳入総額7億5,909万5,000円に対し、歳出総額5億6,666万1,000円で、差し引き1億9,243万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本案は、歳入総額749万5,000円に対し、歳出総額692万7,000円で、差し引き56万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本案は、歳入総額5億578万9,000円に対し、歳出総額2億7,930万2,000円で、差し引き2億2,648万7,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本案は、歳入総額11億6,796万2,000円に対し、歳出総額11億6,373万1,000円で、差し引き423万1,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本案は、歳入総額1億2,344万8,000円に対し、歳出総額1億2,252万4,000円で、差し引き92万4,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成24年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本案は、収益的収支において、収入額4億8,094万9,000円に対し、支出額4億4,711万6,000円で、3,383万3,000円の純利益であります。

また、資本的収支では、収入が9,783万6,000円に対し、支出が2億5,116万9,000円で、差し引き不足する額1億5,333万3,000円は、当年度分消費税調整額と過年度損益留保資金及び当年度損益留保資金で補填した内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1 番。

〔1 番 安井敬博君登壇〕

○1 番（安井敬博君） 認定第2号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論させていただきます。

東日本大震災と原発事故による健康面への影響も危惧される中、町民の健康を守る立場で健診の拡充や、一定規模の被災者に対して保険税などの減免等の措置を行うなど、関係者の皆様のご尽力には敬意を表します。

しかしながら、国民健康保険特別会計の財務状況を見ますと、平成20年度以降、連続して黒字会計となっており、国民健康保険給付金支払準備金積み立てを行ったことにより、この基金の保有額も2億円を超えております。本町の国保規模によれば、基金保有額は3億円以上が望ましいとのご説明もありましたが、リーマンショックによる不況や国による制度改正の影響で、本町における国保税の滞納者数も深刻なものとなっております。給付金が底をついて、支払うことができなくなるという事態を避けるために積み立てるということは理解できますが、さきの理由に加えて、大震災と原発事故の影響で町民の負担が増加している中、5年連続の黒字、給付支払準備金の半分以上を積み立てている状況の中、町民の間からも、これだけ黒字になっているのだから高過ぎる国保税を何とかできるのではないかとの声も上がっております。

このようなことから、町民の負担を減らすような運営ができたのではないかと判断いたします。

皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

4 番。

〔4 番 佐藤幸市君登壇〕

○4 番（佐藤幸市君） 認定第2号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

皆様ご承知のとおり、国民健康保険の加入者は農業者や自営業者、あるいは一般の退職者、そして若年層を初め子育ての親や親の介護などの負担が増大する30代、40代、50代の非正規雇用者などの方々であります、いわゆる不景気や悪化する社会変動に左右される弱者の立場にあるの方々でありまして、弱者の方々にとって健康に日々生活を営む上で国保は重要な保険であります。にもかかわらず、税額は所得に応じての所得割、世帯の資産に応じての資産割、世帯の加入者に応じての均等割・人数割、そして1世帯としての平等割という4つの課税体系から成っておりまして、家計での負担割合は名実ともに非常に高くなっております。

一方で、国保会計の財源状況は平成20年度以降、5年間黒字会計でありまして、震災前の平成22年度が2億2,000万円、震災以降でも2億5,300万円、2億2,300万円の黒字となっております。国保加入者が、その納税の高さに悲鳴を上げている中であって、これほどの黒字幅を出し続けることは財政の歳入歳出において、数段の弾力性を伴った運営が可能であることは明白であります。特に、資産があるからとの理由で課税される資産割の撤廃は、多くの自治体でも撤廃されていることから、早急になされるべき事案と判断されます。

以上、数年来の安定した黒字財政下での運営であって、弾力的な財政運営のもとに町民の負担を少なくしていただくべき運営へと転換すべきでもあったのにもかかわらず、置き去りになった運営には反対する次第であります。

皆様の審議の上、ご判断のほどをよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 私は、認定第2号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

ご存じのように、医療費の増加により国保会計は毎年、増加傾向にあります。そのような中で、町では予防医療に力を入れ、医療費の抑制に努め、特に高額療養費においては対前年比で22.1%減少しました。さらに、予防医療の啓発活動や保健指導、家庭訪問などを行い、町民の健康を第一に国保事業に取り組んでおります。

また、東日本大震災の被災者に対しても、保険税や医療費等の減免を行っております。そして万が一、新型インフルエンザなどの病気が大流行した場合に備えての基金も、矢吹町の規模として必要とされる基金にはまだ足りないものの、着実に積み重ねております。この基金を取り崩して、国保税の軽減をすべきとの声もありますが、以前にも国保税の引き上げを2年間しなかったために1億2,000万円余りの基金があつという間に底をつきそうになり、一般会計からの繰り入れでしのいだ時期もあったことも忘れてはいけません。このことから、国保財政の安定した運営のために、必要な基金を取り崩すべきではないと私は思います。

以上の考えから、私は認定第2号に賛成いたします。

皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第62号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第3号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号 平成24年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第8号 平成24年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第63号～議案第66号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員会委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

第376回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

1番から6番までは記載のとおりでございます。割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第63号、第64号、第65号、第66号、認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第63号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,519万円を追加し、総額を22億6,290万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、前期高齢者交付金179万8,000円、繰越金2億2,339万2,000円を増額し、基金繰入金6,000万円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費9,646万2,000円、前期高齢者納付金など11万5,000円、共同事業拠出金1,404万1,000円、諸支出金5,629万7,000円を増額し、後期高齢者支援金など111万9,000円、介護納付金60万6,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ703万7,000円を追加し、総額を6億5,334万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金703万7,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費444万8,000円、災害復旧費258万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ423万1,000円を追加し、総額を10億8,075万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、平成24年度繰越金423万1,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、高額介護サービス費273万1,000円、高額医療合算サービス費150万円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的支出につきましては既定の額に154万4,000円を増額し、支出予算総額4億6,644万4,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、修繕費154万4,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成24年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定。

本案は、平成24年度の一般会計総額の決算収支は、歳入97億6,455万4,000円、歳出93億2,708万3,000円、差し引き4億3,747万1,000円の黒字決算となりました。

討論に入り藤井委員より、職員への給与等支給に甚だ不安の残る決算であるため反対する意見。また、青山委員より、震災と原発被災からの行財政運営には敬意を表するが、結果として実質単年度収支が7億355万2,000円の赤字となっており、震災以降、基金の取り崩しが際立、ち財政運営に疑問であることと、財政の弾力化を示す経常収支比率も財政危機を懸念され看過できないことから反対する意見。一方、熊田委員より、予算執行面においても適正に行われたとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成2、反対4により、否決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 認定第1号 平成24年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に、反対の立場で討論いたします。

平成24年度は、東日本大震災からの一刻も早い復旧ということで、町三役、また職員の方々も心身ともに大変な1年だったと思います。復旧の現場に、いち早く立つ職員の方々の仕事の量も膨大な量と思います。超過勤務という体制をとらなければ、仕事が前に進まなかったでしょう。そうした勤務に対して給与は支払えたのか、代休という形をとっても、その言葉どおり休むことができたのか。また、人事考課制度が全職員対象に試行されましたが、復旧から復興へ向かう我が町、除染というなかなか先の見えない仕事も続きます。町民の安心・安全のため、その礎になるのが職員の方々の働きです。人事考課制度で、職員が一丸になれるのか不安が残ります。平成25年度、町職員の方々に一丸となって復旧から復興へ力を出していただくためにも、認定第1号に反対いたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 私は、認定第1号 平成24年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本県は、東日本大震災や原子力災害等により、震災対応やまちづくり総合計画及び復興計画に基づく各種事業への取り組み等、昨年に引き続き、選択と集中により例年以上の充実した事務事業を推進した結果が、顕著にあらわれているものと理解いたします。

特に、復興計画における重大課題として位置づけられた農地部門を最優先とした震災からの復旧として、農業施設等を初めとした災害復旧事業や、災害廃棄物処理事業、除染計画に基づく町内の除染として住宅除染や仮置き場造成事業、線量低減化活動支援事業、放射性物質吸収抑制対策事業、教育施設や農地の除染対策事業、さらには防災体制の再構築として防災行政無線デジタル化改修事業や、耐震性飲料水兼用水槽設置事業等にいち早く取り組み、国や県の補助金及び交付金をフルに活用し、一般財源の軽減を図り、町民の安全・安心確保のためさまざまな取り組みをし、結果として町民の利益につながっており、行政の使命を果たしているものと判断します。

また、このような取り組みの中、財政指標の一つである実質公債費比率については、平成21年度の19.6%から平成22年度は17.6、平成23年度17.0と一步一步、着実に健全財政へと推移しており、平成24年度はピークであった平成18年度の25.1%から8.2%改善され、16.9%となっております。健全財政と言われている早期健全化基準の18%未満へと大幅に改善したことは、効率的かつ効果的な財政運営の結果が、町民サービスの向上につながってきていると言えます。

このようなことから、平成24年度一般会計歳入歳出決算認定については、東日本大震災からの復旧・復興を最優先した年度として、災害復興財源を主に歳入財源の確保にも努め、取り組んだ結果、町民の皆さんの負担が増すことがないよう最大限努力し、健全化に取り組んだ決算内容であると大いに評価します。震災直後の職員の方々が出した結果であるということを大いに評価させていただき、本件に賛成します。

議員の皆様のご賛同をお願いして討論を終わります。

重ねて、賛同をよろしく願います。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 認定第1号 平成24年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

平成24年度決算についてであります。あくまで結果としましては、実質単年度収支が7億355万2,000円の赤字となっております。実質収支は、震災前の半分の2億2,000万円余りであり、積立額がわずか29万8,000円という数字、これに対して取り崩し額が3億9,180万9,000円と際立っています。また、震災後の2年間においても、積立額は2年間で4億5,000万円に対し、取り崩し額が9億5,000万円と、取り崩し額が5億円ほど多い結果となっております。被災による、県、また国からの災害復旧に向けた補助金や交付金などが、過去に例がないほど給付され、100億円にも及ぶ歳入規模であったわけですが、結果としては国や県からの災害補償では追いつかず、我が財布のひもを解き、身銭を切って取り崩す羽目となったのか疑問も残るところであります。

2点目としまして、財政の弾力化でございますが、臨時財政対策債を除いた指数は93.1%であり、当矢吹町が財政危機を懸念されたときに近い数値を示していること、これは看過できません。借金の度合いを示す実質公債費比率が16.9%と、賛成討論においても評価をする意見がございました。しかし、これは平成19年度以降、その算定経費というものが変更されており、数値はよくなる方向に計算が再度されているわけでございます。そして、この実質公債費比率を一つの判断とするならば、きょうの新聞でも公表されましたが、県内における類似団体におきましては当町は最下位でございます。平均でも12.1であり、16.9というのは高い数値であることは、これは認識しなければならない数値と思っております。

3点目としましては、商工費というものを例に挙げれば、企業誘致費、商工振興費の推移、その中でも商工費の総額はほぼ過去と横ばいながらも、商業振興活性化事業補助金、地域支援活性化センター負担金、地域産業活性化支援事業委託金等の手当てが皆無となりまして、産業祭が5倍と膨らんでいる。国・県から補助金をいただけるものを使わない手はないと言いますが、ここ数年の商工費総額が変わらない中で産業祭の補助が膨らむということは、商工振興、企業誘致への対応が希薄になっているのではないかとこの考えも出てきます。町民の多くが企業誘致、町産業の活性化、雇用増を望む中であっては、逆進の構図ではないのかと目に映ることもございます。

これらを理由といたしまして、認定第1号に反対する次第でございます。

皆様のご審議のほど、よろしく願います。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第63号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号 平成25年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成24年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。

本案を委員長報告のとおり否決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立少数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

ここで追加議案等の提出がありましたので、全員協議会及び議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 2時07分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時30分）

◎日程の追加

○議長（栗崎千代松君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） それでは報告いたします。

会期中に、町長から提出されました同意1件及び議案2件並びに議員から発議5件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会及び文教厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会の各委員長から、閉会中の会期外付託調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程についてはお手元の資料のとおりであります。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、平成21年10月1日から矢吹町教育委員に就任していただき、この9月30日をもって任期が満了となります。矢吹町神田南219番地1、藤井義男氏を再度、教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

藤井氏には、平成13年10月より現在まで3期12年間、教育委員として豊富な識見と卓越した手腕により、町教育行政の進展にご尽力いただき、この間、教育委員長を4年間務めていただいているところであります。今後も引き続き、同委員会の職務にご尽力いただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第3号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決しました。

ここで、同意されました委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時35分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時36分）

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、議案第67号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案第67号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第67号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成25年1月28日に総務大臣から、国家公務員の給与を減額して支給する措置に準じた措置を講ずるよう要請があったことを踏まえ、県や西白河の管内市町村の動向を見きわめながら、苦渋の決断ではありましたが、職員の給料月額を減額させていただくよう本会議で追加提案をさせていただき、議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例とあわせて提案するものであります。

内容といたしましては、職員の給料月額の削減を重く受けとめ、私ども三役の給料月額についても、本町の行財政の諸情勢を鑑み、現在の減額措置に加え、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの期間において、それぞれの給与支給額から100分の5に相当する額をさらに減額するため、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 町長等の報酬、給与引き下げに反対の立場で討論いたします。

矢吹町は大震災後、本当に何から手をつけていいかわからない、そういう状態が続きました。そうした中で、その第一線に立って仕事をする、それが町三役です。そうした中で、この職員の給与削減という条件を盾に、町長職が給料を減額されていない、そういう理不尽な行為に国は出てきました。こうした報酬の引き下げは、地域経済、そして活性化、職員の士気、またみんなのやる気、そういう士気の低下を招くことは否めません。私はこういう国の行政に対する介入に対して、決して白旗を上げることなく、やはり反対して、町の今の矢吹の状態を訴えるためには、この議案には反対しなければなりません。

私は、そのような立場から町長等三役の報酬、給与引き下げ等の議案67号には反対いたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 議案第67号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本条例は、国による地方公務員の給与の減額要請に基づく中で、町長初め三役の給与を削減するものであります。先ほど提案理由にありました。また、国は措置相当分の地方交付税を既に減額していること、苦渋の決断をした職員労働組合の間でも合意を得ている状況も勘案すれば、再度みずから身を切る、やむを得ない措置であると判断するもので、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

2番。

〔2番 加藤宏樹君登壇〕

○2番（加藤宏樹君） それでは、議案第67号 矢吹町長等の給与特例に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

町長等の給与は、社会情勢の変化や町民生活の現状を反映したものとすべきと考えます。そのため、給与の額やあり方については、適宜検討すべきであり、今回の給与の削減案は、金額の妥当性を検討したものではなく、地方財政の重要な財源であります地方交付税を盾にした政府の圧力であり、被災地の人事、給与等への介入は別次元のもので、不当介入以外の何物でもなく、我々被災地にとっては理不尽な圧力にしかすぎません。

それに屈する理由もありませんので、反対をいたします。

ご審議の上、ご判断をよろしく願います。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例を議題といたします。

事務局長に議案第68号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例についてであります。本案は、平成25年1月28日に総務大臣から、国家公務員の給与を減額して支給する措置に準じた措置を講ずるよう要請があったところであり、県では、7月から本措置に準じた取り組みを実施し、県内の市町村においても多くの自治体の本措置に準じた取り組みを検討しております。本町におきましても、東日本大震災以降の復旧・復興に尽力してきた職員の士気低下も懸念されますが、復興財源の確保に向けた取り組みであるとの本措置の趣旨を尊重し、苦渋の決断をいたしました。

6月定例会の一般質問等でも説明しましたとおり、西白河の管内市町村と歩調を合わせ、本措置に準じた提案を町職員労働組合に提示し、たび重なる団体交渉の上、本措置の趣旨を十分に説明し、理解を得ながら妥結に至り本提案をするものであります。

条例制定の主な内容につきましては、職員の給料月額を平成25年10月1日から平成26年3月31日までの期間において、職務の級が2級以下の職員については100分の4.61、3級以上の職員については100分の7.61に相当する額をそれぞれ減額するものであります。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

議案第67号でも反対しましたが、やはりこの矢吹町は先ほども言ったように、本当に大変な被害を受けています。この復旧から復興へと、少しでも前に進むことが今、町民から求められております。その原動力となるのがやはり給与です。この原動力の妨げになる議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例について、矢吹町が少しでも発展の妨げにならないよう、68号に反対いたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

13番。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例。

私は、職員の給与等の臨時特例に関する条例に、賛成する立場で討論いたします。

本条例は、国による地方公務員の給与の減額要請に基づき、職員給与を一時的及び職務給に応じ減額する措置を講ずるものであり、職員労働組合との合意成立していることから、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 私は、議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、東日本大震災の復興財源確保のためという大義名分を掲げられたものに起因します。福島県も矢吹町も被災の当事者であり、全県民、全町民が被災者であります。その当事者でもある我が役場町職員の皆様が、本案に理解を示され、被災者みずから復興財源確保に寄与される姿は、同じ国の日本人として尊敬するとともに誇りに思います。まさに、大震災発生の直後から、職員の皆様が寝食を忘れて、町民のために身を粉にして働かれました。その姿は、全町民が感動し、感謝の言葉が町中にあふれていました。この震災を契機に、多くの町民が職員の皆さんに敬意を表することとなりました。私もその一人であります。そして、その被災者みずからが本案に理解を示し、そのことはまことにすばらしく、子供のころに聞いた、「武士は食わねど高ようじ」という言葉を思い出しました。もう死語かと思っていましたが、現在に存続していることを確信しました。その思いは、日本人が世界に称賛されている他人を思いやる心であり、その具現化されたものがこの議案第68

号の条例であります。崇高な精神をお持ちのすばらしい矢吹町職員の皆様に敬意を表さずにはられません。その気高い心の持ち主である職員の皆様の思いを否定する言葉は、私の中には存在しません。

よって、議案第68号に賛成させていただきます。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号 職員の給与等の臨時特例に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第9、これより発議第5号 TPP交渉に関する意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第5号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） TPP交渉に関する意見書（案）。

私たちは、これまで、①TPPは、ISD、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含み、②例外なき関税撤廃が行われれば、わが国農業は壊滅的な影響を受けるなどの問題点を指摘してきた。多くの国民の間で渦巻くこれらの不安や懸念が払拭されないまま、わが国が交渉参加に至ったことは誠に遺憾である。

3月13日の自民党決議には、「守るべき国益を如何にして守るかについて明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならない」とされているにもかかわらず、政府は、未だ交渉方針を明確に示していない。また、マレーシア・ブルネイでの交渉会合の際には、利害関係者への説明会が開催されたものの、各国の取り組みに比べると、情報開示の内容は全く不十分であり、今後交渉の加速化が見込まれるなか、わが国としての情報開示手法の構築が急務である。

食料・農業・農村基本計画は、平成27年3月までに見直し、食料の安定供給を図るための新たな計画を閣議決定する必要がある。また、本年6月に閣議決定した「日本再興戦略（成長戦略）」において、「今後10年間

で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」とされており、TPP交渉によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは認められない。

一方、食と暮らし・いのちに関わる非課税措置など、幅広い分野が対象となる日米二国間の並行協議においても、TPP交渉と同様の措置が講じられなければならない。

よって、国においては、今後のTPP交渉において、下記事項に取り組むよう強く要望する。

【要望事項】

1、国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会決議や、議院内閣制に基づく与党である自民党決議の内容に即した交渉方針を早期に確立し、国民に開示すること。

2、国民への十分な情報開示とあわせて、速やかに国内の利害関係者との相談・協議を行う枠組みを作り上げ、交渉戦略に反映させること。

3、農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること。

4、日米二国間の並行協議においても、情報を開示するとともに、与党自民党の決議、衆参農林水産委員会および5月28日の衆議院消費者問題特別委員会における国会決議を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日。

衆議院議長、伊吹文明殿。参議院議長、山崎正昭殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。外務大臣、岸田文雄殿。農林水産大臣、林芳正殿。経済産業大臣、茂木敏充殿。内閣官房長官、菅義偉殿。

矢吹町議会議長、栗崎千代松。

○議長（栗崎千代松君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第5号 TPP交渉に関する意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号 TPP交渉に関する意見書（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第10、これより発議第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方

の財源確保」のための意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第6号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。財務大臣、麻生太郎殿。総務大臣、新藤義孝殿。農林水産大臣、林芳正殿。環境大臣、石原伸晃殿。経済産業大臣、茂木敏充殿。衆議院議長、伊吹文明殿。参議院議長、山崎正昭殿。

福島県矢吹町議会議長、栗崎千代松。

○議長（栗崎千代松君） これより発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は可決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第11、これより発議第7号 道州制導入に断固反対する意見書（案）を議題いたします。

事務局長に発議第7号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 道州制導入に断固反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされ

るおそれが高いえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々矢吹町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月25日。

衆議院議長、伊吹文明殿。参議院議長、山崎正昭殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、麻生太郎殿。内閣官房長官、菅義偉殿。総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、道州制担当、新藤義孝殿。

福島県矢吹町議会議長、栗崎千代松。

○議長（栗崎千代松君） これより発議第7号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号 道州制導入に断固反対する意見書（案）、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号は可決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第12、これより発議第8号 固定資産税の安定的確保に関する緊急要請（案）を議題といたします。

事務局長に発議第8号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 固定資産税の安定的確保に関する緊急要請（案）。

地方税は地方自治の基礎をなす重要な税源であり、町村の自主性及び自立性を確立させるためには、地方交付税と共に地方税の充実・確保による財政基盤の強化が不可欠であります。

現在、自由民主党の税制調査会において、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づく関連税制を今月中にも取りまとめるべく、議論がなされておりますが、拝聞するところ、我々町村にとって貴重な財源である固定資産税の償却資産課税の見直しが含まれるとされております。

ご承知のごとく、課税客体の乏しい町村にとって固定資産税は、基幹税目であり、また、固定資産税に占める償却資産分の割合は非常に高く、仮に廃止・縮小されることとなれば、町村財政に多大な支障を生じさせることは明白であります。

ついでに、我が国の経済成長に向け民間活力を引き出すことを主目的に、投資減税や実効税率を引き下げる場合は、地方財政に影響を与えることのないよう配慮いただくと共に、特に固定資産税は、町村税収の大宗を占める重要な基幹税目でありますので、償却資産課税を見直すことなく、現行制度を堅持いただくよう強く要請いたします。

平成25年9月25日。

衆議院議員、亀岡偉民殿。衆議院議員、根本匠殿。衆議院議員、菅野佐智子殿。衆議院議員、坂本剛二殿。衆議院議員、菅家一郎殿。参議院議員、岩城光英殿。参議院議員、森雅子殿。

矢吹町議会議長、栗崎千代松。

○議長（栗崎千代松君） これより発議第8号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第8号 固定資産税の安定的確保に関する緊急要請（案）、これを可決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号は可決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第13、これより発議第9号 矢吹町議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）を議題といたします。

事務局長に発議第9号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（栗崎千代松君） 提出者の説明を求めます。

13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 矢吹町議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）。

議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間において、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年矢吹町条例第28号。以下「議会議員報酬条例」という。）第2条の規定にかかわらず、その者に対応する議会議員報酬条例別表に掲げる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附則（施行期日）。

1、この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（この条例の失効）

2、この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） これより発議第9号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 発議第9号 矢吹町議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）について、反対いたします。

この発議は、67号、68号と同等の取り扱いと私は見ます。私も、この発議は苦渋の決断ですが反対いたします。

さきの町三役、職員給与の削減の議案にも反対しましたが、我が矢吹町議会では町の財政再建に少しでも協力ということで費用弁償を返上しております。こうした中で国が地方交付税を盾に、今、地方を締め上げようとしております。被災地3県、福島、宮城、岩手、特に福島県は原発災害という大きな課題を突きつけられて

おります。町三役、町職員と同様、議員も大きな責務を背負っています。その責務を果たさなければなりません。その議員としての活動を保障してくれるのが議員報酬です。報酬引き下げは、国に地方がますます甘んじられてしまうというようになりかねません。

国のこうした締めつけに反対するためにも、今回この発議第9号にも反対いたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 私は、議員発議第9号 矢吹町議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）について、賛成の立場で討論いたします。

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が成立したことにより、国家公務員給与は平均で7.8%削減されました。これにより、各地方公共団体でも国に準じて必要な措置を講じるよう要請されており、被災地でもある我が矢吹町でも東日本大震災の復旧・復興のために財源確保として活用されることから、町執行部は町長と三役については5%の減額、職員については国家公務員と同様に、国が示しているラスパイレス指数相当額給与減額支給措置として引き下げる条例を提出する苦渋の決断をいたしました。これにより、地方交付税の削減相当額を確保することで、町民に負担させることのないような配慮を行ったことから、私たち議員みずからも議員報酬、町三役減額率5%を減額し、少しでも町財政に貢献できることから、私は本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 発議第9号に反対の立場で討論いたします。

主に復興財源としての趣のもとに、さきに地方交付税を減額したり、復興、復興という名のもとに、さまざまな圧力を我が被災県、被災町、被災者に対し、与えてきているというのが実感でございます。特に、地方交付税という性質は、これは地方の格差をなくすというのが目的であり、これが人事権あるいは給与等、報酬等の対象として、交付税がいかなる影響あるいは減額等を受けるといふものの性質のものではありません。まさに復興等に関しましても、財源等に関しても、まず、ほかにやるものがあるのではないかと議論もなされてしかるべきものであると思います。まして、オリンピック等を見ても、安倍首相が、テーマは福島ではないと言ったり、あるいは今、汚染水問題等に対してコントロールできていると言いながらも、アメリカから呼んだ専門家は、もういたし方ないという会見をつい最近しております。そういう中であって、福島、被災県という、我々がこの地域にありましては、交付税という性質とこの原発というもの、まさに交付税という、交付額を減少するというような盾にとるような方法でもって、今回、財源として扱うというのは全く意に沿わないものであり、これは交付税を盾にとった不当介入というものの以外ありません。我々、被災県、被災地にとっては、理不尽そのものの圧力にしかすぎず、これに屈する理由などは存在しないものと考えております。

これらのことをもとに、発議第9号はもとより、議案第67号、68号もしかりであります。反対に至ることをここに説明申し上げます。

皆様のご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 私は、発議第9号 矢吹町議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）に、賛成の立場で討論させていただきます。

本日の討論でもありましたが、仕事のやる気は給料であるということもありました。そうかもしれませんが、仕事のやる気は、私はモチベーション、思いであると思います。では、報酬が減ったら仕事はやらなくなるのかということはいえませんが、活動するなら政務活動費があります。この条例をきっかけに、崇高な精神を持たれる町三役、そして職員の皆さんを見習い、先ほども申しましたが、子供のころに聞いた「武士は食わねど高ようじ」という言葉に少しでも近づけるような思いを、経験をさせていただきたいというふうに思います。

皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、発議第9号は可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（栗崎千代松君） 日程第14、これより閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（栗崎千代松君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会、議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力お願いいたします。

これにて第376回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

(午後 3時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月10日

議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 吉田 伸

署 名 議 員 安井 敬博